

第一次八重瀬町総合計画
基本計画(答申原案)

沖縄県八重瀬町

- 目 次 -

序．基本計画の期間	1
1 節：基本計画の期間	1
2 節：将来の目標人口	1
3 節：基本計画の体系	8
1．産業の振興による魅力と活力あるまちづくり	9
1 節：農業の振興	9
2 節：水産業の振興	15
3 節：商工業の振興	17
4 節：観光・レクリエーションの振興	23
5 節：雇用対策の強化	26
2．調和のとれた安全・安心のまちづくり	29
1 節：市街地及び集落整備	29
2 節：交通体系の整備	33
3 節：住宅・生活環境の整備	35
4 節：上下水道の整備	39
5 節：地域安全・防災体制の整備	42
6 節：情報通信基盤の整備	46
3．人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり	49
1 節：循環型社会の構築	49
2 節：自然環境の保全	52
4．結いの心で支え合うふれあいのまちづくり	55
1 節：健康づくりの推進	55
2 節：食育の推進	59
3 節：高齢者福祉の充実	61
4 節：子育て支援の推進	65
5 節：障がい者福祉の充実	70
6 節：母子・父子、寡婦福祉の充実	73
7 節：地域福祉の推進	74
5．夢と未来を拓く心豊かなまちづくり	77
1 節：家庭教育・幼児教育の充実	77
2 節：学校教育の充実	80

3節：平和教育の推進	84
4節：生涯学習の充実・人材育成の推進	86
5節：スポーツ・レクリエーションの振興	88
6節：文化・芸術の振興と歴史・文化資源の継承	90
7節：交流と連携の推進	93
6. 協働の心でつくる町民が主役のまちづくり	95
1節：協働のまちづくりの推進	95
2節：男女共同参画社会の形成	97
3節：コミュニティ活動の強化	99
7. 情報の共有による開かれたまちづくり	101
1節：情報伝達・共有の仕組みづくり	101
2節：対話によるまちづくりの推進	103
8. 健全な行財政基盤を確立するまちづくり	105
1節：効率的な行政運営	105
2節：効率的な財政運営	108

序：基本計画の期間

1節：基本計画の期間

「第1次八重瀬町総合計画基本計画(前期)」は、平成21年度(2009年)を初年度として、平成25年度(2013年)を目標年次とします。

2節：将来の目標人口

現況人口・世帯数・1世帯当たり人員数

人口、世帯数、1世帯当たり人員

		旧東風平町	旧具志頭村	八重瀬町
昭和60年	人口(人)	13,148	6,770	19,918
	世帯数(世帯)	3,050	1,535	4,585
	1世帯当たり人員(人/世帯)	4.31	4.41	4.34
平成2年	人口(人)	14,150	6,568	20,718
	世帯数(世帯)	3,546	1,621	5,167
	1世帯当たり人員(人/世帯)	3.99	4.05	4.01
平成7年	人口(人)	15,938	7,095	23,033
	世帯数(世帯)	4,177	1,893	6,070
	1世帯当たり人員(人/世帯)	3.82	3.75	3.79
平成12年	人口(人)	16,879	7,747	24,626
	世帯数(世帯)	4,673	2,152	6,825
	1世帯当たり人員(人/世帯)	3.61	3.60	3.61
平成17年	人口(人)	17,086	8,035	25,121
	世帯数(世帯)	5,022	2,402	7,424
	1世帯当たり人員(人/世帯)	3.40	3.35	3.38

資料：国勢調査

将来人口の推計方法

(1) コーホート要因法による将来人口の推計

本町の将来人口(目標年度：平成 25、30 年)をコーホート要因法により推計した結果、目標年度である平成 25 年には、25,667 人、平成 30 年には、26,038 人という結果になりました。

< コーホート要因法による推計結果 >

	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H25 (2013)	H30 (2018)	H35 (2023)
人口総数	19,918	20,718	23,033	24,626	25,121	25,667	26,038	26,345

コーホート要因法とは

コーホート要因法は国立社会保障人口問題研究所や市町村総合計画などで広く用いられている人口推計の手法で、本計画においては、平成 17 年の国勢調査を基準年として推計を行いました。

コーホート要因法は、生残率、純移動率、特殊出生率、出生性比の仮定値を用いて将来人口を算出します。

コーホート法とは、ある年の男女・年齢別人口を基準として、これに出生率や社会移動率などの要因についての仮定値をあてはめて将来人口の変化を計算する方法です。

推計には、基準人口、出生率、生残率、社会移動率を用います。

・5年後の5歳年上の人口 = 現在の人口 × (生残率 + 社会移動率)

・5年後の0～4歳の人口は、15歳から49歳の女性が子供を産むと仮定して、それぞれの年齢に出生率を乗じて算出します。

15歳～19歳の女性が生む子供の数 = 現在の女性の人口 × 出生率

45歳～49歳の女性が生む子供の数 = 現在の女性の人口 × 出生率

このように、算出した男女・5歳階級別の人口を積み上げて町全体の推計人口とします。

(2) 土地開発による推計人口

) 区画整理事業による推計人口

本町における土地区画整理事業による計画人口は、伊覇地区 3,400 人、屋宜原地区 2,200 人、富盛地区 680 人、計 6,280 人となっています。

この 3 地区の現況人口は、1,177 人であり、計画人口 6,280 人から現況人口 1,177 人を差し引くと 5,103 人となります。このうち 1/7 割の方が町外からの流入と想定し、推計人口を 3,572 人と設定します。

区画整理事業による推計人口 (単位:面積(ha)、人口(人))

		面積	計画人口 (a)	現況人口 (b)	計画 - 現況 (a - b = c)	推計人口 (c × 70%)
区画整理事業地区	伊覇地区	42.5	3,400	408	2,992	2,094
	屋宜原地区	28.3	2,200	579	1,621	1,135
	富盛地区	11.3	680	190	490	343
合計		82.1	6,280	1,177	5,103	3,572

1/7 割の根拠は、屋宜原地区の保留地の購入状況が、町内:町外 = 3:7 となっていることから、7 割と設定している。

) 土地改良区非農用地整備による推計人口

本町の土地改良区非農用地整備のほとんどの地区は、宅地整備が進んでいます。その中、小城第 2 地区については、住宅がまだ張り付いていないことから、この地区にも今後人口が張り付く事が想定できます。

小城第 2 地区では 197 戸の整備計画があることから、計画人口を 2/3 割と想定しています。このうち 3/5 割の方を町外からの流入人口と想定し、小城第 2 地区における推計人口を 335 人に設定します。

土地改良区非農用地整備による推計人口 単位:面積(ha)、人口(人)

		面積	計画人口 (a)	現況人口 (b)	計画 - 現況 (a - b = c)	推計人口 (c × 50%)
土地改良区非農用地整備	小城第 2 地区	9.6	670	0	670	335
合計		9.6	670	0	670	335

2/3 割の根拠は、小城第 2 地区の計画人口については、(宅地戸数(197 戸) × 3.4 人/世帯(平成 17 年 1 世帯当たり人員数))による人口とする。

3/5 割の根拠は、小城地区非農用地の将来土地利用予定者の 53% が町外に住所を有する者となっていることから本地区への流入人口を 5 割と設定している。

八重瀬町の将来人口

区画整理事業地区に関しては、平成 21 年から平成 30 年の 10 年間で、推計人口 3,572 人張付くと想定しています。

区画整理事業地区の人口の伸び方については、平成 21 年から平成 23 年までは、緩やかに伸びると想定し、平成 24 年から平成 27 年は伸び率が上昇すると想定しています。また、平成 28 年から平成 30 年は緩やかに伸びると想定しています。

非農用地については、平成 21 年から平成 35 年の 15 年間で、推計人口 335 人張付くと想定しています。

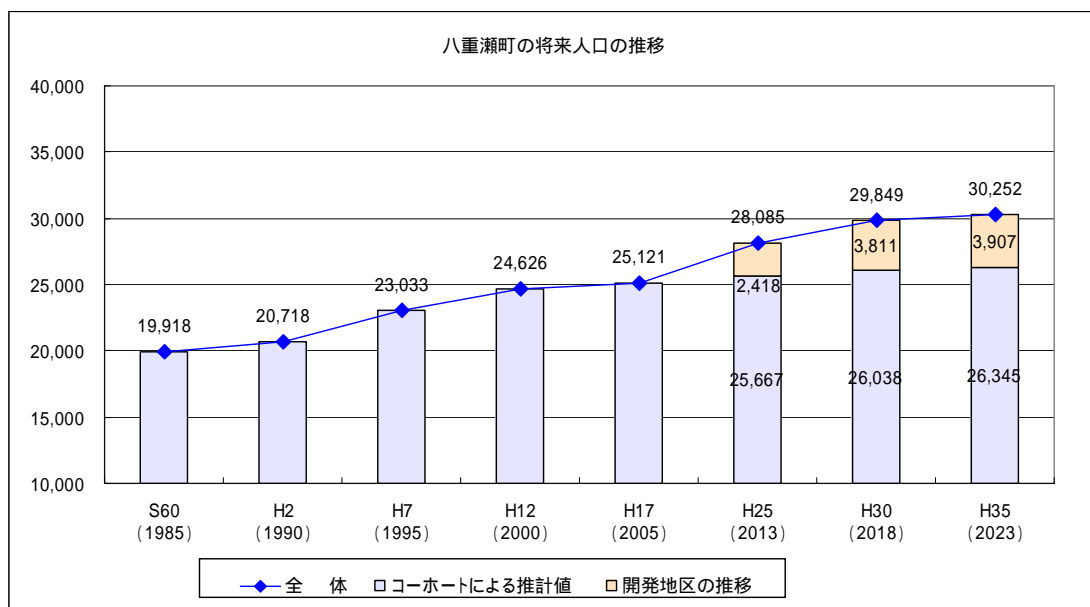
非農用地の人口の伸び方については、平成 21 年から平成 24 年までは、緩やかに伸びると想定し、平成 25 年から平成 31 年は伸び率が上昇すると想定しています。また、平成 32 年から平成 35 年は緩やかに伸びると想定しています。

上記の事を踏まえコーホート要因法で算出した推計人口と、開発地区(土地区画整理事業、土地改良区非農用地整備)の推計人口を合わせて、本町の将来人口(目標年度:平成 25、30 年)について整理すると以下のとおりとなります。

	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)
コーホート推計値	25,302	25,371	25,454	25,515	25,592	25,667	25,744	25,836
区画整理による増加数	238	476	714	1,250	1,786	2,322	2,858	3,096
非農用地による増加数	5	17	33	50	67	96	124	153
合計	25,545	25,864	26,202	26,815	27,445	28,085	28,726	29,085

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
コーホート推計値	25,891	25,966	26,038	26,113	26,197	26,246	26,295	26,345
区画整理による増加数	3,334	3,572	3,572	3,572	3,572	3,572	3,572	3,572
非農用地による増加数	182	211	239	268	285	301	318	335
合計	29,407	29,749	29,849	29,953	30,054	30,120	30,186	30,252

目標年次である平成 25 年には 28,085 人、平成 30 年には 29,849 人となります。よって、基本構想における将来の目標人口は、**平成 30 年度(2018 年)において 30,000 人**、本基本計画の目標年次となる**平成 25 年度(2013 年)においては、28,000 人と設定**します。



将来の1世帯当たり人員数と世帯数推計

) 将来1世帯当たり人員数推計

本町の1世帯当たり人員数の将来推計値を算出するために、トレンド(回帰式)により推計しました。

使用したトレンドモデルは、「直線モデル、分数モデル、ルートモデル、べき乗モデル、指数モデル、修正指数モデル、ロジスティックモデル」の7種類です。

トレンド(回帰式)は、決定係数(R^2)の値が1.0に最も近いものが信頼性が高いとされていることから、将来1世帯当たり人員数の推計値に「べき乗モデル」を利用しました。

推計結果は、目標年度である平成24年には3.1人/世帯、平成29年には2.9人/世帯となっています。その他の推計結果は以下の通りとなります。

トレンド(回帰式)推計結果

モデル名	平成25年	平成30年	決定係数(R^2)	式
直線	3.0	2.8	0.987349	$y = aX + b$
分数	3.0	2.8	0.987871	$y = k / (X^p) + q$
ルート	3.0	2.8	0.987481	$y = a + b \sqrt{X}$
べき乗	3.1	2.9	0.992721	$y = aX^b$
指数	3.1	2.9	0.992548	$y = Epx(ax + logeb)$
修正指数	2.5	1.8	0.919125	$y = K ab^X$
ロジスティック	2.8	2.4	0.945691	$y = a / (1 + b e^{kx})$

) 将来世帯数推計

世帯数の将来推計の推計値は、将来推計人口と将来推計1世帯当たり人員数の推計結果を基に算出しました。

推計結果は、目標年度である平成25年には9,149世帯、平成30年には10,324世帯となっています。推計結果は以下の通りとなります。

将来世帯数の推計結果

	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)
将来推計人口	25,545	25,864	26,202	26,815	27,445	28,085	28,726	29,085
1世帯当たり人員数	3.3	3.2	3.2	3.1	3.1	3.1	3.0	3.0
将来世帯数	8,234	8,528	8,834	9,149	8,834	9,149	9,471	9,705
	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
将来推計人口	29,407	29,749	29,849	29,953	30,054	30,120	30,186	30,252
1世帯当たり人員数	3.0	2.9	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7
将来世帯数	9,930	10,167	10,324	10,484	10,646	10,798	10,952	11,107

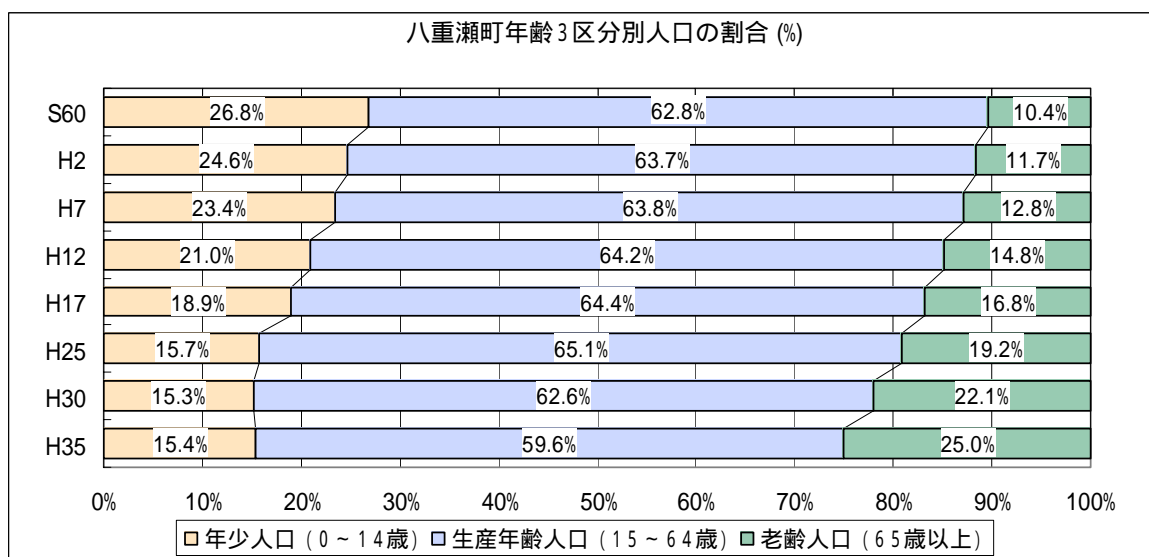
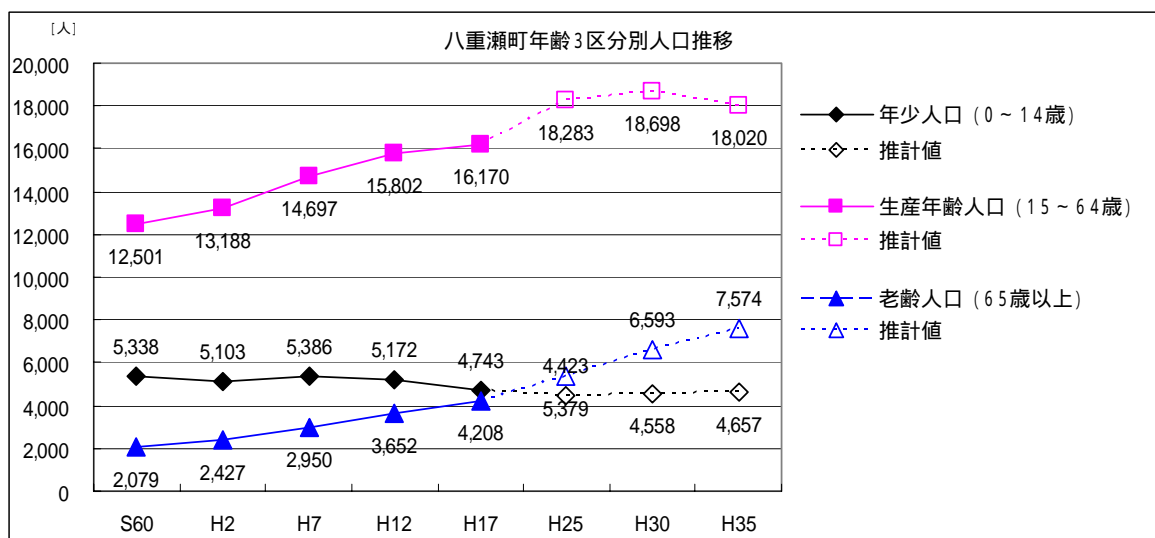
年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別の推計結果をみると、年少人口は昭和60年から減少傾向にあり、平成24年以降の推計値は、ほぼ横ばいに推移しています。生産年齢人口では昭和60年から増加傾向を示していますが、平成29年からは減少の傾向がみえます。高齢人口では昭和60年から平成17年まで増加傾向となっており、平成24年以降の推計値も増加傾向を示しています。

年齢3区分別人口の推移

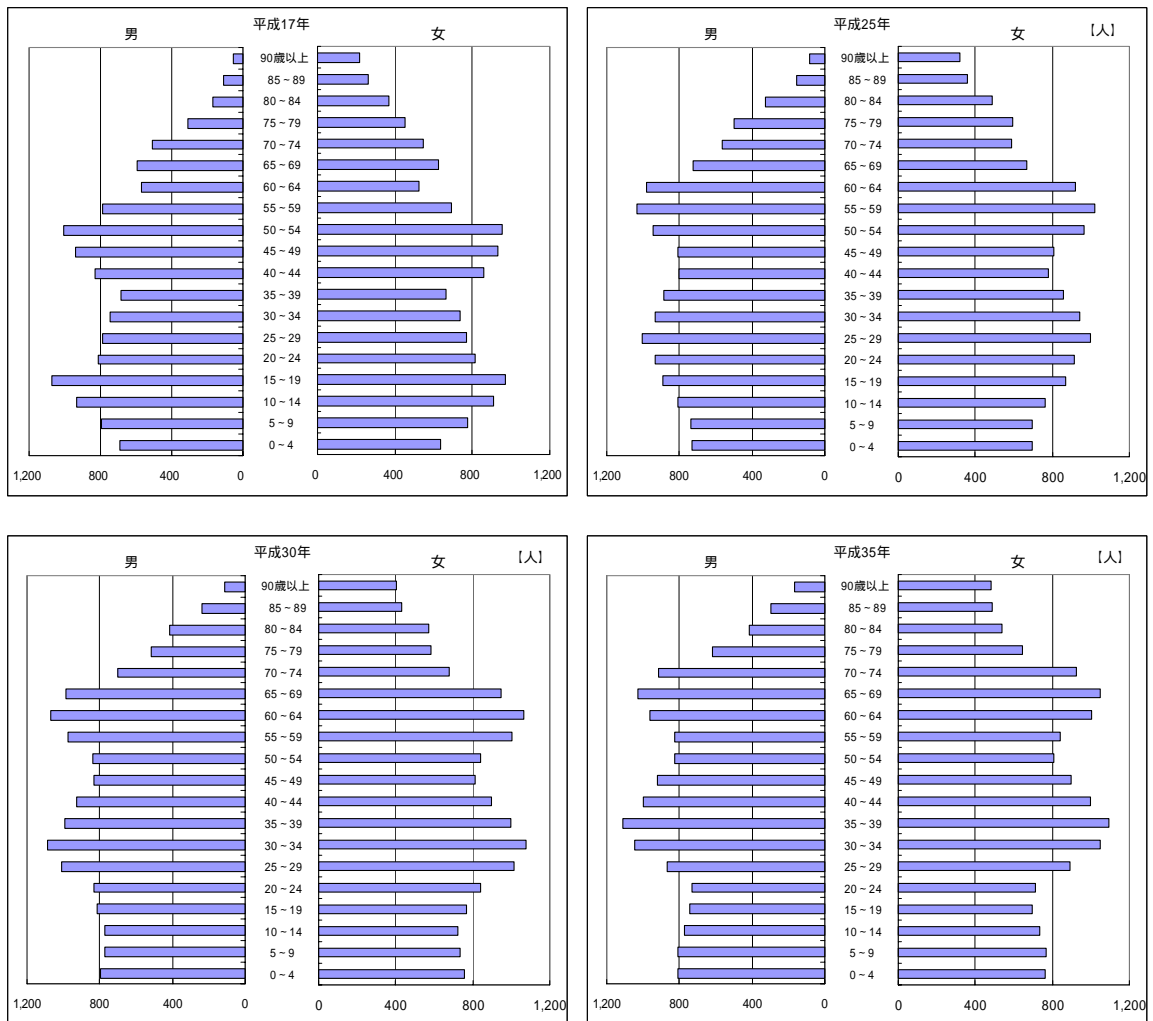
(単位:人、%)

	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H25 (2013)	H30 (2018)	H35 (2023)
総人口	19,918	20,718	23,033	24,626	25,121	28,085	29,849	30,252
年少人口 (0～14歳)	5,338 26.8%	5,103 24.6%	5,386 23.4%	5,172 21.0%	4,743 18.9%	4,423 15.7%	4,558 15.3%	4,657 15.4%
生産年齢人口 (15～64歳)	12,501 62.8%	13,188 63.7%	14,697 63.8%	15,802 64.2%	16,170 64.4%	18,283 65.1%	18,698 62.6%	18,020 59.6%
高齢人口 (65歳以上)	2,079 10.4%	2,427 11.7%	2,950 12.8%	3,652 14.8%	4,208 16.8%	5,379 19.2%	6,593 22.1%	7,574 25.0%



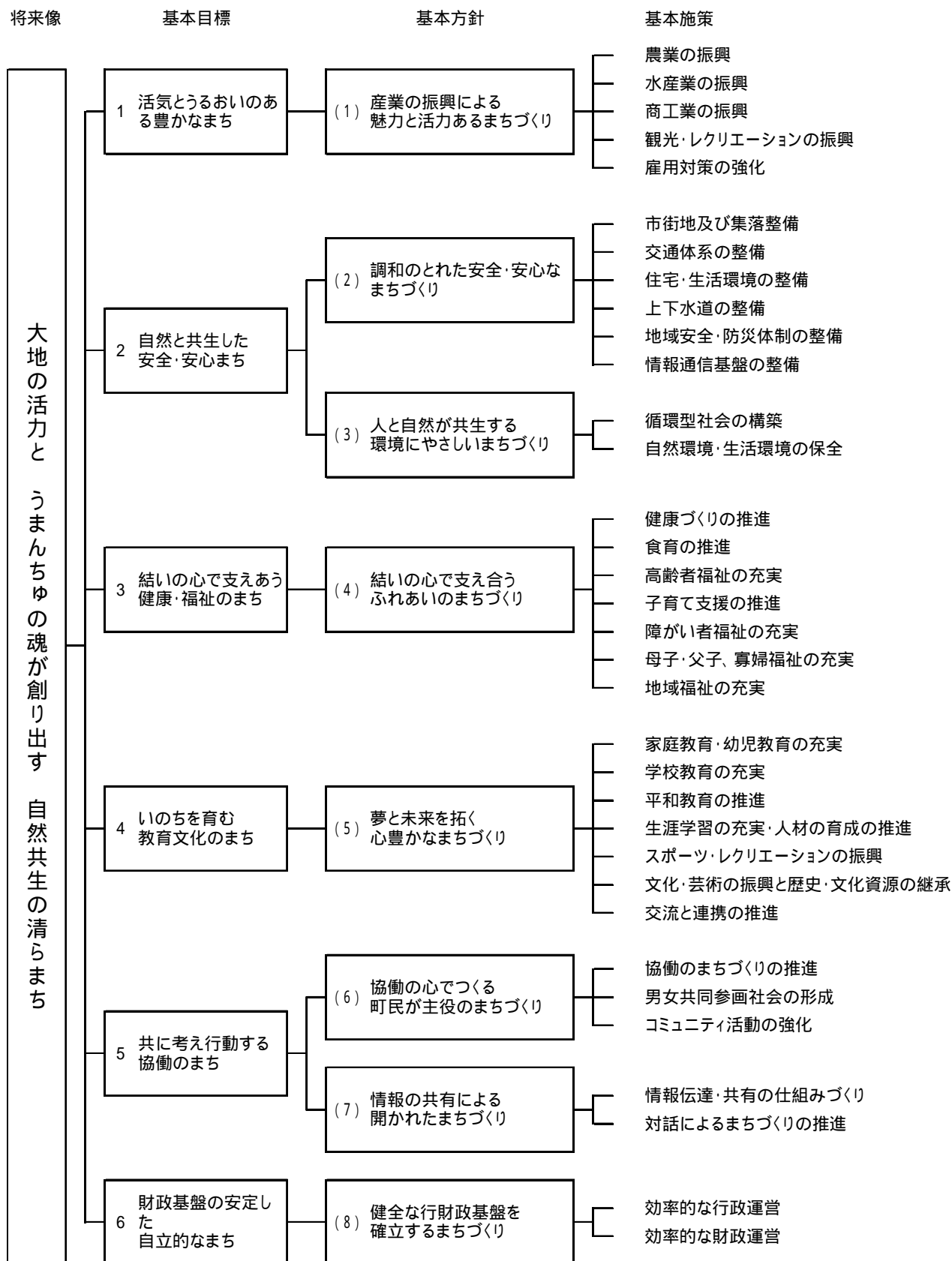
年齢別人口(ピラミッド)

平成 17 年の人口ピラミッドは釣鐘型となっていますが、平成 25 年、平成 30 年、平成 35 年には壺型になっています。



3節：基本計画の体系

まちの将来像とそれを実現するための基本目標、基本方針、基本施策を体系図に示すと以下のとおりです。



1 . 産業の振興による魅力と活力あるまちづくり

基本構想/施策の方針

「活気とおいしいのある豊かなまち」を創るには、地域の産業が充実していることが重要です。八重瀬町は特に農業が盛んで、基幹作物である、さとうきびを中心にピーマン・オクラ・小菊・マンゴー・紅いも等、彩り鮮やかな作物が数多く生産されており、また養豚・酪農・肉用牛などの畜産業や水産業も行われています。

今後は、農業、水産業、商工業の振興を図るとともに、観光産業などとの連携を強化し、都市近郊に位置する本町の優位性を活かした体験・滞在・交流型観光の構築や、本町オリジナルの特産品の創出など、各産業の活性化に努め、「魅力と活力あるまちづくり」を推進します。

1 節：農業の振興	9
2 節：水産業の振興	15
3 節：商工業の振興	17
4 節：観光・レクリエーションの振興	23
5 節：雇用対策の強化	26

1. 産業の振興による魅力と活力あるまちづくり

1節：農業の振興

基本構想/まちづくりの基本方針

農業は、耕種部門、畜産部門ともに将来にわたって本町の基幹産業として位置付け、農業生産基盤の整備や遊休農地の解消、農業用水の確保、農作業の効率化、農家の組織化、後継者や担い手の確保・育成、新たな農産物の創出等、さらに対策を強化します。

農産物の品質向上や流通体制を強化し、地域ブランド化を推進します。その手法の一つとして、より安全で安心な農産物を生産するエコファーマーの育成など環境保全型農業を推進します。

体験・滞在・交流型観光との連携や付加価値の高い加工品の開発等を進めるとともに、消費者に直結した地産地消を推進します。

現況と課題

耕種部門においては、さとうきびを中心に、拠点産地品目である、ピーマン、紅いもやレタス、オクラ等、数多くの作物が栽培されている。花き類は、拠点産地品目である小菊の栽培が盛んで、果樹においてはマンゴーを中心に栽培がなされている。

畜産部門においては、養豚を中心に酪農や肉用牛の生産がなされている。

耕種部門・畜産部門とも、高齢化、後継者不足などの就業者の減少や嫁不足等の問題がある。

輸入自由化による価格競争や世界経済農悪化の影響などから肥料や農薬、飼料の高騰など、非常に厳しい状況にある。

平成 17 年度現在のほ場整備率は、73.8%(県全体/50.8%)と高いが、排水対策、急傾斜農地、耕土の流出などの問題がある。

農業用水については、南部側の地域では、国営地下ダムから供給が行われている。また、地下タンクの整備やため池などを整備し農業用水の確保に努めている。水源整備率は、平成 17 年度現在で 40.3%(県全体/50.8%)となっており、全体的には、農業用水が不足している状況にある。

農地流動化や荒地解消による事業等を行っているが、優良農地が小規模で散在しているため、遊休農地が増えている。

近年は、南部地区営農センターを中心に、耐震性ハウスや防風・防虫ネット等を整備し営農支援を行っている。

農産物の流通については、JAを中心に一元集出荷体制が整っている。また、直売所による直接販売や、農家が直接相対にて小売業者との取引も行われている。

現在、本町には50数名の エコファーマー 認定者がおり、環境に配慮した安全で安心な農産物の生産に取り組んでいる。

エコファーマー…堆肥等による土づくりを基本とした化学肥料、化学農薬の使用量を低減する生産方式(持続性の高い農業生産方式)の導入計画を、県知事に認定された農業者の愛称です。

耕種部門、畜産部門ともに、多様な農産物を生産しているが、今後は、本町の優位性や独自性を活かした農産物のブランド化を図る必要がある。

本町の基幹産業である農業の振興は、産業面のみならず、環境や食糧自給率の問題、教育及び観光などにも関わってくることから、今後も振興していく必要がある。そのため、農業基盤整備、農家の組織化等の促進及び農地流動化、後継者不足、農業用水の不足、遊休農地の解消等への取り組みが必要である。

新規就農者や担い手の育成、確保及び、団塊の世代や高齢農業者への対応が必要である。

安定的な農業経営を促進するため、認定農業者、エコファーマー等の育成とともに、生産基盤や流通体制の強化が必要である。

市場の変化等に対応した、新たな品種や品目等の導入が必要である。

残留農薬に関する ポジティブリスト制 の施行に対応した、安全で安心な農業の推進が必要である。

ポジティブリスト制・・・残留基準の設定されていない農薬が残留する食品の販売等を禁止すること。

観光業と連携した体験型農業を推進するなど、社会情勢の変化に応じた多様な農業活動を促進する必要がある。

農業体験観光やふれあい農園など、都市部との交流を促進するため、農地周辺に大型バス等の進入路、駐車スペース等の確保が必要である。

地域活性化や地産地消に寄与する直売体制を促進していく必要がある。

町民の声

新しく農業を始める方のために、農業に関する講習会や説明会等を開いてほしい。

農業振興に資する調査研究(農協等と連携)、委員会の設置、地域振興課の設置が考えられる。

地元農産物の活力の為に、ビニールハウス事業の拡大や バイオエタノール 等を使用した方が良いのでは。

バイオマスエタノール・・・再生可能な自然エネルギーであること、および、その燃焼によって大気中の二酸化炭素量を増やさない点から、エネルギー源としての将来性が期待されている。

第一次産業を中心とした産業で発展すべきである。その為にも、農業用水の確保が重要だと思われる。

農業が盛んな町なので加工所を作り、漁業、商工業、観光と連携した新たなブランド品作りができるのでは。

遊休地の管理ができでならず雑草等が伸びたままになっている。また、この遊休地を活用する対策が必要。

地産地消を促進してほしい。

地元農産物の直売店を設けてほしい。

農業の担い手が必要。

施策の展開

生産性の高い農業をめざし、農業用水の確保やほ場整備等の基盤整備の促進を図るとともに、遊休農地の解消、農地流動化など農用地の高度利用を図ります。

安定的な農業を**確立**するため、農作業の効率化、農家の組織化、後継者や担い手・新規就農者・認定農業者の確保・育成に努めます。また、嫁不足問題等の対応策として農業青年活動を促進します。

高齢農業者対策は、健康・福祉の面からも重要で、無理なく、楽しく、生きがいを持って農業に取り組めるよう、高齢者向けの推奨作物選定やアタイグァー農業／仮称（無農薬・減農薬による小規模、多品目栽培）の推進とあわせ、交流の促進も兼ねた農産物直売所など、販路先の確保に努めます。

食の安全が叫ばれる中、安全で安心な農産物を生産するエコファーマーの育成に努めます。また、耕種農家と畜産農家が連携した有機農業の体制の構築を図るなど農業の持つ循環機能を活かした 環境保全型農業 を推進します。

環境保全型農業・・・農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（「環境保全型農業推進の基本的考え方」（平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部））。

市場の動向等を的確に把握し、付加価値の高い農畜産物の導入を促進するとともに、施設の近代化や生産技術の向上、流通体制の強化に努めます。

都市近郊型の農業振興地域の利点を活かし、安全で安心、新鮮で高品質な農産物の供給体制づくりを強化するなど、消費者と直結した地産地消を推進します。

食品産業に対する原料供給や加工食品の開発など、農産物等の付加価値を高める取り組みとして、農・商・工・官の連携を強化し、**ブランド化**を推進します。

体験・滞在・交流型観光との連携や、多くの事業者が農業に参入できるよう多様な経営体の育成に努めるなど、農業に活力と雇用の場の創出を図ります。

主要事業の推進

生産基盤整備事業

農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、排水対策や勾配修正、耕土の流出防止等、地域の実情に応じた土地基盤の整備を推進します。

環境保全型農業推進事業

耕種農家と畜産農家が連携した有機農業の体制の構築を図るなど、農業の持つ循環機能を活かし、土づくりや、減農薬・減化学肥料などを環境に配慮した農業を推進します。

八重瀬ブランド発掘事業

農林水産業と商工業や観光産業、健康産業など、多様な分野の連携を強化し、地場産品の研究・開発や体験・癒し・健康等をキーワードとした観光を創出するなど、八重瀬ブランドの発掘を推進します。また、地産地消とあわせて、販路拡大を図るなど戦略的なマーケティングを促進します。

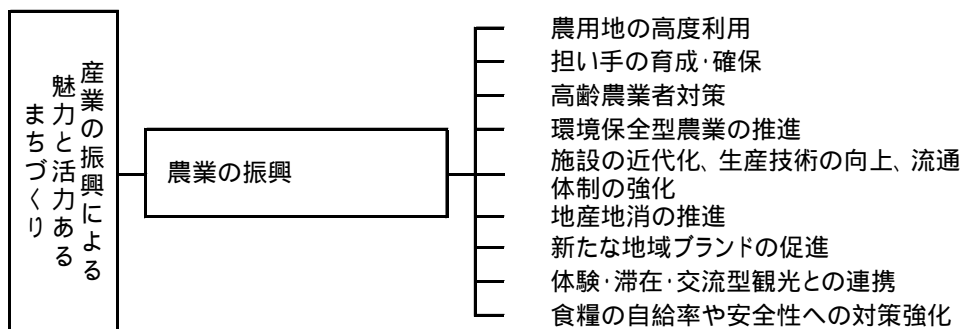
農業経営基盤強化促進対策事業

認定農業者等への研修の実施、就業相談、技術習得の促進等により経営感覚の優れた担い手育成に努めます。

耕作放棄地対策事業

耕作放棄地対策協議会(仮称)を設置し、耕作放棄地の解消や新規就農を促進します。

施策の体系



基本データ

経営耕地面積の推移

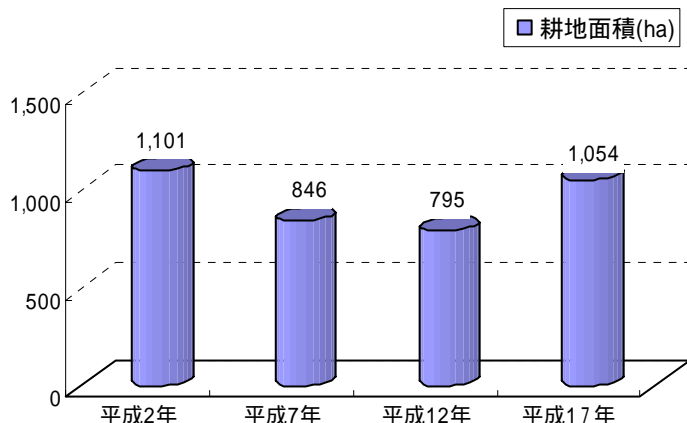
単位:ha

		合計	田	畑(樹園地を除く)		樹園地	
				普通畑	牧草地		
平成2年	旧東風平町	602	-	598	581	17	3
	旧具志頭村	499	-	495	474	21	4
	合計	1,101	-	1,093	1,055	38	7
平成7年	旧東風平町	466	-	436	430	6	30
	旧具志頭村	380	-	373	350	23	7
	合計	846	-	809	780	29	37
平成12年	旧東風平町	417	-	409	379	30	8
	旧具志頭村	378	-	372	347	25	6
	合計	795	-	781	726	-	14
平成17年	旧東風平町	560	-	547	516	31	13
	旧具志頭村	494	-	484	458	26	10
	合計	1,054	-	1,031	974	-	23

資料:農業関係統計、(農林業センサス)、沖縄農林水産統計年報

注:平成2年、7年、12年、17年は農家の経営耕地面積であり、「農家以外の農業経営体」の耕地面積は含まない。

経営耕地面積の推移



農家戸数の推移

		農家戸数						
		総戸数 (戸)	販売農家					自給的農家
			専業	兼業		第1種	第2種	
平成2年	旧東風平町	1,188		847	186			661
	旧具志頭村	679	578	108	470	169	301	101
	合計	1,867	1,425	294	1,131	404	727	442
平成7年	旧東風平町	988	687	170	517	160	357	301
	旧具志頭村	593	481	127	354	126	228	112
	合計	1,581	1,168	297	871	286	585	413
平成12年	旧東風平町	814	533	167	366	149	217	281
	旧具志頭村	548	408	137	271	140	131	140
	合計	1,362	941	304	637	289	348	421
平成17年	旧東風平町	701	442	162	280	131	149	259
	旧具志頭村	519	371	162	209	109	100	148
	合計	1,220	813	324	489	240	249	407

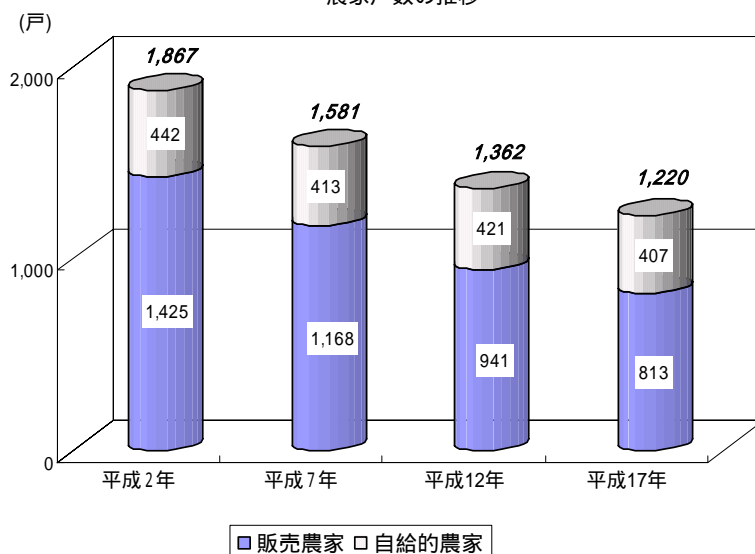
資料：農業関係統計、(農業センサス)

注：平成2年のセンサスより、自給的農家、販売農家の区分となったため、それ以降の調査データを使用。

販売農家とは、経営耕地面積が30a以上又は農産物総販売金額が50万円以上の農家をいう。

自給的農家とは、経営耕地面積が30a未満かつ農産物総販売金額が50万円未満の農家をいう。

農家戸数の推移



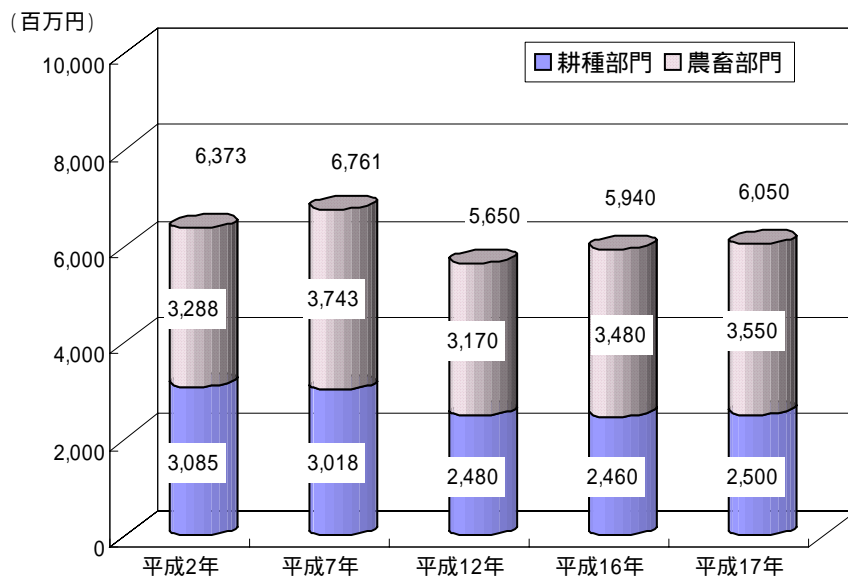
農畜産業生産額推移 単位:百万円

		農業粗生産額										生産農業所得				
		耕種部門						農畜部門								
		いも類	野菜	果実	花卉	工芸農作物	その他	肉用牛	乳用牛	養豚	養鶏		その他			
平成2年	旧東風平町	3,331	1,545	23	567	9	174	770	2	1,786	289	135	1,218	141	3	1,393
	旧具志頭村	3,042	1,540	58	598	20	436	426	2	1,502	66	438	943	49	6	1,320
	合計	6,373	3,085	81	1,165	29	610	1,196	4	3,288	355	573	2,161	190	9	2,713
平成7年	旧東風平町	3,498	1,483	10	578	20	226	627	22	2,015	175	134	1,255	433	18	1,384
	旧具志頭村	3,263	1,535	27	564	34	571	322	17	1,728	32	497	1,182	15	2	1,416
	合計	6,761	3,018	37	1,142	54	797	949	39	3,743	207	631	2,437	448	20	2,800
平成12年	旧東風平町	2,720	1,110	10	400	10	230	450	10	1,610	180	150	910	330	40	1,210
	旧具志頭村	2,930	1,370	30	540	40	520	230	10	1,560	40	650	860	-	0	1,440
	合計	5,650	2,480	40	940	50	750	680	20	3,170	220	800	1,770	330	40	2,650
平成16年	旧東風平町	2,880	1,030	10	330	80	200	400	10	1,850	260	130	1,050	390	20	1,100
	旧具志頭村	3,060	1,430	50	550	60	490	270	0	1,630	70	600	960	X	0	1,440
	合計	5,940	2,460	60	880	140	690	670	10	3,480	330	730	2,010	390	20	2,540
平成17年	旧東風平町	2,960	1,060	10	310	90	200	450	0	1,900	300	120	970	490	20	1,250
	旧具志頭村	3,090	1,440	50	580	60	490	270	0	1,650	70	590	980	-	0	1,510
	合計	6,050	2,500	60	890	150	690	720	0	3,550	370	710	1,950	490	20	2,760

資料: 沖縄農林水産統計年報

注: 'x'は秘匿データであり、統計数値を公表しないものである。

農畜産業生産額の推移



2 節：水産業の振興

基本構想/まちづくりの基本方針

水産業については、海域特性を活かした多様な漁業活動の育成とともに、生産基盤の整備や担い手の確保・育成等、水産業の活性化を推進します。

獲る漁業とともに育てる漁業を推進し、安定した沿岸漁業の構築に努めます。

体験型観光との連携や付加価値の高い加工品の開発等を進めるとともに、消費者に直結した地産地消を推進します。

現況と課題

本町の水産業は、沿岸漁業が主体の零細な経営体が大半を占めているが、漁獲量、生産額が伸び悩んでいる。

若年層の後継者や担い手が少なく、就業者の高齢化がみられる。

漁業生産の安定化及び漁業経営の近代化に向けて、パヤオ 設置や、GPS 設置等に対する補助制度がある。

パヤオ・・・人工の漁礁。

GPS・・・グローバル・ポジショニング・システム(Global Positioning System): 全地球測位システム。

漁港の整備が不十分な状況で、台風などの自然災害によって、漁船等の漁業生産施設に被害を及ぼしている。

優良な漁場を有しているものの、定置網や養殖業などの新たな生産活動が展開されていない。

水産資源や水産業を活用した観光振興や特産品の創出がなされていない。

多様な漁業活動に対応した漁業基盤づくりや組織活動の活性化等を通して、漁家収入の増大や若年層に魅力ある漁業環境の創出が必要である。

高齢化等による水産業者の減少がみられることから、後継者や担い手の確保のための魅力ある漁業環境への取り組みが必要である。

水産物における地産地消の確立及び観光振興につながる遊漁船等の導入や漁業を通じた体験学習等、魚市場を利用したイベント、若者に魅力ある漁業活動の創出である。

体験・滞在・交流型観光との連携や地域特産品づくりと一体となった水産加工業の振興など、ブランド化の取り組みが必要である。

水産業振興に向けた漁業関連施設等の整備が必要である。

町民の声

水産業を基本とした港の整備を行い、魚市場や食堂等の施設を作ると良いのでは。また、魚市場を利用した娯楽等のイベントを行なう事により、町外の方や観光客も集まるのでは。

農業、商工業、観光と連携した新たなブランド品作りができるのでは。地産地消を促進してほしい。

施策の展開

水産業については、海域特性を活かした多様な漁業活動の育成とともに、生産基盤整備を促進し、安定した沿岸漁業を支援します。

漁業生産の安定化及び漁業経営の近代化等に向け、支援に努めます。

獲る漁業とともに育てる漁業を推進します。

後継者や担い手の確保、育成を図り水産業の活性化を推進します。

漁業者と地域、消費者、農業者、事業者などとの交流を促進し、環境対策等を互いの問題として共有する体制づくりを強化し、海岸一帯などの豊かな漁場維持に努めます。また、交流の促進とあわせ地産地消を推進します。

体験・滞在・交流型観光との連携や付加価値の高い加工品の開発を推進します。また、地産地消とあわせ、それらを推進するための直売所や交流施設等について、設置を検討します。

主要事業の推進

生産基盤整備事業

漁船等の安全係留の確保や漁業者の就労環境の改善等漁業生産性を高める漁港及び漁港機能施設の整備を図ります。

水産業奨励補助事業

漁業生産の安定化及び漁業経営の近代化に向けた漁船建造やGPS設置及びパヤオ設置等に対する補助制度。

資源管理型水産業の振興

水産資源の特性や実態を熟知し、資源に対する過度の漁獲圧力を低減させ、地域の漁業や資源の状況に応じた禁漁期、禁漁区の設定、漁具、漁法の制限等自主的な管理を実施して、資源の再生産と有効利用を適切に図りつつ漁業経営の安定化を目指します。

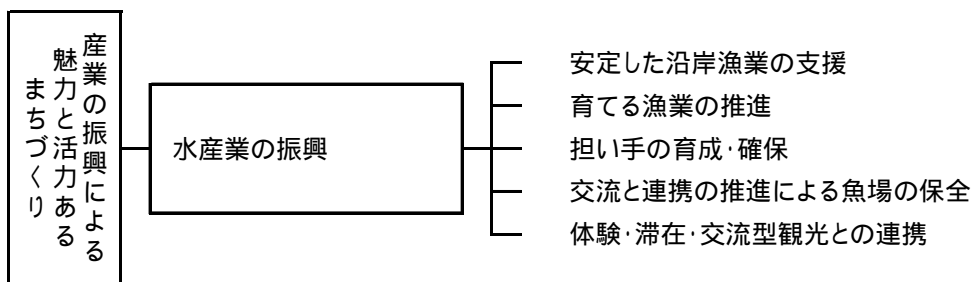
八重瀬ブランド発掘事業

事業内容は、11ページ参照

担い手育成事業

青年漁業者への養成講座、指導により、漁業技術の習得及び漁家経営の向上を図るとともに、地域のリーダーとしての担い手を育成します。

施策の体系

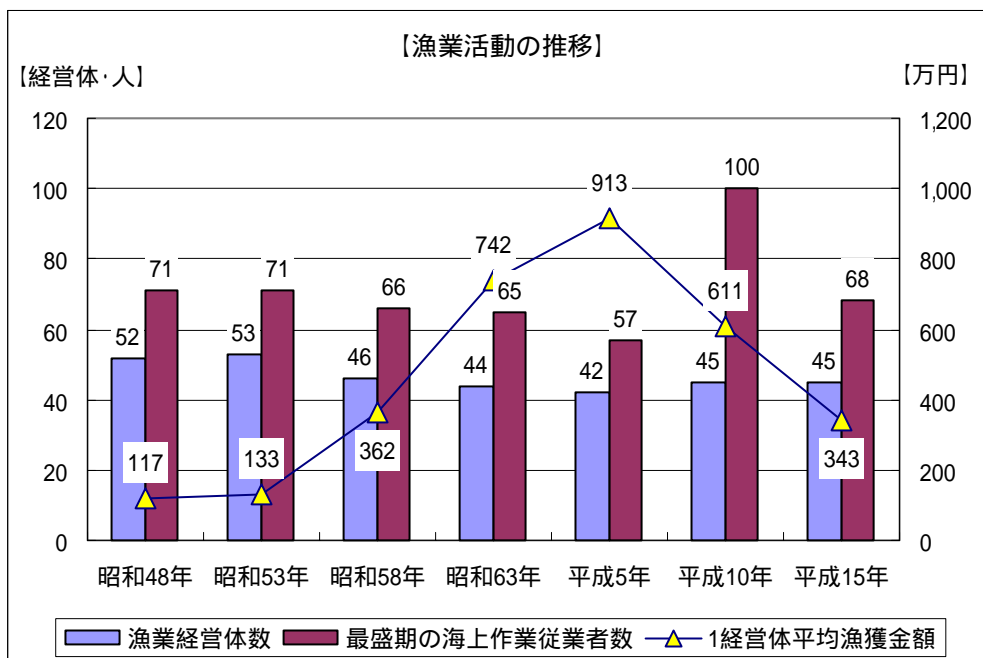


基本データ

漁業経営体の基本構成及び自営漁業の専業別経営体数 各年11月1日現在

	総括										個人経営体			
	漁業経営体数 経営体	漁船					最盛期の海上作業従業者数			1経営体平均漁獲金額 万円	総数 経営体	兼業		
		無動力船 隻数	船外機付 隻数	動力船			総数	家族	雇用者			専業 (自営漁業のみ) 経営体	兼業	
				隻数	トン数	馬力数							自営漁業が主	自営漁業が従
隻	隻	隻	t	馬力	人	人	人	経営体	経営体	経営体				
昭和48年	52	2	0	51	7394	371	71	62	9	117	-	-	-	-
昭和53年	53	5	2	52	8250	633	71	64	7	133	53	10	28	15
昭和58年	46	1	2	45	7995	888	66	49	17	362	46	9	28	9
昭和63年	44	0	0	51	90.35	1,663	65	49	16	742	43	13	26	4
平成5年	42	0	1	46	94.06	1,920	57	48	9	913	41	23	14	4
平成10年	45	0	1	47	127.9	2,606	100	48	52	611	41	17	20	4
平成15年	45	0	6	48	125.5	2,390	68	59	9	343	43	13	18	12

資料：漁業センサス



3 節：商工業の振興

基本構想/まちづくりの基本方針

商業については、区画整理等による都市基盤の形成と連動した商業施設・業務施設の誘致・育成を図ります。また、農業や漁業などの他産業と連携した特産品の開発等を支援します。

工業については、既存事業者の育成や近代化を促進するとともに、他産業と連携した地場産品の開発などによる新規産業の創出とともに、港川人と粟石・琉球石灰岩の加工石材をリンクさせた商品の開発等、本町の特有な工業を推進します。

現況と課題

商業環境は、日常生活の買物が旧町村で格差が生じており、特に具志頭地域には、スーパー等の日常生活の買物ができる商業施設がない。また、町全体から見て商業施設等が不足しており、近隣の市や町の大型商業施設等に購買客が流出している状況にある。

町内で日常生活用品を購入できるよう、土地区画整理事業地区内や国道507号沿線などの市街地への商業・業務施設誘致が必要である。

地域の実状やニーズに対応した商業・業務施設の設置の検討が必要である。

様々な年代層が安心して歩いて買物ができる身近な商業空間、交流空間の形成が必要である。

工業は、まとまった施設用地がなく、零細的な経営の事業所(自動車修理場や鉄工所、木工所等)がほとんどを占めている。

工業地区を集約(誘致)するための地区計画や基盤整備の検討が必要である。

本町の特有な資源(粟石・琉球石灰岩による加工石材など)を活かした工業の推進が必要である。

商工会においては、各事業所の経営指導や各種講習会等の集団指導で企業の資質向上を図っている。

今後も企業の資質向上に向けた経営指導や各種講習会等の取り組み強化が必要。

特産品の開発や観光関連事業の振興を図る施策が弱い。

地域特性に適した付加価値の高い地域特産物の開発や製造等への取り組みが必要である。

他産業との連携による新たな地場産品の開発や起業の促進が必要である。

町民の声

大型店舗等の企業を誘致することにより、町民の雇用対策や利便性にも繋がる。また、商業が発展すると人口も増加するのでは。

IT 企業や建設業等の企業を誘致することにより地元住民が働ける場が出来るのでは。

農業が盛んな町なので加工所を作り、農漁業と連携した新たなブランド品作りができるのでは。

工場を誘致し、雇用の場を設ける。

IT・・・インフォメーション・テクノロジー (Information Technology) : コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す言葉。日本語では「情報通信技術」と訳されます。

施策の展開

地域住民の日常的な消費需要及び高齢化社会に対応した近隣型商業サービス業の立地を促進します。

旧町村間で日常生活の買物等の格差の問題や町外への購買客流出がみられることから、消費者の多様なニーズに対応し、都市基盤の形成と連動した商業施設、業務施設の誘致や既存事業者・新規起業者の育成を図ります。

土地区画整理事業地区内や国道507号沿線、主要道路交差点等の都市基盤の整備に伴って新たに形成される中心市街地と連動し、消費者のニーズに合わせた新たな商業・交流空間の創出を図ります。

既存工場の育成や近代化を促進するとともに、他産業等と連携した地場産品の開発、付加価値の高い商品開発などによる、新規産業の創出や就業機会の確保、観光産業などとの連携による販路拡大を図ります。

本町の特産品である粟石・琉球石灰岩をリンクさせた加工石材業や地ビール・泡盛の製造など、本町の特色ある工業を推進します。

本町の玄関口となる北部地域の立地条件の良さを活かした、商工業の創出(例/空港や高速道路のと連携した物流拠点等)を検討します。

農水・商・工・官・学等との連携を強化し、経営指導、研修や各種講習会等による企業の資質向上への取り組み等を促進します。

主要事業の推進

中小企業育成事業

人材育成、新技術開発、金融等に係る支援を実施するとともに、経営支援や情報提供を行います。

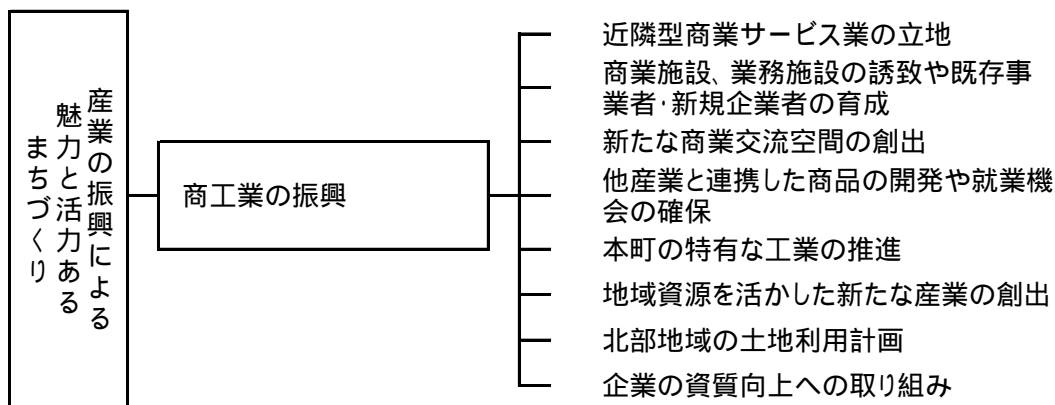
事業者の自発的な活動支援事業

地域特性を生かした産業の集積と企業の育成を図り、新事業の創出や企業の立地促進が図られるよう計画を策定します。

八重瀬ブランド発掘事業

事業内容は、11ページ参照

施策の体系

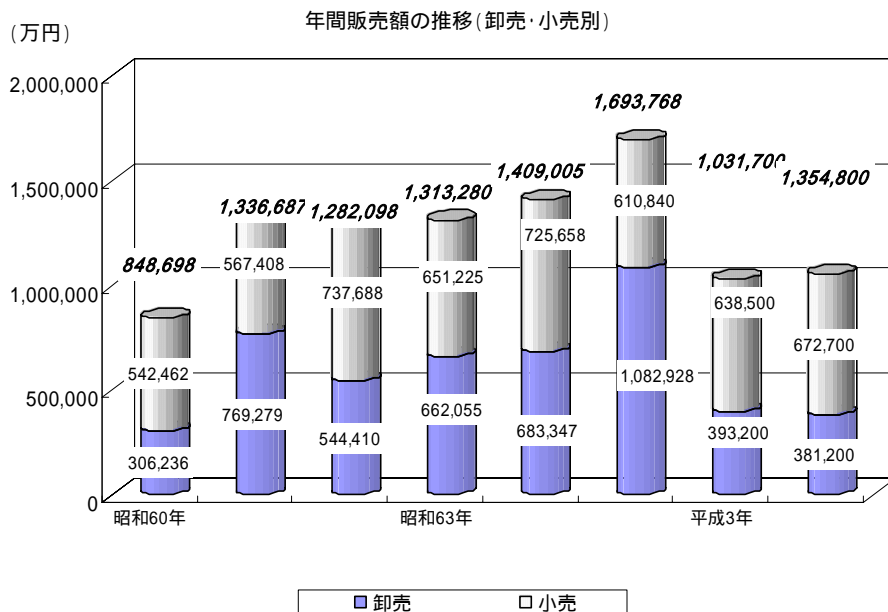
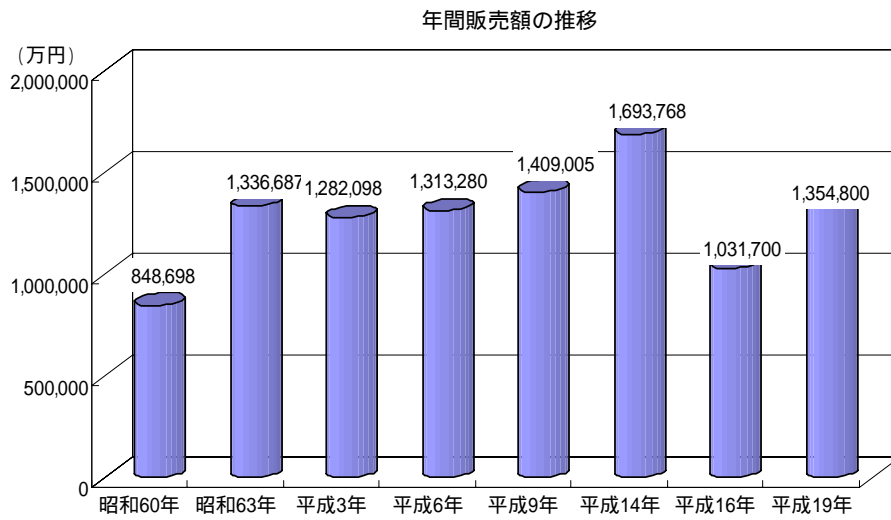
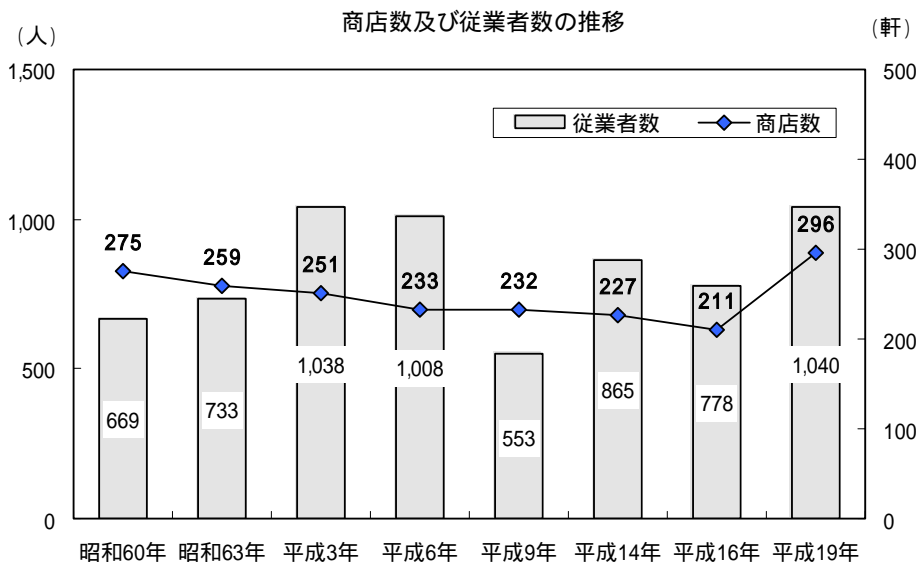


基本データ

商業活動の推移

		商店数(軒)			従業員数(人)			年間販売額(万円)		
		合計	卸売	小売	合計	卸売	小売	合計	卸売	小売
昭和60年	旧東風平町	173	8	165	460	57	403	613,775	259,173	354,602
	旧具志頭村	102	5	97	209	15	194	234,923	47,063	187,860
	合計	275	13	262	669	72	597	848,698	306,236	542,462
昭和63年	旧東風平町	167	13	154	508	99	409	1,077,792	745,784	332,008
	旧具志頭村	92	3	89	225	9	216	258,895	23,495	235,400
	合計	259	16	243	733	108	625	1,336,687	769,279	567,408
平成3年	旧東風平町	165	10	155	589	90	499	1,021,078	518,896	502,182
	旧具志頭村	86	4	82	449	230	219	261,020	25,514	235,506
	合計	251	14	237	1,038	320	718	1,282,098	544,410	737,688
平成6年	旧東風平町	148	6	142	535	60	475	1,161,195	633,455	527,740
	旧具志頭村	85	5	80	473	240	233	152,085	28,600	123,485
	合計	233	11	222	1,008	300	708	1,313,280	662,055	651,225
平成9年	旧東風平町	150	10	140	553	79	474	1,220,648	668,851	551,797
	旧具志頭村	82	5	77	×	×	×	188,357	14,496	173,861
	合計	232	15	217	553	79	474	1,409,005	683,347	725,658
平成14年	旧東風平町	144	14	130	616	107	509	1,349,259	887,661	461,598
	旧具志頭村	83	6	77	249	36	213	344,509	195,267	149,242
	合計	227	20	207	865	143	722	1,693,768	1,082,928	610,840
平成16年	旧東風平町	126	14	112	516	88	428	708,600	233,000	475,600
	旧具志頭村	85	8	77	262	48	214	323,100	160,200	162,900
	合計	211	22	189	778	136	642	1,031,700	393,200	638,500
平成19年	八重瀬町	296	17	179	1,040	127	573	1,354,800	381,200	672,700

資料: 沖縄県の商業



工業の推移

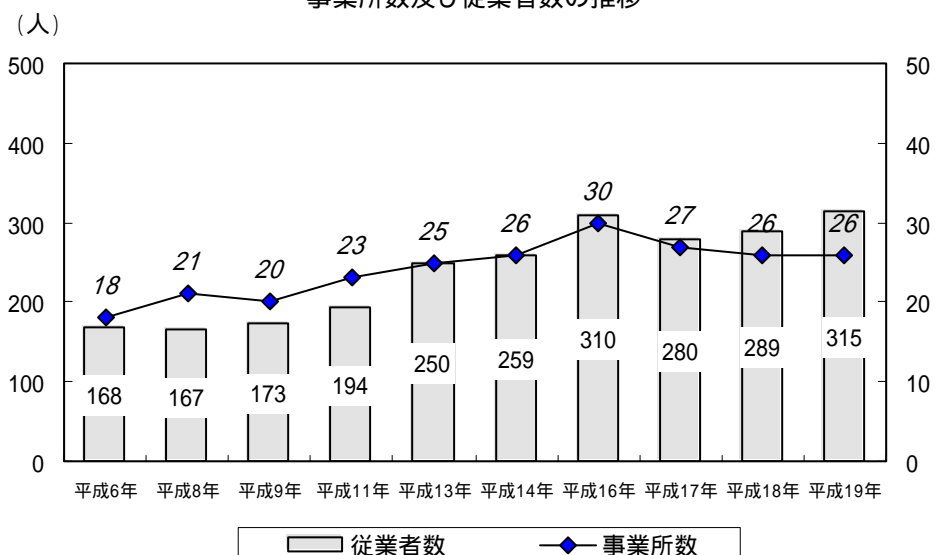
単位:人、万円

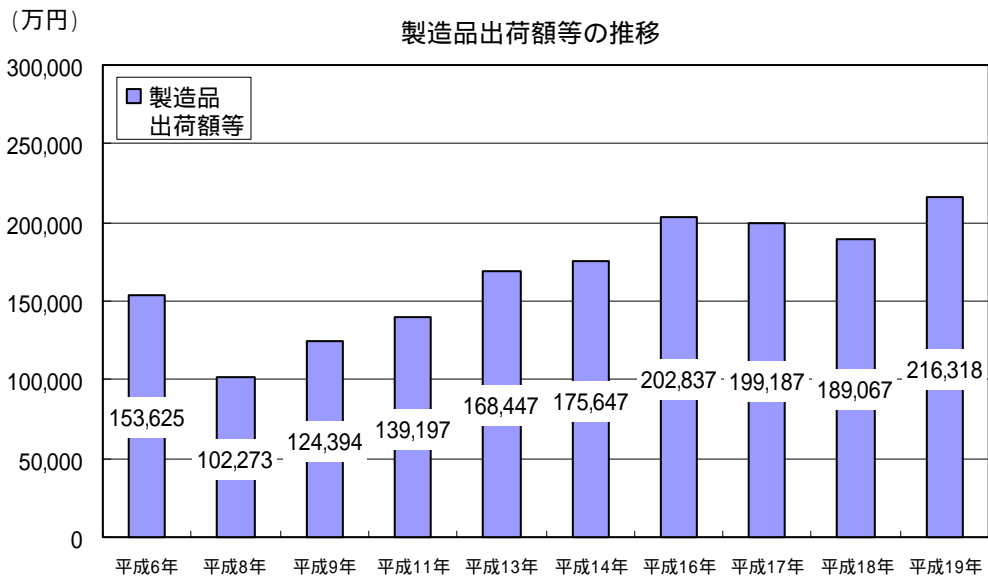
	事業所数	従業者数	現金給与総額		原材料 使用額等	製造品 出荷額等	
				従業者割			
平成6年	旧東風平町	7	41	7,027	171.4	12,095	25,208
	旧具志頭村	11	127	36,018	283.6	62,293	128,417
	合計	18	168	43,045	256.2	74,388	153,625
平成8年	旧東風平町	10	71	14,460	203.7	18,307	46,202
	旧具志頭村	11	96	16,516	172.0	23,686	56,071
	合計	21	167	30,976	185.5	41,993	102,273
平成9年	旧東風平町	9	74	16,836	227.5	20,809	52,782
	旧具志頭村	11	99	20,094	203.0	34,602	71,612
	合計	20	173	36,930	213.5	55,411	124,394
平成11年	旧東風平町	12	98	23,821	243.1	25,373	67,547
	旧具志頭村	11	96	19,641	204.6	31,263	71,650
	合計	23	194	43,462	224.0	56,636	139,197
平成13年	旧東風平町	15	115	28,575	248.5	33,091	83,576
	旧具志頭村	10	135	24,177	179.1	39,704	84,871
	合計	25	250	52,752	211.0	72,795	168,447
平成14年	旧東風平町	16	115	26,738	232.5	24,821	77,393
	旧具志頭村	10	144	28,538	198.2	44,668	98,254
	合計	26	259	55,276	213.4	69,489	175,647
平成16年	旧東風平町	14	109	24,046	220.6	26,549	73,054
	旧具志頭村	16	201	34,207	170.2	76,910	129,783
	合計	30	310	58,253	187.9	103,459	202,837
平成17年	旧東風平町	14	99	18,670	188.6	26,975	65,872
	旧具志頭村	13	181	34,215	189.0	67,440	133,315
	合計	27	280	52,885	188.9	94,415	199,187
平成18年	八重瀬町	26	289	54,831	189.7	90,603	189,067
平成19年	八重瀬町	26	315	60,440	191.9	103,372	216,318

資料: 沖縄県の工業

裾切調査(従業者4人以上の事業所が対象)年度のみ

事業所数及び従業者数の推移





4 節：観光・レクリエーションの振興

基本構想/まちづくりの基本方針

観光・レクリエーションについては、南部地域の主要観光ルートの通過地点という立地特性を活かして、観光資源の線的、面的なネットワーク化を推進するとともに、農業や漁業などの生産分野や地域の歴史・文化資源を活用した多様な体験・滞在・交流型の観光の育成を図ります。

現況と課題

本町は、自由民権運動の父「謝花昇」、新人化石で世界的にも貴重な「港川人」を展示した歴史民俗資料館や、富盛の石彫大獅子、港川フィッシャー遺跡、グスク(城跡)といった史跡群や八重瀬公園(桜まつり)、ゴルフ場などの観光関連施設を有している。

ハーレー、棒術、綱引き、エイサー、獅子舞などの伝統芸能やボルダリング大会、パラグライダー大会が開催される海岸域等の観光資源がある。

本町は、沖縄本島南部の重要な観光ルートに位置するとともに、観光に活用できる多くの地域資源を有しているが、それらを活かした観光への取り組みが弱く、単なる通過点となっている。また、観光関連情報等のPRが弱い。

沖縄戦での体験談等の平和学習の場として活用されている自然壕などがあるが、このような歴史・文化遺産を案内する専門担当者の配置やボランティアガイドなどが育成されていない。

芋ほり体験者は年々増加しており、年間6,000名程度いる。

歴史、文化、伝統芸能、行事や、貴重な自然、農業、漁業などの地域特性を活かした体験・滞在・交流型の観光の振興が必要であり、それらを取り組む組織(ボランティアガイド・観光協会等)の育成が必要である。

観光資源の洗い出しとあわせ人材の発掘、確保が必要である。

町役場への専門担当者の配置や関係機関の連携強化を図る必要がある。

歴史民俗資料館やセミナーハウス等の既存施設の有効利用が必要である。

本町をPRするとともに観光を推進するため、パンフレット等の作成やホームページの充実を図るなど、情報発信を強化する必要がある。

町民の声

町花、町木、町花木、町漁等を広報誌やホームページ上等に掲載することにより、地域の活性化や観光誘地に結び付ける事ができるのでは。

道の駅等で人の集まる場所(観光の拠点)を作り、他の産業と連携を図ると良いのでは。

海岸やゴルフ場を利用した高齢者用滞在施設や長期滞在型ホテルの開発

観光の拠点作りとして歴史民俗資料館を充実させる

施策の展開

観光の振興に向け、人材や組織の育成を図るとともに、町内に存在する様々な観光資源の活用、発掘・開発に努めます。また、南部地域の主要観光ルートという立地特性を活かし、観光資源や施設のネットワーク化を推進します。

人材・組織(観光協会等)の育成とあわせ、海域・森林・河川などの自然、歴史文化、伝統芸能、工芸、農業、畜産業、水産業など、本町が有する様々な資源を活かした体験・滞在・交流型観光を推進します。なお、体験観光の分野は、グリーン(農業)・ブルー(漁業)・エコ(環境)・カルチャー(文化)・ウエルネス(健康)ツーリズムなどで分類し、専門的かつ幅広い知識を有する人材の育成に努めます。

既存の宿泊・娯楽レクリエーション施設における集客力を、体験・滞在・交流型観光や農産物、特産品の販売促進に結び付けるよう、観光にかかわる人、事業者等の連携強化を促進します。

観光情報や地域情報の収集・発信に努めるなど、観光関連PRの強化を図ります。

観光関連企業・事業者等の進出・起業などを促すため、既存施設の活用や観光関連施設整備の検討を行います。

沖縄戦での体験談等を平和学習で伝えていくため、戦争遺跡の整備やボランティアガイドの育成に努めます。

主要事業の推進

体験・滞在・交流事業

町の優れた自然環境、港川人、汗水節及び伝統芸能や独自の歴史・文化などの地域資源を活かしたプログラムづくりに取り組むものとする。また、健康・保養や長寿・癒し、体験・滞在型の新しい活動に対応した新たな魅力づくりのための潜在的資源の発掘・活用に取り組みます。

観光施設整備事業

体験・滞在・交流型観光に適したペンションや民宿等の小規模施設の整備を促進する。また、レンタルが可能なアパートや空き家等既存施設の活用を促進します。

観光推進事業

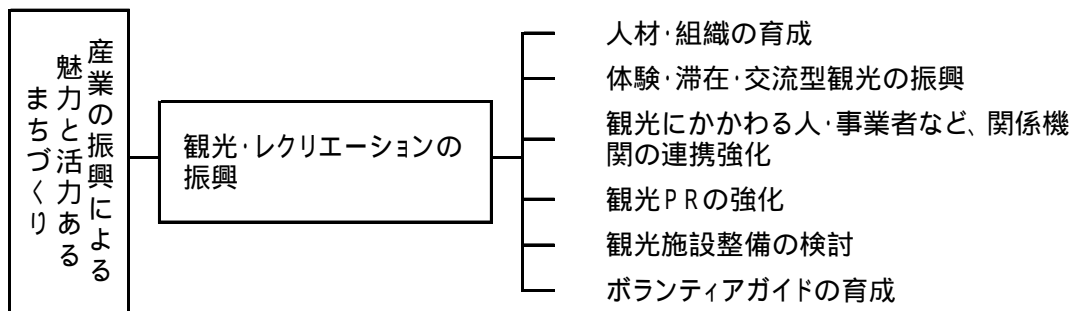
観光情報システムの強化を図り、誘客を効果的に促進するため、行政と企業・団体が連携し、魅力ある観光地づくりに取り組めます。

やえせ桜まつり・パラグライダー大会等、各種イベントの推進

八重瀬ブランド発掘事業

事業内容は、11ページ参照

施策の体系



基本データ

観光・レクリエーション関連資源一覧

分野	資源名
自然	八重瀬の桜、ギーザバンタ、海岸線、福木並木、世名城のガジュマル、カサノリ など
観光・レジャー	那覇ゴルフ倶楽部、サザンリンクスゴルフクラブ、八重瀬公園、西部ブラザ公園、沖縄戦跡国定公園、琉名城郷ビーチ、パヤオ釣り体験、ボルダリング、パラグライダー、体験農業、遊歩道、海岸、フィッシング、シーカヤック など
祭・行事・イベント	世名城のウステーク、東風平の棒術、獅子舞、富盛の唐人・大和人行列、全島角力大会、ぶらり具志頭物産展、やえせ桜まつり、当銘・小城の龜甲、港川ハーレー、琉名城獅子舞、殿武林の組棒、安里のウフデーク、安里の綱引き、新城のシーヤーマー など
芸能	エイサー、獅子舞、綱引き、棒術、汗水節、祭祀舞踊 など
有名人・著名人	謝花昇、仲本稔 など
文化・歴史	富盛の石彫大獅子、戦争遺跡、八重瀬グスク、村落獅子、唐の船御嶽、慶座井、世持井、屋富祖井、孝神堂、上江門家、多々名グスク、具志頭グスク、ニーサー石、具志頭歴史民俗資料館 など
農産物等	さとうきび、小ぎく、レタス、オクラ、ピーマン、ゴーヤー、ヘチマ、パパイヤ、アワビタケ、ラン栽培、マンゴー、ドラゴンフルーツ、さつまいも、葉タバコ など
畜産関連	乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、やぎ
水産物	キハダマグロ、ソデイカ など
鉱物資源	粟石、琉球石灰岩
食品飲料等	もち、泡盛、味噌、オクラ麺、サーターアンダーギー、黒糖、あわび茸、アロエ茶、地ビール、パパイヤ酢、うむくじてんぷら など
工芸品	ゆったち染、紅型、木工芸、焼き物、竹炭商品、石材加工品 など
企業・組合等	サザンオーキッド、松永農園、菊味噌、神谷酒造所、あんしん農園、港川漁協、ヘリオスブルワリー、上地屋、ゆったち染、沖縄アロエ産業、新城生活改善グループ、本部農産、裕食品加工業、みどり食品、八重瀬町商工会 など

5 節：雇用対策の強化

基本構想/まちづくりの基本方針

企業の誘致や、雇用情報の提供など雇用対策の強化を図ります。

農林水産業、商工業などの振興とともに、少子高齢化、情報化社会などの時代の流れをビジネスチャンスとして捉え、産業として活かす施策を推進します。

体験滞在交流型の観光や地場産品を活用した商品の開発など、起業を促す支援をし、地域内における働く場の拡充を図ります

現況と課題

沖縄県における完全失業率は 7.1%、若年者(15~29 歳)の完全失業率は 12.2%となっており、全国と比べて完全失業率は高い状況にある。

県内の完全失業率も高く、町民からも雇用対策強化の要望があがっていることから、企業誘致や雇用情報の提供を強化する必要がある。

本町の商工業関連事業所は、小規模の企業経営であり、雇用の場が不足している。

商業施設、業務施設の誘致や既存事業者・新規起業者の育成による雇用増加の充実・強化が必要である。

本町の基幹産業である農林水産業や観光などの振興を図るとともに、福祉や情報系など、町民ニーズや時代に対応した産業の振興が必要である。

農林水産業や商工業、観光業などの連携や地場産品を活用した商品開発などによる新規起業の促進が必要である。

町民の声

大型店舗等の企業を誘致することにより、町民の雇用対策や利便性にも繋がる。また、商業が発展すると人口も増加するのでは。

IT 企業や建設業等の企業を誘致することにより地元住民が働ける場が出来るのでは。

IT・・・インフォメーション・テクノロジー (Information Technology) : コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す言葉。日本語では「情報通信技術」と訳されます。

工場を誘致し、雇用の場を設ける。

施策の展開

企業誘致の推進や、事業者・起業者の育成、雇用情報の提供など、雇用対策の充実・強化に努めます。

企業誘致などとあわせ、農林水産業の振興・新規事業者の参入や商工業の振興に努め、雇用の確保・充実を図ります。また、少子高齢化、情報社会の進展など、時代の流れをビジネスチャンスとして捉え対策を強化し、雇用の創出を促進します。

地場産品を活用した商品の開発や体験・滞在・交流型観光などの分野においては、特に、農・商・工の連携を強化し、起業を促進するなど、雇用の拡充を図ります。

主要事業の推進

タウンセンターゾーンへの企業誘致の推進

町内の企業の種別・規模・誘致箇所の選定及び誘致可能性の調査の実施

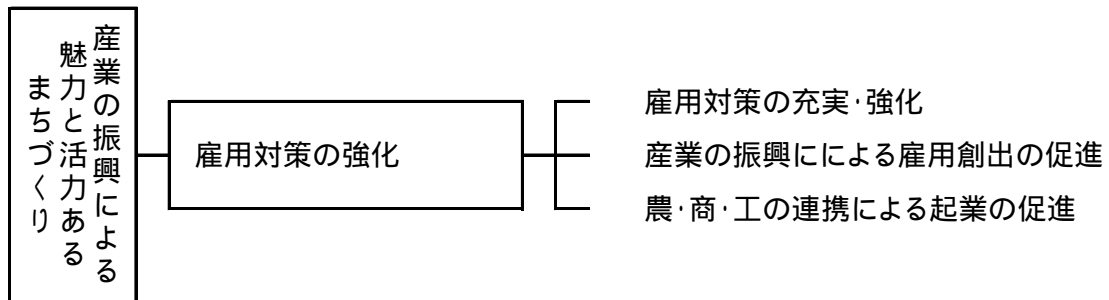
体験滞在交流促進事業の推進

体験滞在交流型の観光の促進による雇用の創出を図る

八重瀬ブランド発掘事業

事業内容は、11ページ参照

施策の体系



2 . 調和のとれた安全・安心なまちづくり

基本構想/施策の方針

町民が求める住みよいまちとは、安全で安心して暮らせる基本的な生活基盤とともに、自然環境が整っていることが条件といえます。八重瀬町は県都那覇市にも近い位置にあり、住宅団地や土地区画整理事業などによって、市街地が整備されている地域もみられます。また、田園風景が広がるなかにフクギ等の屋敷林や石垣に囲まれた、昔の面影を残す集落も点在しています。このように、市街地と共に魅力ある地域として、生活環境のみならず自然環境が整った「調和のとれた安全・安心なまちづくり」を推進します。

1 節：市街地及び集落整備	2 9
2 節：交通体系の整備	3 3
3 節：住宅・生活環境の整備	3 5
4 節：上下水道の整備	3 9
5 節：地域安全・防災体制の整備	4 2
6 節：情報通信基盤の整備	4 6

2. 調和のとれた安全・安心なまちづくり

1 節：市街地及び集落整備

基本構想/まちづくりの基本方針

適正な土地利用の推進を図るとともに、安心して遊べる公園・緑地の整備、各種公共施設の整備を通して、魅力と活気あふれる市街地の整備に努めます。

集落については、先代から受け継がれてきた優れた集落環境を保全し、住民の多様なニーズ等に対応した安全で快適な生活環境の総合的な整備に努めます。

市街地及び集落においては秩序ある景観の形成に努めます。

本町のまちづくりの拠点となる地域づくりを推進します。

現況と課題

市街地は、字東風平・字伊覇・字屋宜原に位置し、その一部を伊覇・屋宜原土地区画整理事業により生活基盤である道路や公園等の新市街地整備を図ってきたが、まだ十分とはいえない状況である。

伊覇・屋宜原土地区画整理事業や国道 507 号の沿道整備とあわせた中心市街地の形成が必要である。

住宅地や公的施設、商業・業務施設等の集積が求められている。

安心して遊べる公園や道路・下水道等の都市基盤の整備が求められている。

各集落においては、富盛田園土地区画整理事業をはじめ、非農用地整備による宅地造成を行い、生活基盤である道路や排水路、外灯、公園等の集落環境整備を図ってきたが、まだ十分とはいえない状況である。

市街化区域においては、計画的な市街地や生活基盤である道路等の整備を図ってきたが、まだ十分とはいえない状況である。

豊見城市と南風原町に隣接する北部地域については、新興住宅開発、国道・県道・自動車道の道路交通網の整備等により人口の増加が著しい状況となっている。

国道507号沿道の拡幅整備や土地区画整理事業に伴い、住宅地や商業・業務施設の立地が進んでいる。

具志頭地域は、都市計画区域外となっており、無秩序な開発が行なわれる可能性が高い。

沿道整備が進んでいる国道 507 号沿いの用途地域変更の見直しを行う必要がある。

具志頭地域の、都市計画区域等への検討を行う必要がある。

自然と共生する都市景観づくりや ユニバーサルデザイン、道路植栽の管理など人にやさしいまちづくりの推進が求められている。

新興住宅開発、国道・県道・自動車道の道路交通整備等の開発行為が行なわれている北部地域の土地利用の見直しを図る一方、伊覇土地区画整理事業地区におけるタウンセンターゾーンの土地利用の高度化を図る必要がある。

都市計画法第 34 条第 11 号 区域外の既成集落においては、人口流出がみられるた

め、区域の編入・見直しの検討が求められている。

「ユニバーサルデザイン」・・・文化・言語の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計のこと。
「都市計画法第34条第11号」・・・平成12年の都市計画法の改定により、地域の特性に応じた開発許可制度の弾力的な運用が可能となり、条例に基づき指定された土地の区域内において一定の開発を許容する制度。

道路や排水路、外灯、公園等の集落環境整備や各集落の特性を生かした計画的な生活環境整備を行う必要がある。

町民の声

国道507号沿や土地区画整理事業地区内の住宅・店舗等の整備。

交通網や公共施設等の整備が進み、住宅地も急速に増加してきているが、商業に関しては、不十分な状況にあるように思います。

農家のための非農用地造成を行なってほしい。

各集落の状況確認を行なう事により、集落の活性化に繋がっていくのでは。

都市計画区域をもっと考えてほしい。

施策の展開

関係機関との連携のもと、本町の一体性の確立と本町全体の均衡ある発展のため、国土利用計画や都市計画マスタープラン等を策定し、適正な土地利用の促進を図るとともに、魅力と活気あふれる市街地の形成に努めます。

市街地等については、国道507号沿道や伊覇・屋宜原土地区画整理事業区域等に島尻地区の拠点地区として各種公共施設や商業・業務施設等の集積を図るとともに、安心して遊べる公園や道路、各種公共施設等の都市施設の計画的な整備を図り、自然と共生した都市景観や道路のバリアフリー化、緑地の整備など広域的なまちづくりの観点をもって、本町のまちづくりの拠点となる市街地づくりを推進します。

伊覇土地区画整理事業地区内に計画しているタウンセンターゾーンを核に、新たな中心市街地の形成に向けた土地利用を推進します。

集落地については、先代から受け継がれてきた優れた集落環境を保全し、基盤整備と併せて地域緑化や文化資源等の活用など、地域コミュニティの育成と一体となって、住民の自主的な協働による集落を安全で安心して暮らせる快適な生活環境整備の取り組みを支援します。

既存集落地区における都市計画法第34条第11号区域編入の検討及び集落内道路の幅員等の整備を検討します。また、富盛田園土地区画整理事業や非農用地による宅地造成の整備に努めます。

北部地域の市街化区域編入と各地域への地区計画導入を検討します。

今後の土地利用計画等を円滑に行っていくため、旧具志頭地域の都市計画区域等、土地利用のあり方について方向性を早急に示します。

市街地及び集落においては秩序ある景観の形成に努めるとともに、都市軸の整備、交

通体系のネットワークの確立、オープンスペースの確保等、生活環境や利便性の向上に資するまちづくりを推進します。また、**景観形成団体**への加入を推進します。

「景観形成団体」…景観法により定義される景観行政と司る行政機構。政令指定都市又は中核市にあってはそれぞれの地域を管轄する地方自治体が、その他の地域においては基本的に都道府県がその役割を負う。ただし、景観法に基づいた規定の事務処理を行うことを都道府県知事と協議し、同意を得た市町村の区域に当たっては、それらの市町村が景観行政団体となる。

主要事業の推進

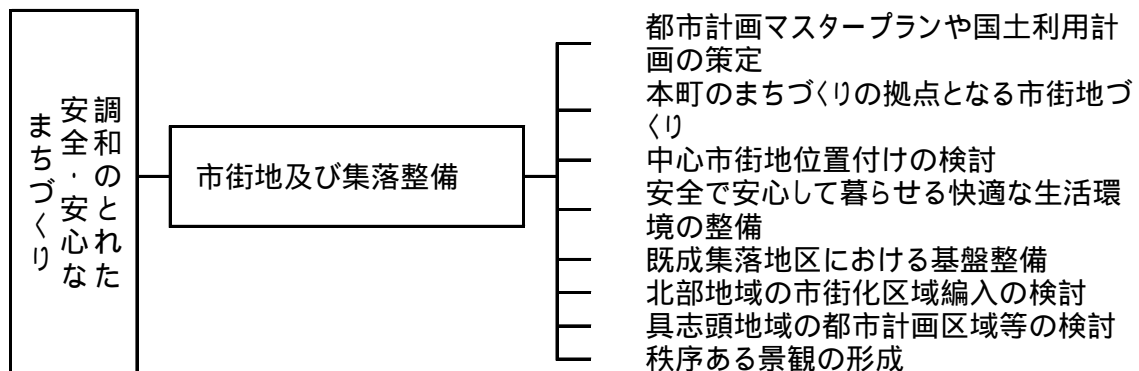
市街地整備事業

中心市街地の活性化や少子高齢化等地域の抱える課題に対し、地域の特性を活かした市街地整備を行うことにより、快適で活力ある都市の整備を促進する。また、地域の活力の増進を図るため、地域振興や地域交流連携の核となる新たな拠点市街地の整備を促進します。

集落地域整備事業

土地利用の状況等からみて良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要であると認められる集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進します。

施策の体系



基本データ

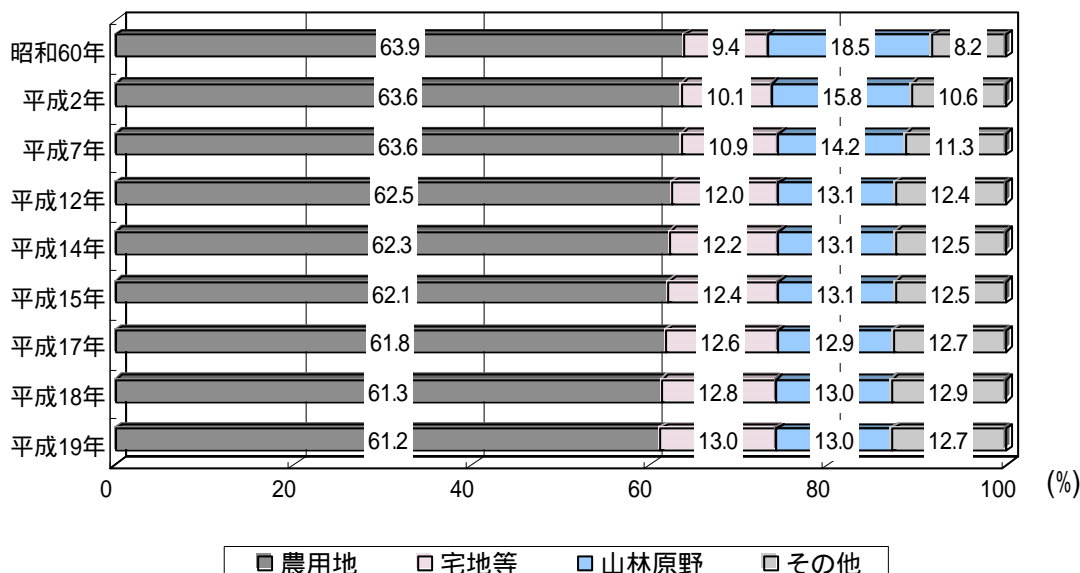
土地利用(地目別)の推移

単位:ha、%

		農用地		宅地等		山林原野		その他		
		面積	比率	面積	比率	面積	比率	面積	比率	
昭和60年	旧東風平町	1,245.8	826.5	66.3	129.8	10.4	173.1	13.9	116.4	9.3
	旧具志頭村	1,041.0	635.2	61.0	84.2	8.1	249.7	24.0	71.9	6.9
	合計	2,286.8	1,461.7	63.9	214.0	9.4	422.8	18.5	188.3	8.2
平成2年	旧東風平町	1,223.1	811.7	66.4	136.2	11.1	157.8	12.9	117.4	9.6
	旧具志頭村	1,019.9	615.5	60.3	89.3	8.8	195.7	19.2	119.4	11.7
	合計	2,243.0	1,427.2	63.6	225.5	10.1	353.5	15.8	236.8	10.6
平成7年	旧東風平町	1,191.4	794.2	66.7	146.8	12.3	129.2	10.8	121.2	10.2
	旧具志頭村	1,015.0	608.7	60.0	93.8	9.2	185.2	18.2	127.3	12.5
	合計	2,206.4	1,402.9	63.6	240.6	10.9	314.4	14.2	248.5	11.3
平成12年	旧東風平町	1,160.8	757.7	65.3	156.8	13.5	111.1	9.6	135.2	11.6
	旧具志頭村	996.8	590.6	59.2	101.6	10.2	172.4	17.3	132.2	13.3
	合計	2,157.6	1,348.3	62.5	258.4	12.0	283.5	13.1	267.4	12.4
平成14年	旧東風平町	1,156.0	751.6	65.0	159.0	13.8	109.0	9.4	136.4	11.8
	旧具志頭村	995.3	588.1	59.1	103.5	10.4	172.1	17.3	131.6	13.2
	合計	2,151.3	1,339.7	62.3	262.5	12.2	281.1	13.1	268.0	12.5
平成15年	旧東風平町	1,153.7	748.6	64.9	160.9	13.9	108.5	9.4	135.7	11.8
	旧具志頭村	994.8	586.2	58.9	104.6	10.5	172.0	17.3	132.0	13.3
	合計	2,148.5	1,334.8	62.1	265.5	12.4	280.5	13.1	267.7	12.5
平成17年	旧東風平町	1,131.0	728.3	64.4	161.2	14.3	106.2	9.4	135.3	12.0
	旧具志頭村	989.7	581.7	58.8	106.8	10.8	167.8	17.0	133.4	13.5
	合計	2,120.7	1,310.0	61.8	268.0	12.6	274.0	12.9	268.7	12.7
平成18年	八重瀬町	2,110.6	1,294.5	61.3	270.1	12.8	274.7	13.0	271.3	12.9
平成19年	八重瀬町	2,106.4	1,290.1	61.2	273.8	13.0	274.5	13.0	267.9	12.7

資料: 沖縄県統計年鑑

土地利用(地目別)の推移



2 節：交通体系の整備

基本構想/まちづくりの基本方針

道路については、本町の幹線道路となる国道や県道等の整備を促進します。また、住民の交通利便性を高めるため、生活道路の整備に努めます。

町内の円滑な交通処理を行なう道路体系の確立を目指して道路ネットワークの充実を図るとともに、歩行者空間の確保に努めます。

公共交通機関は、町民の交通手段として重要であることから、地域に根ざした公共交通のあり方について検討します。

現況と課題

本町の道路体系は、広域的な幹線道路である国道 331 号、507 号をはじめ、主要地方道などの県道、町道が縦横に走り、南部地域の重要な交通ルートを形成しています。また、那覇空港自動車道が北部を東西に通過している。

現在、国、県による 507 号の拡張工事や 331 号の改良工事によって幹線道路の交通渋滞の解消や交通安全の整備を行っている。

町民の交通手段となっている公共交通については、路線数と路線ルートが減少している状況となっている。また、赤字路線に対して、補助金を交付している状況である。

本町の一体化を図るため、幹線道路である国道や主要地方道などの県道、那覇空港自動車道、地域住民の生活道路となる町道を含めた道路の整備によるネットワーク化を促進する必要がある。

「主要地方道」…道路法第 56 条の規定により国土交通大臣が指定する主要な都道府県道または市道である。高速自動車国道や一般国道と一体となって広域交通を担う幹線道路として位置付けられており、整備や維持管理に要する費用の一部を国が補助することができる。

国道 331 号、507 号や東風平豊見城線の早期整備を促進する必要がある。

道路の維持管理、安全で安心して歩ける歩行者空間等の環境整備を推進する必要がある。

土地区画整理事業等の進展に伴う環境変化に対応した、道路の拡幅や道路網を構築する必要がある。

住民のニーズに対応した路線バスの運行並びに運行の継続が求められている。

町民の声

国道 507 号、国道 331 号の整備。

東風平三叉路の渋滞の緩和。

主要道路に安全性のため歩道を整備した方がよい。

国道 507 号の歩道に、昼は影をつくるために植樹や植栽を行い、夜は歩行者の安全確保のため照明等の設置を行った方がいいのでは。また、中央分離帯にも植栽をすといと思います。

施策の展開

国、県等との連携のもと那覇空港自動車道や幹線道路である国道、主要地方道の県道等の道路拡幅や維持管理等による交通渋滞解消をはじめ利便性の高い道路ネットワークづくりを図ります。

住民の多様な活動を支えるため、交通利便性の高い生活道路の整備に努めます。

道路は、日常生活や通勤・通学のほか、災害時の避難などに利用される重要な施設であり、生活道路と主要道路との接続を適正かつ円滑に推進するなど、道路体系の確立に努めます。

人が安心して歩くことができる歩行者空間を確保するとともに、地域の景観や歴史・文化的資源を活かした個性ある道づくりを進めます。

地域に根ざした公共交通のあり方について検討します。また、赤字路線に対する支援に努めるなど、交通の利便性の確保・向上に努めます。

国道 507 号の電柱無柱化を促進します。

主要事業の推進

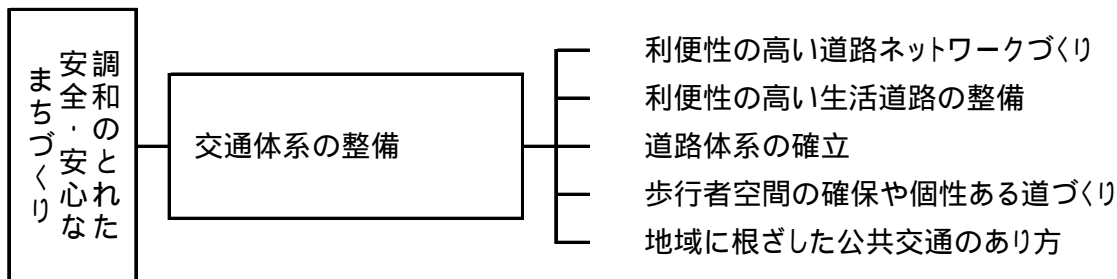
広域道路網整備事業の促進

- ・ 津嘉山バイパス 507 号整備事業
- ・ 国道 507 号八重瀬道路事業
- ・ 国道 331 号視距改良事業
- ・ 東風平豊見城線整備事業

地域内道路整備事業

- ・ 道路改良事業
- ・ 村づくり交付金事業
- ・ 土地区画整理事業
- ・ 交付金事業
- ・ 地方特定道路整備事業
- ・ 交通安全施設整備事業

施策の体系



3 節：住宅・生活環境の整備

基本構想/まちづくりの基本方針

住宅については、自然や田園環境と調和した新たな住宅地開発や協定づくりなどのまちづくりを展開するとともに、公園・緑地については河川などの自然資源を活かした市街地内の緑地整備に努めます。

現況と課題

本町においては、土地区画整理事業や土地改良事業に伴う非農用地区域の創設など、宅地需要への対応や公営住宅の整備を推進してきた。

集落内の道路については、車両の通行が困難な箇所もあり、緊急車輛の通行にも影響を及ぼしている。

本町には、公園が予定箇所も含め 38 箇所あり、東風平地域においては、都市公園（運動公園 1、近隣公園 1、地区公園 2、都市緑地 1、街区公園 4）を 9 箇所決定し、農村公園が 12 箇所設置されています。また、他公園（屋宜原地区 2、伊覇地区 3）を 5 箇所設置予定している。具志頭地域には、運動公園 1 箇所、国定公園 1 箇所、農村公園 10 箇所設置されている。

町内には数多くの公園が整備されているが、子どもが楽しく遊べるための遊具施設等の設置が少なく、他の市町村の公園を利用している町民が多い。

安全で快適な街並みの形成や、良好な環境の保全を目的として土地区画整理区域に、地区計画を導入している。

八重瀬岳や具志頭海岸、河川など自然環境の豊かな場所は、人の目の死角になりやすいことから、不法投棄などが見受けられる。

河川については、下水処理対策の遅れや畜産廃棄物の投棄、ほ場からの耕土流出などの影響を受け、水質が悪化している。なお、雄樋川、報得川の汚染は、全国で 1・2 を争うほどの状況である。

住宅ニーズを踏まえた良好な住環境の確保に対応した宅地基盤の整備、若年層の定住、高齢者・障がい者などの弱者に対応したバリアフリー化など、住環境の整備整備が必要である。

地域のバランスを考慮した公園・広場・緑地の整備が必要である。

子どもたちが、楽しく安全で安心して遊べるための公園・遊具の整備が必要である。

ゴミの不法投棄や畜産廃棄物やほ場からの耕土流出等による河川の水質汚染問題などの環境対策が必要である。

現在、同一行政区域内で異なる土地利用規制が行われており、土地利用のあり方についての検討が必要である。

緊急車両の妨げになっている集落内の狭隘道路の改善が必要である。

町民の声

ごみ等の野焼き対策が必要。

本町は公園が整備されていないので、整備された公園があれば、人が集まり明るい素適な町が作れると思います。

集落内の違法駐車を取り締まる必要があるのでは。

道路幅員が狭く消防車も通らないので危険である。

不法投棄対策を早急に行なう必要がある。

報得川の水質は悪いので、生活排水の改善を町全体で考えるべきなのでは。

次男・三男が住宅を建てられるような土地の見直しをしてほしい。

都市計画区域をもっと考えてほしい。

土地区画整理事業の早期完了。

施策の展開

土地区画整理事業を推進し、計画的な宅地基盤の整備を図るとともに、町民が求める宅地需要を適正に把握し、土地利用との整合性を持って、土地改良地区への非農用地整備など、農業や田園環境との調和した住宅地の確保に努めます。

公園は、憩いの場としての利用のみならず、コミュニティー活動の場、健康増進の場としての機能や災害時の避難場所になるなど、多面的に活用される重要な施設であり、自然や史跡等の地域資源を活かすなど、地域の実状に即した整備を推進します。

公園・緑地の整備とあわせ、子供たちが、安全で安心して利用できる遊具などの施設の拡充に努めます。

協働によるまちづくりの観点から、公園等の整備を推進する上においては、町民や地域などの意見・意向等をできる限り取り入れるとともに、公園等の維持管理を地域や町民、行政、事業者などが協働で取り組む体制づくりを推進します。

狭隘道路となっている集落内道路の拡幅整備を図るなど、計画的な住宅・生活環境整備を推進します。

まちづくりの一環として 協定づくり などを推進し、街並の景観づくりや保全・活用、自然景観との調和したまちづくりに努めます。また、ユニバーサルデザインを考慮したまちづくりを推進し、高齢者・障がい者等に対応した安全で快適な住環境の確保に努めます。

「協定づくり」…住民の合意のもとで策定される建物等に関するルールづくり(建築協定、地区計画、景観地区など)

自然環境・生活環境対策による、河川、わき水、海岸などの水辺環境の保全・再生とあわせて、町民の憩いの場となる親水空間づくりを進めます。

今後の土地利用計画等を円滑に行っていくため、具志頭地域の都市計画区域への編入の有無について、方向性を早急に示します。

主要事業の推進

土地区画整理事業

・伊覇・屋宜原地区土地区画整理事業、富盛地区田園土地区画整理事業

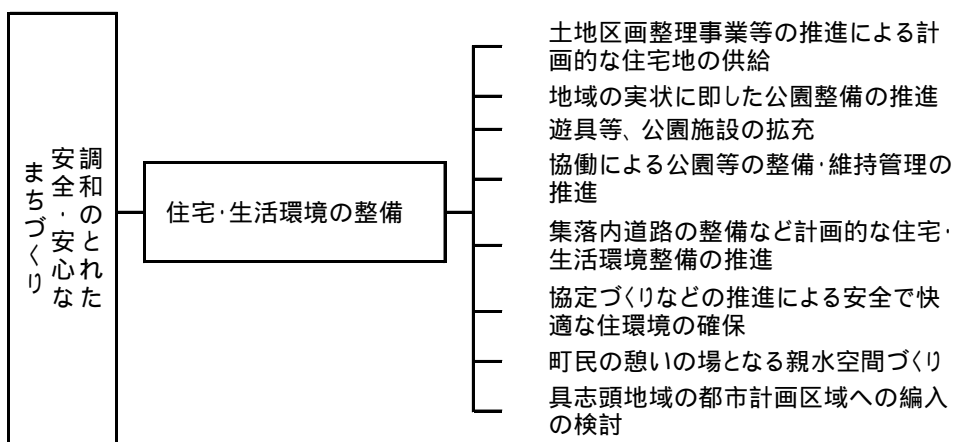
住環境整備事業

安全で快適な街並みの形成や、良好な環境の保全を図る。

公園・広場整備事業

地方公共団体等が行う都市公園の整備を推進する。

施策の体系



基本データ

土地区画整理事業等の状況

事業区別	地区名	面積(ha)	計画人口(人)
区画整理事業地区	伊覇地区	42.5	3400
	屋宜原地区	28.3	2200
	富盛地区	11.3	680
土地改良区非農用地整備	小城第2地区	9.6	670

八重瀬町の都市公園

番号	公園名	公園区分	計画面積	供用面積	当初決定年月日
6・5・東1	東風平運動公園	運動公園	23.10	10.33	S57.3.4
東1	西部プラザ公園	総合公園	13.20	0.72	H4.1.17
4・3・東2	長田門原公園	地区公園	4.00	0.00	H14.9.17
3・3・八1	伊覇近隣公園	近隣公園	1.40	0.00	H20.3.6
4・3・東1	八重瀬公園	近隣公園	3.60	3.60	S53.2.20
2・2・東1	馬場公園	街区公園	0.10	0.13	S50.12.12
2・2・東2	宮森公園	街区公園	0.18	0.18	S54.8.26
2・2・東3	屋宜原中央公園	街区公園	0.60	0.60	H17.2.25
2・2・東4	富盛中央公園	街区公園	0.70	0.00	H17.12.9
都市公園合計		9箇所	46.88	15.56	
供用率(%)				33.19	
一人当たり公園面積(m ² /人)				6.2	

一人当たり公園面積の人口は平成17年国勢調査

八重瀬町のその他の公園

	旧東風平町		旧具志頭村	
	公園名	面積 (ha)	公園名	面積 (ha)
その他の公園	上田原農村公園	0.1	具志頭運動公園	1.8
	宜次農村公園	0.1	みなとがわ公園	0.2
	小城農村公園	0.2	みなとがわ緑地公園	0.2
	志多伯農村公園	0.2	安里農村公園	0.1
	高良農村公園	0.1	座嘉武井公園	0.1
	当銘農村公園	0.2	具志頭農村公園	0.2
	友寄農村公園	0.3	後原農村公園	0.1
	富盛農村公園	0.3	仲座農村公園	0.1
	外間農村公園	0.1	長毛農村公園	0.1
	世名城農村公園	0.1	玻名城農村公園	0.1
	屋宜原西公園	0.3	港川農村公園	0.2
	屋宜原東公園	0.3	新城農村公園	0.2
	第1号街区公園	0.2	大頓農村公園	0.04
	第2号街区公園	0.2	与座農村公園	0.1
	第3号街区公園	0.2		
小計	15箇所	2.8ha	14箇所	3.6ha
沖縄戦跡国定公園				541.0ha
合計	30箇所			547.4ha
一人当たり公園面積 (㎡/人) (都市公園 (供用面積) + その他の公園)				224.1

一人当たり公園面積の人口は平成17年国勢調査
その他の公園については計画面積

施設の利用状況

東風平運動公園体育館

	開館日数 (日)	利用日数 (日)	稼働率 (%)	利用者数 (人)
平成16年度	308	295	95.8	42,651
平成17年度	308	295	95.8	57,150
平成18年度	308	295	95.8	47,955

東風平運動公園陸上競技場

	開館日数 (日)	利用日数 (日)	稼働率 (%)	利用者数 (人)
平成16年度	308	244	79.2	10,800
平成17年度	308	244	79.2	14,805
平成18年度	308	244	79.2	10,890

東風平運動公園野球場

	開館日数 (日)	利用日数 (日)	稼働率 (%)	利用者数 (人)
平成16年度	308	238	77.3	4,908
平成17年度	308	238	77.3	5,088
平成18年度	308	238	77.3	4,500

東風平運動公園ソフトボール場

	開館日数 (日)	利用日数 (日)	稼働率 (%)	利用者数 (人)
平成16年度	308	238	77.3	6,516
平成17年度	308	238	77.3	6,396
平成18年度	308	238	77.3	6,000

東風平運動公園サッカー場

	開館日数 (日)	利用日数 (日)	稼働率 (%)	利用者数 (人)
平成16年度	308	62	20.1	560
平成17年度	308	62	20.1	1,120
平成18年度	308	62	20.1	980

東風平運動公園多目的広場

	開館日数 (日)	利用日数 (日)	稼働率 (%)	利用者数 (人)
平成16年度	308	113	36.7	172
平成17年度	308	113	36.7	152
平成18年度	308	113	36.7	128

具志頭運動公園

	開館日数 (日)	利用日数 (日)	稼働率 (%)	利用者数 (人)
平成16年度	308	122	39.6	630
平成17年度	308	122	39.6	645
平成18年度	308	122	39.6	1,335

具志頭社会体育館

	開館日数 (日)	利用日数 (日)	稼働率 (%)	利用者数 (人)
平成16年度	308	226	73.4	12,247
平成17年度	308	226	73.4	12,651
平成18年度	308	226	73.4	13,666

資料: 八重瀬町社会教育課

4 節：上下水道の整備

基本構想/まちづくりの基本方針

水は、生命の維持や経済活動など生活に欠かすことはできないライフラインです。上水を安定的に供給していくためにも計画的な施設整備が必要であり、今後も南部水道企業団が主体となって水道事業を安定的に運営していきます。

上水を今後も安定的に供給していくため、節水対策や地下水の水質保全に努めます。

下水道は、地下水や河川、海域等の水質を保全していくためには欠かすことのできない重要な施設です。八重瀬町全体の下水道整備の基本方針を早急に取りまとめ、地域の実情に応じた整備を推進します。

雨水利用の促進など循環型社会に配慮した取り組みを進めていきます。

現況と課題

本町の上水は、全域を南部水道企業団によって給水されているが、南部水道企業団の自己水(慶座地下水)と県企業局水(本島北部地区の水源)を混合して給水する区域と、県企業局水のみを給水する区域がある。

伊覇・屋宜原地区等の宅地開発の進展により、水需要の増加が予測される。

安全に安定した水道水の供給を行なうため、老朽化した管路の取替えといった計画的施設整備の促進する必要がある。

節水対策や地下水の水質の確保が必要である。

下水道は、文化的な生活を営む上においての基本的な施設であるが、整備が遅れている状況にある。生活排水や畜舎からの汚水などが、側溝や水路を通して海や川に流れ込み、環境に悪影響を及ぼしている。

現在、農業・漁業集落排水事業が2地区(4集落)で取り組まれているが、団地以外の地域においては、各家庭の浄化槽によって処理されている状況である。

港川地区(長毛、港川)、雄樋川地区(後原、新城)において、集落排水事業を施行中である。

公共下水道事業や農業・漁業集落排水事業など、地域の実状に応じた整備が必要。

側溝や水路に流れていく生活排水や農業・漁業集落排水、畜舎からの汚水による生活環境悪化への対応が必要である。

都市下水路などの排水路が未整備のため、大雨時に浸水する箇所がある。

大雨時における浸水や水路の氾濫を防ぐための施設整備が必要である。

町民の声

現在使用されている浄化槽の多くは単独浄化槽のため、トイレ水以外の生活排水のほとんどは未処理のまま側溝や水路に流されており、海や川の水質汚濁及び悪臭、ハエ、蚊の発生等、生活環境悪化の原因になっている。

港川地区(長毛、港川)、雄樋川地区(後原、新城)の集落排水事業の早期の整備完了を望む。

排水路をきれいにしてほしい。
環境にやさしいまちづくりのためには公共下水道の整備が欠かせない。

施策の展開

生活に欠かせない水を安定的かつ安全・安心に供給していくため、南部水道企業団や県企業局と連携し、施設・設備の改修・更新事業等、上水道の整備を促進するとともに、既存水源（慶座水源）や地下水の水質保全・向上に努めます。

集落排水事業等を推進するとともに、地域の実情に応じた本町全体の下水道等整備の基本方針を早急に取りまとめ、地下水や河川、海域等の水質保全に努めます。

側溝や水路の整備を推進し、大雨時における浸水対策を強化します。

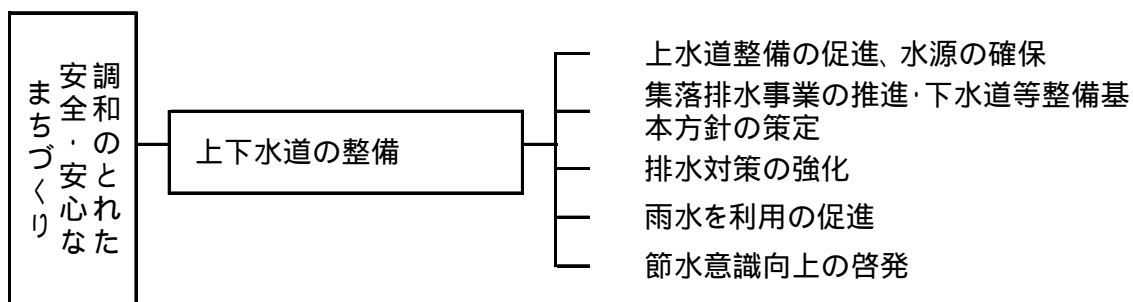
上下水道の整備とあわせ、雨水利用の促進を図るなど、循環型社会に配慮した取り組みを推進します。

上水を今後も安定的に供給していくため、町民に対する節水意識向上の啓発に努めます。

主要事業の推進

- 上水道整備事業
 - 都市化の進展に伴う人口増加及び宅地の拡大に対応し、給水を安定的に行うため、配水池、管路等の増設を促進する。
- 下水道等整備基本方針の策定
 - 地域の実状に即した下水道事業等の推進について検討する。
- 集落排水事業
 - 農業集落や漁業集落において、し尿や生活雑排水を処理する施設を整備することにより、集落における生活環境の向上と、海や川の水質保全を推進する。
- 流域下水道事業
 - 流域下水道事業の編入について検討する。
- 都市下水路事業
 - 雨水対策を早急に行うため、雨水幹線の整備を行う。

施策の体系



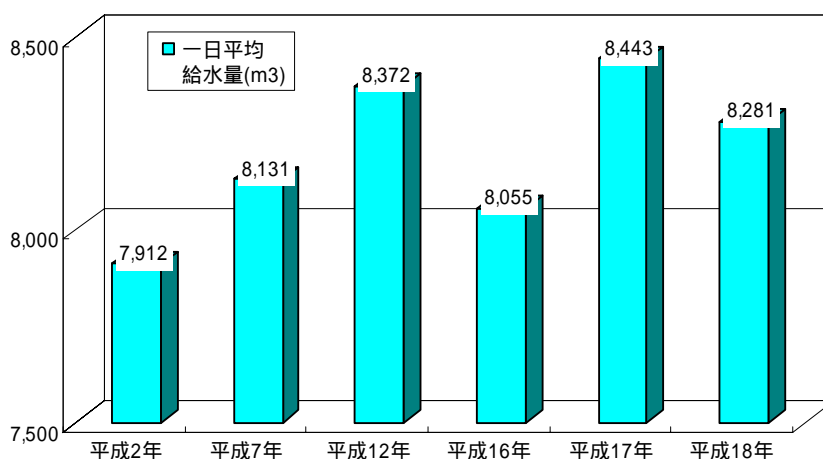
基本データ

上水道概況の推移

		人口	給水人口	普及率(%)	一日平均給水量(m3)
平成2年	旧東風平町	14,731	14,731	100.0	5,178
	旧具志頭村	6,944	6,944	100.0	2,734
	合計	21,675	21,675	100.0	7,912
平成7年	旧東風平町	15,993	15,993	100.0	5,501
	旧具志頭村	7,323	7,323	100.0	2,630
	合計	23,316	23,316	100.0	8,131
平成12年	旧東風平町	17,051	17,051	100.0	5,649
	旧具志頭村	7,710	7,710	100.0	2,723
	合計	24,761	24,761	100.0	8,372
平成16年	旧東風平町	17,244	17,244	100.0	5,392
	旧具志頭村	7,978	7,978	100.0	2,663
	合計	25,222	25,222	100.0	8,055
平成17年	八重瀬町	25,155	25,155	100.0	8,443
平成18年	八重瀬町	24,999	24,999	100.0	8,281

資料: 沖縄県統計年鑑

上水道概況の推移



し尿処理状況

		旧東風平町	旧具志頭村	合計
平成2年	計画処理人口	14,731	6,944	21,675
	処理人口	7,807	162	7,969
	総排出量(kl)	7,528	3,548	11,076
	年間総処理量(kl)	3,990	83	4,073
平成7年	計画処理人口	16,481	7,712	24,193
	処理人口	1,483	885	2,368
	総排出量(kl)	8,422	4,092	12,514
	年間総処理量(kl)	758	603	1,361
平成12年	計画処理人口	17,436	8,327	25,763
	処理人口	1,569	248	1,817
	総排出量(kl)	8,910	4,952	13,862
	年間総処理量(kl)	802	824	1,626
平成17年	計画処理人口	-	-	26,454
	処理人口	-	-	402
	総排出量(kl)	-	-	13,537
	年間総処理量(kl)	-	-	2,106

資料: 市町村行財政概況

H17八重瀬町は旧町村分を合算して算出

5 節：地域安全・防災体制の整備

基本構想/まちづくりの基本方針

町民の生命・財産を自然災害や人為的災害から守るための防災対策として、消防・防災組織体制及び救命救急体制の強化や災害時の避難ルート、河川等の改修など災害に強いまちづくりを推進します。

交通安全や防犯対策については、飲酒運転の撲滅運動や防犯灯の設置、町民の防犯意識の啓発を図るなど安全・安心なまちづくりを推進します。なお、地域安全対策や防災対策を推進するため、地域と役場、警察、消防などとの連携をこれまで以上に強化します。

防災訓練の実施や防災計画の周知徹底、不審者情報の提供など広報活動等の対策を強化します。

現況と課題

交通安全に対しては、歩道スペース等が十分に確保されていない状況であり、事故発生の危険性が指摘されている。

大雨時におこる冠水・浸水被害や交通渋滞など、生活に影響を及ぼしている。

本町の消防・救急業務は、一部事務組合による島尻消防本部が行なっている。

防災訓練等への取り組みが不十分である。

防災計画は策定されているが、計画や指揮命令系統が周知徹底されていない。

救急活動の高度化に伴い、救命救急に対する需要は著しい増加傾向にある。

平成 18 年度から、新築の建物に関して、火災報知機の設置が義務化されているが、平成 20 年 6 月以降は、既存の建物への火災報知機設置が義務化される。

沖縄戦で残された負の遺産である不発弾が、町内の地下にまだまだ数多く埋もれており、工事などによって度々発見されている。その処理には、多くの労力と費用を強いられている。

交通安全施設(信号機やガードレール等)や歩道の整備、防犯施設の整備、飲酒運転撲滅運動、意識の啓発を行う必要がある。

地域防災計画や災害時における非難場所の周知徹底が必要である。また、高齢者や障害者及び児童生徒等の弱者対策を強化する必要がある。

災害時における迅速な救済・避難行動に結び付けるための、地域防災活動や防災訓練等の活動の強化とあわせ、AED等の整備を図る必要がある。

大規模災害を想定した備蓄体制の強化、避難ルートの確保、津波対策の強化が必要。

警察や消防、役場との連携の強化や、情報の共有化、迅速化、医療体制の強化が求められている。

防犯灯の設置や町民の防犯意識の啓発、多発する児童への犯罪に対しても地域主体の防犯体制づくりが必要。

訪問販売、電話勧誘販売等の一部にみられる強引な販売・勧誘商法等への対応、不審者情報の提供など広報活動等の強化が求められている。

平成 20 年 6 月火災報知機設置の義務化にともなう、事業者や住民への設置に関する周知する必要がある。

防災の観点から無電柱化(電線類の地中化)を推進する必要がある。
不発弾対策の強化が必要である。

町民の声

危険箇所については、信号機やカーブミラーの設置をした方が良い。
緊急・救急システムの広域化。
個人で防災意識を高めて行く事も必要ですが、行政でも力を入れて欲しいです。
防犯対策を地域で行なうようにする。
街灯や防犯灯の設置。
学生の送迎安全確保のためバス路線の変更を検討するべきなのでは。

施策の展開

地域防災計画の周知や推進を徹底するとともに、町民の防災意識の向上、自主防災組織の充実など地域主体の防災体制の確立を推進します。また、防災訓練の実施、不審者情報の提供など広報活動等の対策を強化します。さらに、災害時の避難ルート、災害マップの作成、排水整備、河川・海岸線等の改修促進など災害に強いまちづくりを推進します。

地域安全対策や防災対策を推進するため、地域や役場、社協、警察、消防などのほか、自衛隊、医療機関など、幅広く連携強化を図るとともに、情報の共有に努めます。救急・救助需要の多様化に対応するため、消防や警察、医療機関などとの連携強化を図るとともに、救急救命士の育成や救急・救助設備の拡充を促進するなど、救命救急体制の強化に努めます。

交通安全施設の点検・整備を推進するとともに、交通安全教育や飲酒運転撲滅運動、交通モラル向上対策等の交通安全意識の啓発を図るなど、交通安全対策を推進します。

犯罪のない安全・安心なまちを築くため、コミュニティ活動とあわせ、防犯活動等の強化を図るとともに、防犯灯の設置、防犯意識の啓発に努めるなど、防犯対策を推進します。

地震等の大規模災害等を想定し、防災拠点の点検・確保を図るとともに、災害用備蓄等の対策に努めます。また、公共施設はもとより住宅等の耐震対策や津波対策を推進するとともに、災害弱者の安全確保等の対策に努めます。

消防訓練等の実施とあわせ、平成20年6月から義務化されている火災報知機設置に関する啓発活動に努めるなど、防火意識の向上を促進します。

防災の観点から無電柱化(電線類の地中化)を促進します。

関係機関との連携を図り、不発弾に関する情報の収集や提供に努めるなど、不発弾対策を強化します。

主要事業の推進

地域防災体制づくり事業

- ・ 地域防災体制作りの推進

地域防災対策事業

- ・ 基盤整備事業

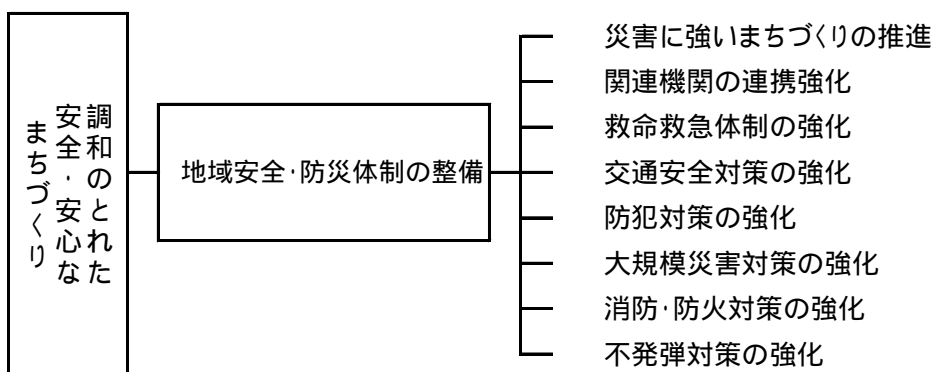
交通安全対策事業

- ・ 交通安全施設の整備
- ・ 交通安全組織の支援、強化

防犯対策事業

- ・ 防犯対策の支援強化

施策の体系



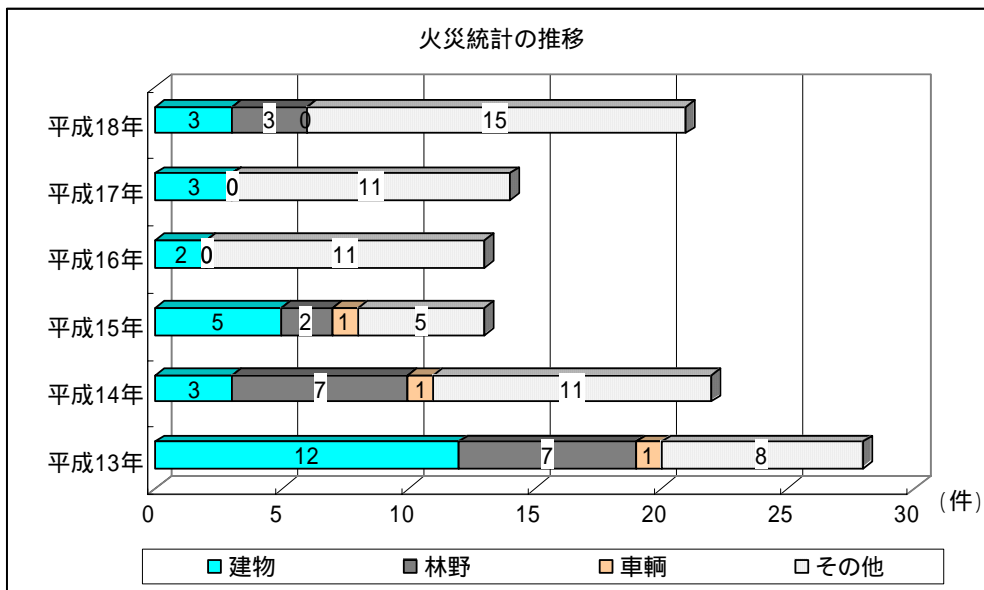
基本データ

火災統計の推移

単位:件

	建物	林野	車両	その他	合計
平成13年	12	7	1	8	28
平成14年	3	7	1	11	22
平成15年	5	2	1	5	13
平成16年	2	0	0	11	13
平成17年	3	0	0	11	14
平成18年	3	3	0	15	21
合計	28	19	3	61	111

資料:県消防防災課「火災統計調査」



救急車出動件数及び搬送人員の推移

単位:件、人

		合計	火災	水難	自然	交通	労災	運動	一般	加害	自損	急病	その他	転院
平成10年	件数	459	5	1	0	80	5	8	57	7	10	275	1	10
	人員	422	4	1	0	86	5	8	52	4	6	256		
平成11年	件数	493	6	1	0	81	4	3	72	9	5	291	6	15
	人員	448	1	1	0	79	4	3	68	5	2	285		
平成12年	件数	493	5	5	0	63	5	4	73	6	10	303	9	10
	人員	439	0	0	0	67	5	4	68	4	7	284		
平成13年	件数	550	9	1	0	74	7	4	81	7	11	322	24	10
	人員	488	1	1	0	73	7	4	79	5	8	310		
平成14年	件数	505	2	0	0	66	6	6	66	4	10	321	13	11
	人員	459	0	0	0	65	6	6	63	3	6	310		
平成15年	件数	709	8	2	0	82	4	11	98	4	9	473	5	13
	人員	656	2	1	0	85	4	11	97	4	5	447		
平成16年	件数	708	3	0	0	84	7	8	92	7	10	483	1	13
	人員	655	0	0	0	93	7	8	88	6	6	447		
平成17年	件数	731	7	0	0	91	4	14	110	7	18	471	0	9
	人員	696	2	0	0	102	4	14	108	5	14	447		

刑法犯罪種別認知・検挙状況

単位:件

	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
平成16年	279	2	16	205	14	0	42
平成17年	245	4	19	188	6	0	28
平成18年	214	1	12	160	8	0	33
平成19年	225	1	10	179	6	0	29

交通事故発生件数

年度	発生件数	死者数	負傷者数
平成12年	60	0	69
平成13年	94	3	107
平成14年	87	0	105
平成15年	98	0	117
平成16年	91	1	120
平成17年	96	1	122

6 節：情報通信基盤の整備

基本構想/まちづくりの基本方針

情報通信ネットワークなど情報通信基盤等の整備を促進するとともに、情報通信基盤の整備に向け関係各所に働きかけを行います。

町民ニーズに合った情報化の推進や、高度情報通信時代に対応した人材の育成を図ります。

地域イントラネット事業等によって整備した情報機器の有効活用や利用を促進し、投資効果を図る。

現況と課題

平成 18 年度「地域イントラネット事業」において学校、公共施設、公民館等にパソコンを設置し情報の提供ができるように整備を進めてきたが、全ての行政区には設置されていない。

インターネットなどの利用する町民は年々増えてきているが、情報基盤の整備が追いついていない。

地域イントラネット事業による情報化社会に対応した情報提供システムや町全域への光ファイバー回線等の情報基盤整備が必要である。

情報通信ネットワークが整備されていない公民館等への対策が必要である。

高度情報化社会に対応した専門職員の配置が必要である。

町民の声

情報化対策が近隣の市町村に比べて明らかに劣っていると感じる。

情報化社会とされているので、光ファイバー回線等の通信基盤の整備と充実は必要不可欠である。

施策の展開

情報通信関連機等の関係機関との連携を強化し、**光ファイバー等の**情報通信基盤整備を促進します。また、本町の情報ネットワーク(うまんちゅネット)などの整備・拡充に努めます。

情報通信基盤の整備を促進するため、本町の情報ネットワークを推進するとともに、誰もが利用しやすいホームページの拡充やシステムの構築を図るなど、体制の強化に努めます。

道路情報・観光情報等の整備を促進します。また地域(生活)情報に関わる広域的な地域情報ネットワークの共有化を推進します。

高度情報通信時代に対応した人材の育成を図ります。

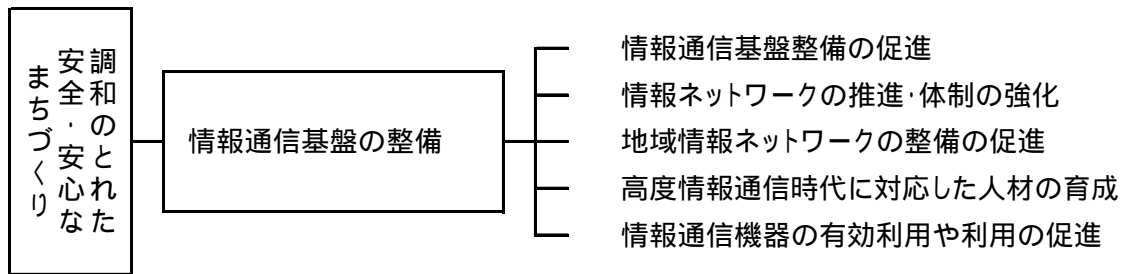
地域イントラネット事業等によって整備した、情報通信機器の有効活用や利用を促進します。

主要事業の推進

情報基盤整備事業(地域イントラネット基盤施設整備事業)

- ・ 地域イントラネット事業等の継続的な整備及び強化、利用を促進する。
- ・ 情報発信拠点の人材育成をするために人材育成事業を行う。

施策の体系



3 . 人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり

基本構想/施策の方針

八重瀬岳や具志頭の海岸などの自然環境は、人々に潤いと安らぎを与える貴重な空間となっています。これらの空間を次代に受け継いでいくためには、大きな視点で自然環境への保全について考えて取り組む必要があります。それは、一度壊した自然は取り戻すことが困難なためです。自然環境を守っていくために、行政が取り組むべきこと、町民が取り組むべきこと、あるいは企業が取り組むべきことをそれぞれが認識して、「人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり」を推進します。

1 節：循環型社会の構築 4 9

2 節：自然環境・生活環境の保全 5 2

3. 人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり

1 節：循環型社会の構築

基本構想/まちづくりの基本方針

限りある資源を大事にするまちづくりを推進し、ゴミ発生の抑制や減量化、再資源化への取り組みを促進するとともに、適正な分別収集・処理に努めます。

地球環境に影響を及ぼす温暖化に対しては、最大の原因である二酸化炭素の排出削減のための太陽光発電などの自然環境にやさしいクリーンエネルギーの利用や省エネルギーの普及など、未来を担う子ども達のためにも地球環境に負荷を与えないようその推進に努めます。

下水処理水などを農業用水や生活雑用水として再利用するなど、新たな水資源の活用を推進します。

現況と課題

近年、地球温暖化などの影響が深刻さを増し、台風や集中豪雨による災害など町民の暮らしにも影響を及ぼしていると考えられる。

本町から排出されるゴミは、島尻消防清掃組合において処理されているが、最終処分については、組合を構成する自治体内での処理場が確保できておらず、沖縄市の処分場に処理を依頼している状況にある。

現在、ゴミの最終処分の問題の他にも、焼却処理施設の老朽化等の問題があり、南部地域(豊見城市、糸満市、南城市、与那原町、西原町)が一体となって、広域的なゴミ処理対策の検討を行っている。

ごみの減量化を図るため、分別収集によるリサイクルを推進するなど、循環型社会の形成に向け取り組んでいる。

ごみ処理対策については、今後とも効率的、計画的な分別収集の徹底とリサイクルを推進し、廃棄物の適正処理やゴミ発生の抑制、減量化、再資源化への取り組みを強化していく必要がある。

ゴミの最終処分場の場所の選定に向けた話し合いや、ごみ減量化の対策など、地域住民や関係機関との連携の強化とあわせ体制の構築が求められている。

「循環型社会」…廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものを循環資源として利用し、適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

下水処理水の農業用水等へ循環利用など、新たな水資源の検討が求められている。太陽光、太陽熱、バイオマスの活用等、新エネルギー対策の推進や、自然環境にやさしい省エネルギー対策などの取り組みが求められている。

町民の声

生ゴミ収集の回収を増やす必要がある。
粗大ゴミの回収を年に2回程度、集合で行ってほしい。

施策の展開

ごみ処理・収集計画に基づくごみの分別収集の徹底と収集システムの充実を図るとともに、効率的、計画的な処理体制を構築し、ゴミ発生の抑制や減量化、再資源化への取り組みを推進します。

循環型社会の形成を促進するため、リサイクルやエコクラブ活動、エコファーマーなどの支援・育成を図るとともに、意識啓発活動を推進します。また、廃棄物の適正処理の啓発・指導の強化に努めます。

集落排水処理水の再利用や雨水等、中水の利用を図るなど、新たな水資源の確保に努めます。

省資源・省エネルギー化の推進とあわせ、太陽光や風力などの自然環境にやさしいクリーンエネルギーの利用を促進し、二酸化炭素等の排出削減を図るなど、地球温暖化防止対策を推進します。

ゴミの最終処分対策として、南部の関係市町村(八重瀬町、豊見城市、糸満市、南城市、与那原町、西原町)が一体となってゴミ問題に対応し、ゴミ発生の抑制や減量化、再資源化を推進するとともに、最終処分場について、関係市町村の町民・地域・議会・行政などの関係機関が広く研鑽を重ねるとともに、情報の共有を図りながら最終処理施設・処分場の建設を推進します。

主要事業の推進

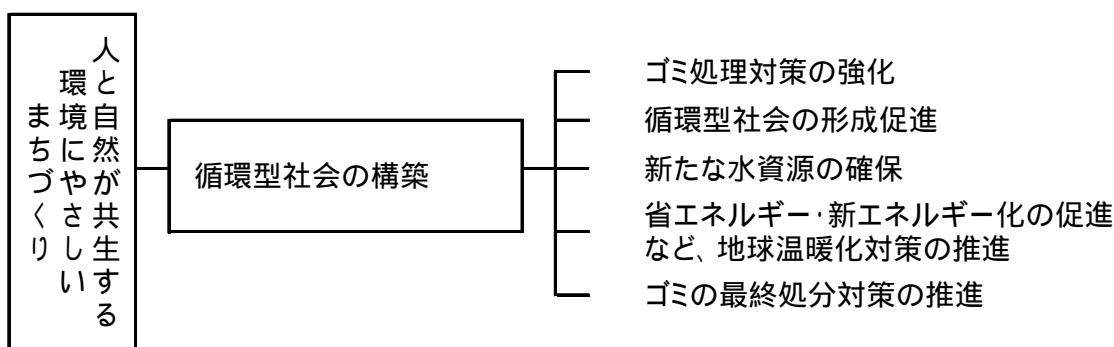
ごみ・廃棄物処理体制強化事業

- ・ ごみ分別収集、資源化の推進
- ・ 生ごみ堆肥化補助で、排出源での減量を推進する
- ・ 店舗・事務所のごみ減量を求めていく

新エネルギー活用等事業

ゴミの最終処理施設・処分場の建設(広域処理施設)の整備促進

施策の体系



人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり

基本データ

ごみ分別収集状況

(平成15年12月現在)

市町村名	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ							粗大ゴミ	有害・危険ごみ	備考
				(1) 古紙	(2) 缶	(3) びん	(4) ペットボトル	(5) トレイ	(6) 古布	(7) その他			
旧東風平町													平成12年度から資源ごみの分別収集実施
旧具志頭村													平成12年度から資源ごみの分別収集実施

資料：県環境整備課

2 節：自然環境・生活環境の保全

基本構想/まちづくりの基本方針

貴重な自然資源である森林、湧き水、河川、海域などの水質の保全や生態系の保全・育成を図るとともに環境教育を推進し、生物生息・生育空間の保全、自然景観等に配慮したまちづくりを推進します。

町民の誇りとなっている「世名城・当銘のガジュマル」「具志頭のフクギ並木」など、樹木を保全していくとともに、植栽等、緑を育むまちづくりを推進します。

廃棄物の適正処理の啓発・指導と不法投棄防止のための監視体制の強化に努めます。悪臭などの公害問題については関係機関と連携した対策に取り組みます。

住民、行政が一体となって一人一人の環境美化意識や環境保全意識の高揚を図ります。

現況と課題

森林地域は、動植物の生息環境を形成し、多様な自然を生み出す重要な機能や防風・防潮の機能を有しているが、開発等によって年々減ってきている状況にある。(町域に占める森林率は7%)

森林の減少を抑制するための保全や植樹等の育成活動が必要である。

開発と環境保全との整合性を保つため、条例や計画等の整備が必要である。

自然を教材とした環境教育や環境美化運動等の充実が必要である。

家庭からの生活排水や畜舎等からの汚水が、海や湧き水、河川等に流れ込み、**水性動植物の生息環境の悪影響を及ぼしており、河川の有する親水機能を低下させている。**なお、雄樋川、報得川の汚染は、全国で1・2を争うほどの状況である。

畜舎や浄化槽からの悪臭が、町民生活に影響を及ぼしている。

生活排水や畜舎からの垂れ流しによる河川や海、湧き水の水質保全や悪臭対策が必要である。

廃棄物の適正処理の啓発・指導と不法投棄防止のための監視体制の強化が必要である。

墓地に関しては、町外から墓地を買い求める傾向があり、無秩序な墓地の立地がみられる。

無秩序な墓地の立地や違法建築を防ぐため、墓地マスタープラン等の基本計画の策定や公営墓地や民間を利用した墓苑の整備等の検討が必要である。

町民の声

流水をスムーズにして、氾濫対策をしてほしい。

河川への垂れ流しが環境への影響を及ぼしている。

住宅地の生活排水の整備と強化

畜産業者の河川への垂れ流しを規制するべきである。

報得川の水質は全国ワースト1位なので、生活排水の改善を町全体で考えるべきなのでは。

「いなんせ葬祭場」のような火葬場が必要である。

公営墓地を検討して欲しい。

違法墓地の規制や不動産業者による墓の建築禁止する必要があるのでは。

八重瀬岳の自然を大事にするために景観条例を作ってほしい。

施策の展開

町民や行政等が一体となって自然景観の保全や史跡・文化財、沿道、公共施設などの景観美化・保全意識の高揚に努めるなど、地域の個性を活かした美しいまちづくりを推進します。また、風致地区や景観地区などについての検討を行います。

本町の貴重な資源である森林や丘陵地、農地、湧き水、河川、海、地下水及び洞窟などを保全するため、無秩序な開発を防止するとともに、環境の浄化に努めるなど自然にやさしいまちづくりを推進します。

恵まれた自然環境を活かした環境学習の推進などとともに、生物生息・生育空間の保全、環境にやさしい暮らしの推進など、自然保護意識の高揚に努めます。

廃棄物の適正処理の啓発・指導と不法投棄防止のための監視体制の強化に努めます。

公害問題となっている悪臭等については、関係機関と連携した対策に取り組みます。また、海や湧き水、河川、地下水等への影響を及ぼす生活排水や畜舎からの垂れ流しについても、関係機関と連携した対策を図ります。

住民ニーズに対応した斎場(火葬場)及び墓地の広域的課題について検討します。

墓の違法建築をなくすため、墓の建築に関する手続き方法を広報等を用いて周知します。

無秩序な墓地の形成を防ぐため、公営墓地設置や墓地マスタープラン等の基本計画策定の検討を行います。

町の代表的樹木である「世名城・当銘のガジュマル」「具志頭のフクギ並木」などの樹木を保全していくとともに、緑陰を増やすなど、緑を育むまちづくりを推進します。

雄樋川クリーンアップ作戦の実施など、周辺市町村との連携を強化し、広域的に環境保全の強化を図ります。

主要事業の推進

自然緑地保全事業

- ・ 他自然型河川の整備、海岸線の整備
- ・ 貴重な自然緑地、史跡、文化財等の保全
- ・ 自然環境保護の法的整備
- ・ 自然緑地における動植物等の調査

水質保全対策事業

- ・ 家畜排泄物法や公害防止条例に定められた基準を遵守徹底させる。
- ・ 家庭の合併浄化槽への転換補助の検討。

環境保全意識の普及・啓発事業

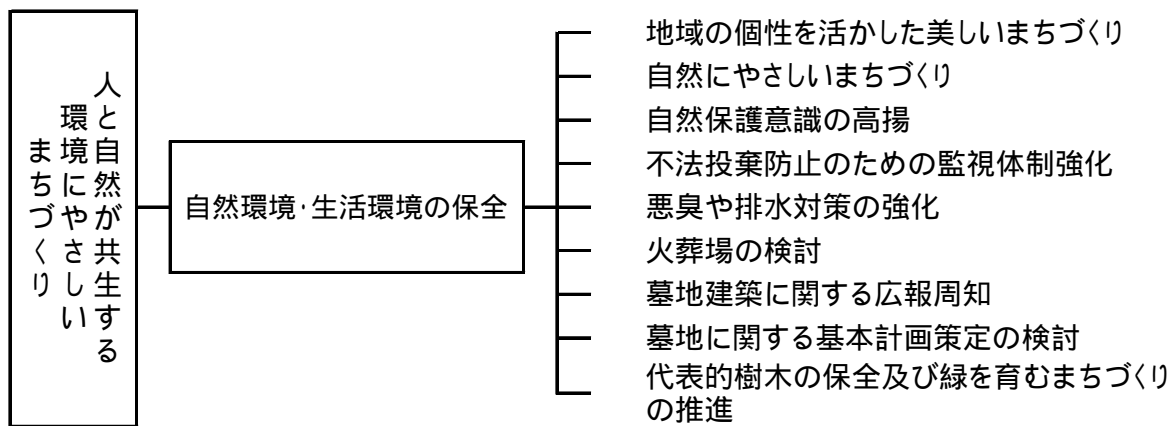
- ・ 農地からの廃プラ、農薬容器等の流出を指導する。
- ・ 農地からの土砂流出を防ぐ。
- ・ ポイ捨て防止の啓発。

美しいまちづくり活動推進事業

- ・ 不法投棄警告の看板設置や、監視体制の強化
- ・ 地域住民自身による、除草作業・花木運動等への補助

墓地マスタープラン策定事業

施策の体系



人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり

4 . 結いの心で支え合うふれあいのまちづくり

基本構想/施策の方針

少子高齢化の進行は八重瀬町においても例外ではなく、高齢化率(全人口に占める65歳以上人口の割合)は約17%(H17国勢調査)で沖縄県平均の16%(同)を1ポイント上回っています。高齢者は地域の歴史を知る貴重な人材であり、本町のまちづくりにおいて活躍が期待されます。また、子どもから高齢者まで、本町に暮らす人々が健康に暮らしていくことは、活力あるまちづくりにつながるものと考えられます。町民相互、地域間、議会、役場など八重瀬町全体が手を取り合って、「結いの心で支え合うふれあいのまちづくり」を推進します。

1 節：健康づくりの推進	5 5
2 節：食育の推進	5 9
3 節：高齢者福祉の充実	6 1
4 節：子育て支援の推進	6 5
5 節：障がい者福祉の充実	7 0
6 節：母子・父子、寡婦福祉の充実	7 3
7 節：地域福祉の充実	7 4

4 . 結いの心で支え合うふれあいのまちづくり

1 節：健康づくりの推進

基本構想/まちづくりの基本方針

疾病の予防や健康の維持・増進のための活動、高齢者・障がい者の介護支援や専門的な助言、妊婦の保健指導、引きこもりの問題等、多岐に渡ります。子どもから高齢者まですべての町民一人一人が、健康であるとともに安全で安心して暮らせるよう関係機関の協力のもとで地域医療・保健体制の強化等を通して、心とからだの健康づくりを推進します。

老人医療対策の充実などとともに、住民健診の受診率を向上させ、疾病予防、治療、健康増進までの総合的な保健・医療システムの確立等に努めます。

現況と課題

近年、自分の健康は自分で守るという意識の高まりのなか、健康管理や健康づくりへの関心が高まっているが、循環器系や糖尿病による腎不全の疾病等の生活習慣病患者の増加により医療費が増加している状況にあり、生活習慣病等を予防するための健康づくりを推進している。

妊娠初期から周産期、乳幼児期にいたる各種相談・健診・健康管理などの支援に努めている。

地域医療は、疾病の予防や健康の維持・増進のための活動、高齢者・障がい者の介護支援や専門的な助言、妊婦の保健指導、引きこもりの問題など多岐に渡る。

健康診断の受診率が低い。

保護者の経済的負担を軽減し、乳幼児の保護の向上と健やか育成を目的に医療費の助成を実施している。(入院は就学前まで、通院は3歳児まで)

平成25年度から、特定健診受診率・特定保健指導実施率・メタボリック症候群減少率の達成状況によって、後期高齢者支援金の加算・減算が行われる。

乳幼児から高齢者までの健康管理、支援体制の強化が必要である。

町民の健康管理意識を啓発するための、効果的な保健事業の推進が必要である。

自主的な健康づくり活動を促進するための施設機能の拡充や施設間ネットワークの強化、リーダーの育成が必要である。

肥満予防を重点とした生活習慣病の予防や健康づくりを推進する必要がある。

医療機関との連携による地域医療体制の構築が必要である。

健康づくりを目的としたウォーキングコースの設定が必要である。

町民の声

医療費抑制のために、予防医療にもっと力を入れるべき

東風平運動公園内の園路沿いにウォーキング用の距離表示をマークして欲しい

県健康増進センターを誘致してもいいのでは

各地域で健康講座を開く

就学児(小学校6年生)までの町独自の医療費の補助

医療費の削減を目指して、健康づくり推進や委員会の設置を行った方がいい

施策の展開

日常生活における健康づくり等に対する関心の高まりを踏まえた支援や継続的・効果的な保健事業を推進します。また、既存施設の機能充実ネットワーク化や総合的な健康づくり・ふれあいの場づくりなどの環境整備に努めます。

すべての町民が健康的に暮らせるよう、関係機関の連携を強化し、住民健診の受診率向上に努め、病気の早期発見・早期治療並びに健康を増進します。また、予防医療の観点から「医食同源」の考えを広めるとともに、本町の特性である農林水産業を活かした長寿食(健康食)の開発・普及を促進するなど、本町全体の医療費の抑制に努めます。

老人医療の充実や疾病予防、治療、健康増進、循環器系、糖尿病による生活習慣病等の総合的な保健・医療システムの確立に努めます。

救急医療体制については、各医療機関との連携・協力のもとで地域医療・保健態勢の強化や効率的、適切な医療体制への取り組みを促進し、心とからだの健康づくりを推進します。

妊婦・乳幼児の健康増進に資するため、妊産婦、新生児訪問の充実、予防接種体制の強化など子育て支援の推進とあわせて充実を図ります。

疾病予防、健康増進の観点から、町民の健康づくりやスポーツ活動を支援します。また、リーダーの育成など人材の確保や既存施設の機能を強化し、住民自らの健康づくりを目指し豊かで活力のある生涯スポーツ社会を目指します。

主要事業の推進

健康づくり推進事業

- ・ 各種健診(乳幼児健診、がん検診、特定健診等)
- ・ 各種健康相談・支援(個別指導、集団指導)
- ・ 広報活動(保健事業予定表の作成、チラシ、広報やえせ、ホームページの活用)
- ・ 食生活改善運動

母子保健事業

- ・ 妊婦健康診査助成
- ・ 健康相談・支援(個別指導、育児教室の開催/ベビーマッサージ・離乳食実習)

乳幼児医療費助成事業

- ・ 乳幼児の疾病の早期発見・早期治療を促進し、健全な育成を図る。

精神保健対策事業

- ・ 自殺防止、うつ病対策(パネル展、講演会、関係機関のネットワーク化)

感染症対策事業

- ・ 予防接種、性病対策(性教育、エイズ予防教育)

健康増進対策事業

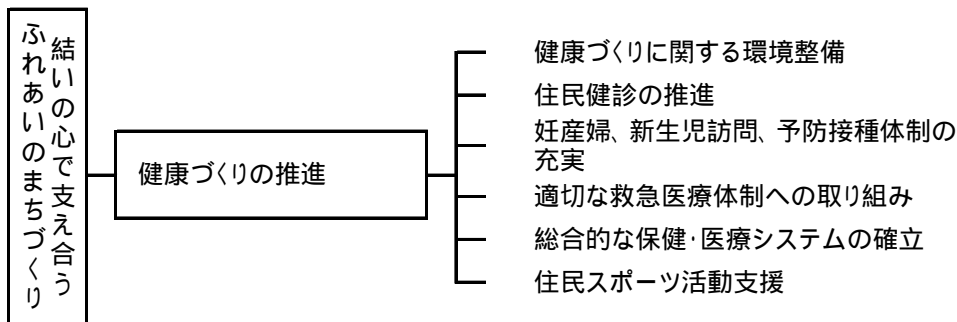
- ・ 健康をテーマにした講演会や講習会の開催、町民健康づくりウォーキングの実施並びに

ウォーキングコースを設定する。

健康やえせ21の策定

・ウエルネスタウン構想(仮称)など、健康に関する各種計画書等との連携を図りながら、本町の特性を活かした健康づくり計画書を策定する。

施策の体系



基本データ

乳幼児健康診査受診状況

		乳児一般健康診査			1歳6ヶ月児健康診査			3歳児健康診査		
		対象数	受診数	受診率	対象数	受診数	受診率	対象数	受診数	受診率
平成12年	旧東風平町	353	313	88.7%	216	169	78.2%	197	167	84.8%
	旧具志頭村	153	133	86.9%	87	67	77.0%	89	64	71.9%
	合計	506	446	88.1%	303	236	77.9%	286	231	80.8%
平成13年	旧東風平町	399	340	85.2%	212	158	74.5%	213	176	82.6%
	旧具志頭村	115	112	97.4%	95	75	78.9%	103	79	76.7%
	合計	514	452	87.9%	307	233	75.9%	316	255	80.7%
平成14年	旧東風平町	434	361	83.2%	228	177	77.6%	213	163	76.5%
	旧具志頭村	113	109	96.5%	69	58	84.1%	89	72	80.9%
	合計	547	470	85.9%	297	235	79.1%	302	235	77.8%
平成15年	旧東風平町	370	330	89.2%	212	179	84.4%	192	138	71.9%
	旧具志頭村	142	103	72.5%	92	58	63.0%	146	88	60.3%
	合計	512	433	84.6%	304	237	78.0%	338	226	66.9%
平成16年	旧東風平町	363	304	83.7%	190	162	85.3%	236	200	84.7%
	旧具志頭村	160	133	83.1%	61	49	80.3%	74	61	82.4%
	合計	523	437	83.6%	251	211	84.1%	310	261	84.2%
平成17年	八重瀬町	509	437	85.9%	296	234	79.1%	300	228	76.0%
	八重瀬町	519	446	85.9%	518	445	85.9%	200	167	83.5%

資料：沖縄県福祉保健部健康増進課、「沖縄県の母子保健」
H17八重瀬町は旧町村分を合算して算出

予防接種実施率

単位：人、%

	ポリオ			風疹			麻疹			DPT			DT		
	対象数	受診数	受診率	対象数	受診数	受診率	対象数	受診数	受診率	対象数	受診数	受診率	対象数	受診数	受診率
平成12年	679	388	57.1	963	722	75.0	322	247	76.7	1,468	937	63.8	438	389	88.8
平成13年	889	679	76.4	1,003	751	74.9	352	267	75.9	1,084	922	85.1	381	317	83.2
平成14年	769	485	63.1	634	328	51.7	369	258	69.9	1,966	1,579	80.3	421	352	83.6
平成15年	863	514	59.6	895	407	45.5	298	250	83.9	1,772	1,141	64.4	413	351	85.0
平成16年	674	525	77.9	471	324	68.8	348	290	83.3	1,376	1,154	83.9	385	308	80.0
平成17年	705	580	82.3	621	398	64.1	598	499	83.4	1,388	1,097	79.0	428	330	77.1
平成18年	1,074	695	64.7	-	-	-	-	-	-	1,386	1,028	74.2	361	292	80.9

単位：人、%

	ツベルクリン			BCG			日本脳炎			インフルエンザ			MR		
	対象数	受診数	受診率	対象数	受診数	受診率	対象数	受診数	受診率	対象数	受診数	受診率	対象数	受診数	受診率
平成12年	355	273	76.9	257	251	97.7	2,022	1,565	77.4	-	-	-	-	-	-
平成13年	344	249	72.4	242	238	98.3	1,991	1,528	76.7	-	-	-	-	-	-
平成14年	388	290	74.7	273	262	96.0	1,373	1,076	78.4	4,010	2,169	54.1	-	-	-
平成15年	0	0	0.0	0	0	0.0	4,008	1,377	34.4	4,099	2,707	66.0	-	-	-
平成16年	561	510	90.9	489	466	95.3	1,629	1,290	79.2	4,247	2,847	67.0	-	-	-
平成17年	-	-	-	236	228	96.6	1,772	1,301	73.4	-	-	-	-	-	-
平成18年	-	-	-	251	242	96.4	-	-	-	4,367	2,976	68.1	873	640	73.3

インフルエンザについては、65歳以上のデータとなる。

インフルエンザの平成12年、平成13年、平成17年に関してはデータなし

平成16年6月結核予防法の一部改正によりツベルクリンのデータなし

平成17年5月30日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知「定期的予防接種による日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控え」に、日本脳炎予防接種は積極的な接種勧奨の差し控えを行なった。

「風疹」「麻疹」の平成18年に関してはデータなし

老人保健事業各種健診受診状況

	基本健康診査		胃がん健診		肺がん健診		大腸がん健診		子宮がん健診		乳がん健診	
	受診数	受診率	受診数	受診率	受診数	受診率	受診数	受診率	受診数	受診率	受診数	受診率
平成14年	2,580	29.5	826	10.3	2,484	29.9	1,105	13.9	846	15.7	876	16.1
平成15年	2,895	31.2	926	11.0	2,588	29.9	1,210	14.6	875	15.9	904	16.4
平成16年	2,621	29.6	893	10.1	2,480	28.0	1,045	12.3	859	13.2	814	12.4
平成17年	2,577	28.7	846	9.4	2,472	27.6	1,160	12.9	1,068	12.9	918	15.9
平成18年	2,444	28.1	762	8.8	2,239	25.8	1,043	12.0	884	19.6	494	9.2

国民健康保険加入状況及び収納状況

		被保険者数	加入率(%)	調停額 (千円)	収納額 (千円)	収納率 (%)	被保険者納税額 (円)
平成2年	旧東風平町	6,204	43.8	229,720	210,349	91.6	33,905
	旧具志頭村	3,239	49.3	120,844	113,022	93.5	34,894
	合計	9,443	45.6	350,564	323,371	92.2	34,245
平成7年	旧東風平町	6,470	40.6	258,200	240,959	93.3	37,243
	旧具志頭村	3,318	46.8	126,900	121,134	95.5	36,508
	合計	9,788	42.5	385,100	362,093	94.0	36,994
平成12年	旧東風平町	7,078	41.9	311,646	291,735	93.6	41,217
	旧具志頭村	3,710	47.9	179,918	167,170	92.9	45,059
	合計	10,788	43.8	491,564	458,905	93.4	42,538
平成16年	旧東風平町	7,385	43.2	349,502	331,027	94.7	44,824
	旧具志頭村	3,952	49.2	191,451	174,497	91.1	44,154
	合計	11,337	45.1	540,953	505,524	93.5	44,591
平成17年	八重瀬町	11,542	45.9	559,487	522,777	93.4	45,293
平成18年	八重瀬町	11,487	45.7	563,604	527,397	93.6	45,913

資料：沖縄県統計年鑑

国民健康保険受給状況

単位：件・円

		合計		高額療養費		負担金	
		件数	金額	件数	金額	小計	
						件数	金額
平成2年	旧東風平町	37,400	1,002,857	791	47,954	36,609	954,902
	旧具志頭村	20,902	635,917	530	33,036	20,372	602,882
	合計	58,302	1,638,774	1,321	80,990	56,981	1,557,784
平成7年	旧東風平町	49,789	1,717,821	972	74,487	48,817	1,643,334
	旧具志頭村	25,096	914,234	568	46,460	24,528	867,774
	合計	74,885	2,632,055	1,540	120,947	73,345	2,511,108
平成12年	旧東風平町	65,713	1,994,368	1,139	105,451	64,574	1,888,917
	旧具志頭村	34,296	1,066,985	605	59,342	33,691	1,007,643
	合計	100,009	3,061,353	1,744	164,793	98,265	2,896,560
平成16年	旧東風平町	78,043	2,243,495	2,337	117,419	75,706	2,126,076
	旧具志頭村	42,040	1,119,090	1,089	56,170	40,951	1,062,920
	合計	120,083	3,362,585	3,426	173,589	116,657	3,188,996
平成17年	八重瀬町	127,404	3,524,801	3,368	168,564	124,036	3,356,237
平成18年	八重瀬町	132,969	3,805,623	3,709	183,295	129,260	3,622,328

資料：沖縄県統計年鑑

乳幼児医療費助成状況

区分	年齢別助成額(単位：円)						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	就学前
18	9,925,094	9,849,022	6,539,976	383,438	614,246		
19	11,002,466	8,836,154	6,020,622	1,343,145	243,981	174,859	82,341

2 節：食育の推進

基本構想/まちづくりの基本方針

成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせません。子どもの頃に身に付いた食習慣を大人になって改めることは非常に困難であり、将来の食習慣を形成する重要な時期となります。生涯にわたって健康な生活が送れるよう家庭や学校、地域が連携した食育を推進します。

子どもに対する食育のみならず、町民一人一人が食を通して健康を考え、地域を理解し、食文化を継承していくとともに、地域の産物を活かす地産地消の推進や調理・保存方法の改善によって無駄や廃棄を少なくすることなど、家庭や学校、地域など八重瀬町一丸となって食育を推進します。

現況と課題

食の欧米化による栄養の偏りや朝食の欠食などといった不規則な食事などとあわせ、ストレス社会を背景にした糖尿病や高血圧といったメタボリックシンドロームなどの生活習慣病の増加が社会問題化している。

BSE 問題や鳥インフルエンザ、産地偽装、食品偽造表示、輸入食品による危険添加物等による人為的な食問題がみられるなか、食品の安全性に対する関心が高まっている。生活時間の多様化や単独世帯の増加により、家族が揃って食事をする機会が少なくなりつつある。

平成17年7月に食育基本法が施行され、食育の推進に関することが明文化された。なお、食育を推進する上においては、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施することが義務付けられている。

「食育」…国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組みを指します。

食育を推進するために「食育推進会議」を設置し、地域に適した「食育推進計画」を作成し実践する必要がある。

食の原点は乳幼児から小学生の時期にあり、大人になって改めることは非常に困難で、将来の食習慣を形成する重要な時期である。基礎的な食習慣や食の知識を身につけるため、家庭や学校、地域、行政、事業者など、本町全体で食の重要性を再認識し、食育を推進する必要がある。

健康を維持するための食生活の改善(食育)を、町民運動に波及させる必要がある。

町民の声

地元の農産物の販売を行なう共同売店(道の駅等)や農産物食堂があると良いのでは。農業、漁業の活性化をより一層深め、食料自給率を上げることが大事なのは、学校給食に本町の野菜や魚などを利用した地産地消を進めてほしい。

施策の展開

食育は、生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践することができる人間を育てるため、家庭や学校、地域、行政、事業者などの連携を強化し食育を推進します。

糖尿病やメタボリックシンドローム等の生活習慣病が増加してきていることから、食事バランスガイドを活用し、バランスのとれた食生活を町民一人一人が健康を考え実現できるよう食育とともに食生活改善活動を推進します。

食育の指導体制の充実を図るとともに、地域の産物を活かした地産地消を推進します。食の安全性への関心が高まっていることから、安全性や栄養等に関する情報の提供や講習会等を食育の推進とあわせて実施します。

主要事業の推進

食育推進会議の設置

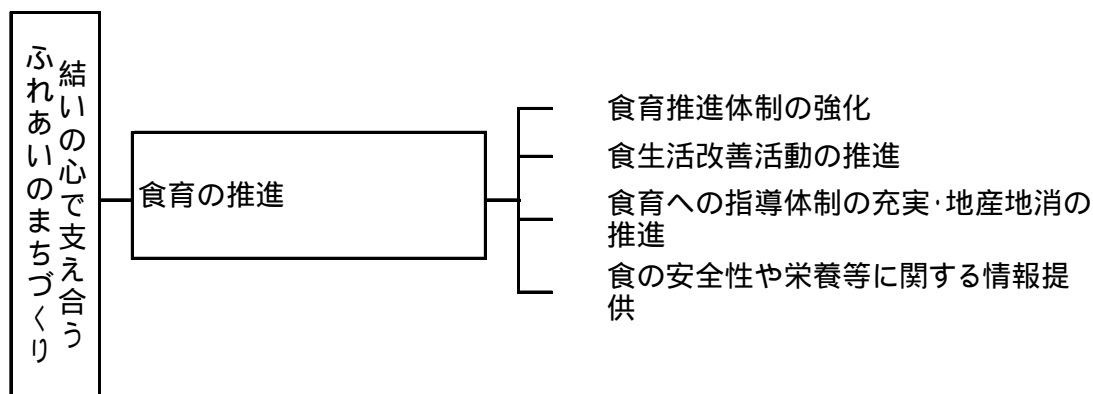
食育推進計画の作成・実践

管理栄養士の育成・確保

食育実践事業

- ・離乳食実習 ・母親クラブ料理実習 ・沖縄の郷土食の伝承(保育所)
- ・地産地消の推進 ・食生活改善指導(住民・児童・生徒)

施策の体系



3節：高齢者福祉の充実

基本構想/まちづくりの基本方向

高齢化が進展する中、元気で活動的に長生きすること、「健康長寿」をいかに保つかが重要です。そのためにも生活習慣病の予防や介護予防事業等の「予防重視型システム」の構築や高齢者の自立生活を支援するための各種サービスの充実を図ります。

シルバー人材センターの活用や遊休農地を利用した市民農園など、高齢者の生きがいづくりを支えるための取り組みを推進します。

一人暮らしや高齢者のみの世帯の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域ケア体制の整備を推進します。

現況と課題

本町の高齢化率は、平成17年度で16.7%で、町の人口のおおよそ7人に1人が65歳以上である。全国(19.9%)と比較すると、下回っているものの、年々高くなっており、確実に高齢化が進展している。

本町においても高齢化が進んでおり、国民年金受給件数や要介護認定者、介護保険サービス利用者等が年々増加している。

核家族化の進展とあわせ一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加している。地域社会とのかかわりも希薄になり、地域から孤立する高齢者も増えてきている。

高齢化が進展する中、元気で活動的に老後を過ごすための「健康長寿」を確保していく必要がある。

高齢者の積極的な社会参加を推進するため、高齢者の経験や知識を生かした雇用対策や生きがいづくりを推進する必要がある。

一人暮らしや高齢者のみの世帯の高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう日常生活の支援や見守りネットワーク体制の構築や地域力を醸成していく必要がある。

ボランティアを始めとする民間の協力や人材の確保・育成、地域における福祉基盤整備や老人医療対策の充実が必要である。

介護保険制度においては、利用度に合わせた質・量両面にわたるサービスの充実が必要である。

介護保険制度以外のサービスにおいては、介護保険制度との整合性を図りながら、施設、在宅両面での福祉サービスの充実が必要である。

町民の声

一人暮らしの老人宅の対策

デイサービス等の充実

老人生涯学習において健康に関することをおこなってもいいのでは。

シルバー人材センターの設置

リタイヤした方のシルバー人材活用や、ボランティア等の充実。

福祉の取り組み、老人施設の状況を紹介してみてもどうか

施策の展開

高齢者福祉を支えるボランティア等の支援組織及び人材の確保・育成に努めるとともに、地域における福祉基盤整備や老人医療対策を図ります。

高齢者は、地域の歴史・文化、伝統を知る貴重な人材であるとともに、子育てや日常生活を営む上においての知恵袋的な存在であり、高齢者福祉を推進する上においては、支援に努めるのみならず、子育てや教育分野などで活躍する機会や場を設けるなど、高齢者の社会参加を促進します。

高齢者の自主的な生涯学習活動の育成・支援やシルバー人材センターによる雇用対策、遊休農地を利用した市民農園、世代を越えた交流機会の創出など、高齢者の生きがいづくりの推進に努めます。

介護保険事業計画に基づく事業を推進し、生活習慣病の予防や介護予防事業の充実を図るとともに「予防重視型システム」の構築と高齢者の自立生活を支援するための各種サービスの充実を図ります。

一人暮らしや高齢者のみの世帯などの高齢者が住みなれた地域で安心して生活が送れるよう地域ケア体制の整備と地域力(ボランティア等)の強化を図ります。

高齢者の介護・保健・福祉の総合相談窓口として機能できるよう人的資源を確保し、相談できる体制と各種相談機関とのネットワーク形成を図ります。

主要事業の推進

高齢者福祉サービス事業

高齢者が住み慣れた地域や在宅で生活できるように支援していく。

生きがいづくり・社会参加支援事業

高齢者が要介護状態にならないように生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る。

地域包括支援センター運営事業

地域に暮らす高齢者の心身の健康や生活の安定、保健・医療の向上及び福祉の充実を図るため包括的な支援を行う。

高齢者見守りネットワーク事業

単身高齢者世帯及び高齢者のみの世帯が地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で見守り体制を構築することにより、孤立感の解消や自立した生活を支援する。

地域支援事業(介護予防事業・包括的支援事業・任意事業)

要支援・要介護になる可能性のある高齢者を対象に要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した生活を送れるように支援を行う。

施策の体系

結いの心で支え合う
ふれあいのまちづくり

高齢者福祉の充実

- 地域における福祉基盤整備や老人医療対策
- 高齢者の社会参加の促進
- 高齢者の生きがいづくり
- 介護予防事業の充実
- 地域ケア体制の整備と地域力の強化
- 各種相談機関とのネットワーク形成

基本データ

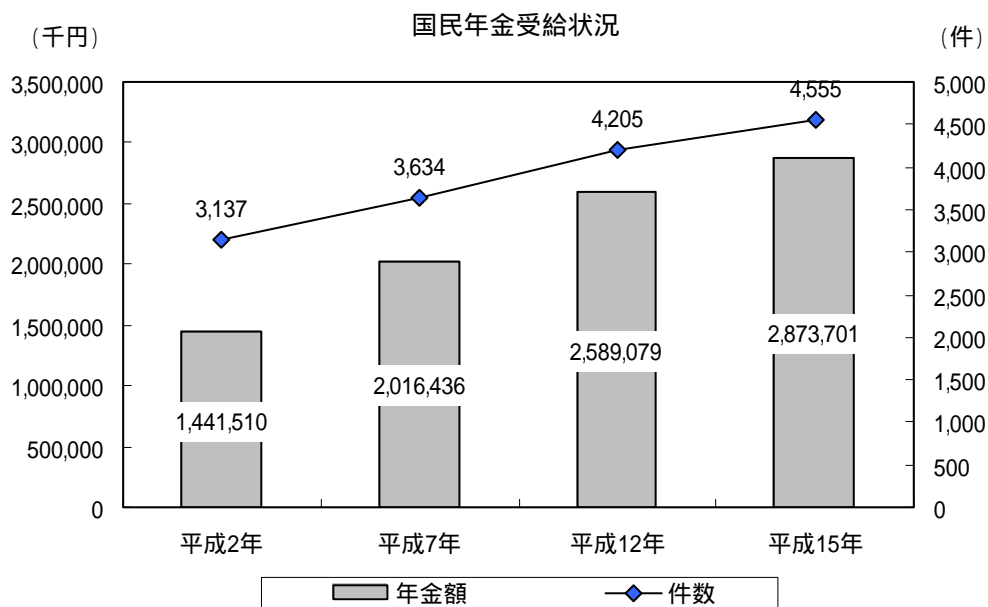
国民年金受給状況

単位:千円

		旧東風平町		旧具志頭村		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成2年	老齢年金	1,357	507,124	847	339,376	2,204	846,500
	障害年金	394	315,261	166	131,695	560	446,956
	遺族年金	9	8,947	13	12,838	22	21,785
	寡婦年金	7	2,588	3	1,213	10	3,801
	死亡一時金	5	500	1	100	6	600
	老齢福祉年金	195	71,890	140	49,979	335	121,869
	合計	1,967	906,309	1,170	535,201	3,137	1,441,510
平成7年	老齢年金	1,784	857,264	1,031	513,667	2,815	1,370,931
	障害年金	425	389,997	170	152,112	595	542,109
	遺族年金	12	13,494	11	13,236	23	26,730
	寡婦年金	6	3,116	3	1,128	9	4,244
	死亡一時金	5	625	4	530	9	1,155
	老齢福祉年金	109	41,755	74	29,513	183	71,267
	合計	2,341	1,306,250	1,293	710,186	3,634	2,016,436
平成12年	老齢年金	2,135	1,175,368	1,273	723,568	3,408	1,898,936
	障害年金	460	424,909	211	190,592	671	615,501
	遺族年金	18	21,572	15	17,385	33	38,957
	寡婦年金	-	-	4	1,577	4	1,577
	死亡一時金	5	650	2	340	7	990
	老齢福祉年金	45	17,969	37	15,149	82	33,118
	合計	2,663	1,640,468	1,542	948,611	4,205	2,589,079
平成15年	老齢年金	2,357	1,351,496	1,393	822,370	3,750	2,173,866
	障害年金	492	446,106	220	195,889	712	641,995
	遺族年金	17	17,949	17	19,434	34	37,383
	寡婦年金	1	400	5	1,784	6	2,184
	死亡一時金	6	1,120	5	659	11	1,779
	老齢福祉年金	25	9,553	17	6,941	42	16,494
	合計	2,898	1,826,624	1,657	1,047,077	4,555	2,873,701
平成16年	老齢年金	2,366	1,395,649	1,420	852,870	3,786	2,248,519
	障害年金	495	448,305	217	193,114	712	641,419
	遺族年金	20	659	18	21,007	38	21,666
	寡婦年金	2	970	3	858	5	1,828
	死亡一時金	8	1,385	2	465	10	1,850
	老齢福祉年金	22	8,305	14	5,699	36	14,004
	合計	2,913	1,855,273	1,674	1,074,013	4,587	2,929,286
平成17年	老齢年金					3,907	2,345,347
	障害年金					730	656,011
	遺族年金					40	43,559
	寡婦年金					3	1,191
	死亡一時金					6	820
	老齢福祉年金					0	0
	合計					4,686	3,046,928
平成18年	老齢年金					4,076	2,449,301
	障害年金					747	668,850
	遺族年金					40	42,970
	寡婦年金					1	569
	死亡一時金					7	890
	老齢福祉年金					18	7,304
	合計					4,889	3,169,885

資料:県国民年金課「国民年金事業年報」、沖縄県「沖縄県統計年鑑」

結いの心で支え合うふれあいの
まちづくり



平均寿命

	平成12年		平成17年	
	男	女	男	女
沖縄県	77.6	86.1	78.7	86.9
東風平町	78.1	87.2	-	-
具志頭村	76.7	85.9	-	-
八重瀬町	-	-	78.9	87.0

厚生労働省統計調査

4 節：子育て支援の推進（児童家庭課、学校教育課、社会教育課）

基本構想/まちづくりの基本方向(再掲)

少子化や核家族化が進行する中において、子どもを安心して生み、のびのびと育てられるための環境整備や子育て支援の諸施策拡充のため、次世代育成支援行動計画の着実な実施を図ります。

子育て支援センターを拠点施設とし、私立保育園、認可外保育園、児童館、学童クラブなど地域全体で子育てを支援するためのネットワーク体制を整え、子育てに関する情報や相談・遊び場の提供などに努めます。

現況と課題

平成17年3月次世代育成支援行動計画を策定し、児童の健全育成・保育対策、要保護児童の対策など計画的に進めている。

地域子育て支援センター(小規模)については、保育士が配置され、育児の相談指導、情報、サークル活動の育成支援を行っている。

児童館(友寄・高良・具志頭)には児童厚生員が配置されており、児童の遊びの指導、母親クラブ等の育成などを実施している。

放課後児童対策(学童クラブ)については、民設民営で4箇所(東風平地区3箇所・具志頭地区1箇所)設置されている。

児童手当については、小学校修了前の児童を養育している者に支給されているが、所得が一定額以上の場合には所得制限により支給されない状況である。

平成19年4月現在、認可保育所(公立保育所6施設・法人保育園6施設)が設置され、入所児童の数が743名となっている。

延長保育(6園)、一時保育(4園)、障がい児保育(6園)を実施している。

平成19年4月現在、認可外保育施設(3箇所)、入所児童の数は36名となっている。

児童相談対策として、要保護児童対策地域協議会を平成18年7月に設置している。

地域子育て支援センターの利用者増に対応するため、実施施設や体制の充実強化が必要である。

放課後の子どもたちの居場所づくり(児童館や学童クラブ等の未設置地区での整備、拡充。)が必要である。

子育て家庭に対する経済的支援など対策が必要である。

保育所の待機児童の解消や多様化する保護者の就労に対応する保育サービスの拡充を図る必要がある。

公立保育所のあり方などの検討が必要である。

認可外保育施設入所児童の処遇改善を目的とした支援強化が必要である。

心身の発達が気になる子どもたちへの、きめ細やかな対応や支援が必要である。

総合的な児童相談窓口体制の充実強化が必要である。

町民の声

子育て支援センター「ぴっぴ」を拡充する必要がある。
学校が休みのときや放課後の子どものいる場所作りを充実させてほしい。
児童館を町民全員が利用できるようにしてほしい。
親が働けるよう学童を充実させて欲しい。
認可保育園の空きが少なく、十分な保育を受けられない状況となっている。
土・日・祝祭日でも子どもを預けられる保育所を充実させほしい。
子育て中の方への育児支援サービスが必要である。

施策の展開

児童の健全育成に資するため、児童手当や医療費の助成などの支援とあわせ、地域子育て支援センター、児童館、放課後児童クラブ(学童クラブ)活等の強化に努めます。また、子育て支援を目的とした施設のあり方や整備について検討を行います。保育対策として、認可保育所において保護者の就労にあった多様な保育サービスの提供及び待機児童の解消、認可外保育所への指導及び支援を充実します。要保護児童対策として、総合的な児童相談窓口体制を確立し、多様化する児童相談に的確に対応するため専門職員の配置など相談体制の充実に努めます。

主要事業の推進

次世代育成推進行動計画の推進

- 子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備し、安心して子どもを産み育てられるまちづくりに取り組む。

児童手当事業

- 児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成を図る。

地域子育て支援拠点事業

- 地域全体で子育てを支援するための基盤整備を図り、子育て家庭に対する育児不安その他の相談指導及び子育てに関する情報提供、子育てサークル等の育成・支援等を行う。

ファミリー・サポート・センター事業

- 地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織を設立して、会員相互の子育てを支援する。

児童館事業

- 児童の健全な遊びを与えて健康を増進し、情操を豊かにする。また、子ども会や母親クラブ等の地域組織活動の拠点としての機能充実に努める。

放課後子どもプラン事業(学童クラブ)

- 昼間、保護者のいない家庭の小学校に就学している児童の育成・指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う。

公立保育所民営化事業

- ・ 保護者の要望である多種多様な保育サービスに積極的に対応するため、一部の公立保育所を民営化しサービス拡充を図る。

延長保育促進事業

- ・ 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加などに伴い保育時間の延長に対する需要が増大していることから延長保育を実施。

一時保育促進事業

- ・ 専業主婦家庭の育児疲れの解消、保護者の急病等に伴う緊急・一時的な保育需要に対応するため保育所で一時的に保育を行う。

休日保育事業

- ・ 日曜、祝日等の保護者の勤務等に伴う休日保育の需要の対応に努める。

新すこやか保育事業

- ・ 認可外保育施設に入所している児童の健やかな発達、発育を促すとともに、認可外保育施設における安全、衛生環境の向上を図り、入所児童の処遇向上を図る。

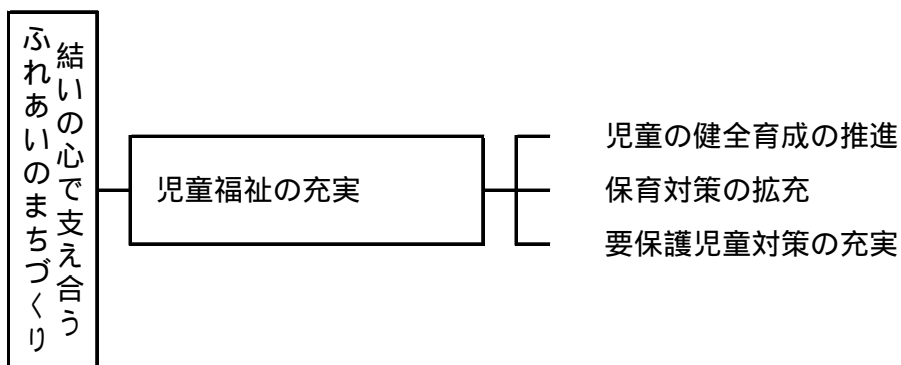
障がい児保育対策事業

- ・ 保育に欠け、心身に障がいのある児童であって、集団保育が可能で日々通所できる児童を保育所に入所させ、健常児との集団保育を通してその社会性を培い、健やかな成長発達を促進することによって障がいをもつ児童の福祉向上を図る。

要保護児童対策地域協議会(児童虐待などの児童相談)

- ・ 要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援を行う。

施策の体系



基本データ

児童厚生施設の設置状況

児童館

(平成19年4月1日現在)

児童館名	設置年月	施設の種類	児童厚生員数	平成18年度 延べ利用人数
高良児童館	昭和55年4月	小型児童館	2名	2,116名
友寄児童館	昭和56年4月	小型児童館	2名	4,550名
具志頭児童館	昭和57年4月	小型児童館	2名	8,663名

放課後児童健全育成事業実施状況

放課後児童クラブ

(平成19年4月1日現在)

児童クラブ名	開設年月	入所児童数
柿の木学童	平成7年5月	45名
はなぞの学童保育園	平成6年4月	66名
わかば児童クラブ	平成19年4月	56名
学童クラブわらびんちゃー	平成16年4月	51名

地域子育て支援拠点事業実施状況

子育て支援センター

(平成19年4月1日現在)

支援センター名	開設年月	平成18年度 延べ利用人数
ピッピ	平成18年5月	578名

児童手当支給状況

(平成19年4月1日現在)

区分 年度	被用者		非被用者		特例給付	
	延対象 児童数	支給額	延対象 児童数	支給額	延対象 児童数	支給額
17	16,771	110,225,000	12,025	77,570,000	153	945,000
18	22,275	142,235,000	15,548	98,485,000	33	215,000

保育所概況の推移

		箇所数	延面積 (m ²)	収容定数 (人)	現在収容者数 (人)	専任職員数 (人)	対象者数
昭和60年	旧東風平町	4	1,578	300	263	38	460
	旧具志頭村	2	598	120	105	16	244
	合計	6	2,176	420	368	54	704
平成2年	旧東風平町	4	1,578	270	263	46	385
	旧具志頭村	2	625	120	104	18	243
	合計	6	2,203	390	367	64	628
平成7年	旧東風平町	4	1,605	270	259	53	427
	旧具志頭村	2	639	120	108	21	251
	合計	6	2,244	390	367	74	678
平成12年	旧東風平町	4	1,563	270	286	56	464
	旧具志頭村	2	670	120	122	27	274
	合計	6	2,233	390	408	83	738
平成17年	八重瀬町	6	2,331	390	378	79	799

資料: 県市町村課「市町村行財政概況」

H17八重瀬町は旧町村分を合算して算出

保育施設の状況

認可保育所の状況

(平成21年4月1日現在)

	保育所(園)名	設置年月	定員	入所児童数	保育サービス状況			
					延長保育	一時保育	障害児保育	5歳児保育
町立	あずま 保育所	昭和47年7月	60	60	×	×		
	みなみ 保育所	昭和51年4月	60	43	×	×		
	中央 保育所	昭和52年4月	90	86	×	×		
	新城 保育所	昭和48年5月	60	49	×	×		
私立	のびる 保育園	昭和56年3月	60	69		(自主)	×	
	みどりが丘 保育園	昭和58年4月	90	100			×	
	清ら風 保育園	平成17年4月	60	68		×	×	×
	シーサー 保育園	平成19年3月	60	59			×	×
	具志頭 保育園	昭和52年4月	60	67			×	
	港川 保育園	昭和54年3月	60	58			×	
	やえせ北 保育園							
	第2ぐしかみ 保育園							

入所児童の推移

	保育所数	入所児童数				出生人員	要保育児童数	入所率
		合計	～2歳	3歳児	4歳～			
平成10年	10	631	283	165	183	280	816	77.3
平成11年	10	680	322	177	181	270	691	98.4
平成12年	10	706	340	182	184	248	720	98.1
平成13年	10	714	342	177	195	268	740	96.5
平成14年	10	708	332	184	192	268	733	96.6
平成15年	10	698	321	183	194	246	706	98.9
平成16年	10	694	332	177	185	246	739	93.9
平成17年	10	673	316	159	198	239	708	95.1

資料:八重瀬町役場児童家庭課

認可外保育所の状況

(平成19年4月1日現在)

保育園名	事業開始年月	入所児童数	保育サービス状況		
			一時預かり	夜間保育	24時間保育
東風平 保育園	昭和58年1月	17	×	×	×
ひよこハウス 乳児園	平成6年11月	3	×	×	×
ひかりのこ 保育園	平成16年4月	16		×	×

5 節：障がい者福祉の充実

基本構想/まちづくりの基本方向

障がい者福祉については、在宅福祉サービスなどの充実とともに、就業の場の確保など社会的支援を充実するとともに、公共施設におけるバリアフリー化などを推進します。

日常生活の支援等を行うことによって、住み慣れた家・地域で自立した生活ができるよう支援に努めます。

障がい者に対する理解を深めるための交流活動や啓発活動を推進します。

現況と課題

ノーマライゼーション とリハビリテーションなどを基本理念とする障がい者基本法や障がい者基本計画並びに八重瀬町総合計画などに基づき総合的な障がい者保健福祉施策の推進に努めている。

「ノーマライゼーション」…1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

平成18年度からは、精神・身体・知的の3障がいの一つと考える障がい者自立支援法が施行され、同一サービスを個々に見合った利用ができるようになっている。

障がい者が自立する為のグループホーム等の施設が少ないことや、障がい者への理解が乏しい状況となっている。

障がい者が地域社会の一員として安心して暮らせる共生社会を目指して、障がい者の援護ニーズに的確に対応した障がい者の在宅福祉サービスの充実を図る必要がある。

関係機関と連携しながら障がい者の働く場の確保や公共施設の改善および福祉教育の普及に努めるとともに、民間の施設や事業者に対しても啓発・指導の強化が必要である。

障がい者が住み慣れた地域で、自立した生活を送るための社会的支援やグループホーム等の整備が必要である。

障がい者に対する理解を深めるための交流活動や啓発活動、就労の場の確保が必要である。

町民の声

障がい者が安心して暮らせる町にしてほしい。

どうやって接したらいいのかわからないので、ふれあいの場を設けてほしい。

当町内の住民だけの障がい者受入施設の充実、ボランティアの育成、ユイマールの精神を目の前にさせて、啓発活動を積極的にする。

障がい児の教育に力を入れ、一人でも多く障がい者が仕事に就けるようにするべきである。また、障がい者や高齢者が当たり前のように暮らせる町になって欲しい。

施策の展開

日常生活の支援を行うことによって、障がい者が住み慣れた家・地域で、自立した生活ができるよう支援を図ります。

障がいがあっても自分の個性や能力を發揮しながら自立した生活を送るための社会的支援の充実を図るとともに、社会参加を促進し、障がい者が地域で安心して暮らせる環境づくりを図ります。また、障がい者に対する理解を深めるための交流活動や啓発活動、就労の場の確保に向けた社会的支援強化を進めます。

グループホーム等の施設整備や在宅福祉サービスの充実を図ります。

住民の障がい者に対する理解を深めるための交流活動や啓発活動を推進します。

ノーマライゼーションの理念を理解し、施設のバリアフリー化のみならず心のバリアフリー化を推進するため、福祉教育を強化します。

主要事業の推進

重度心身医療費助成事業

- ・ 重度心身障がい者(児)に対し、医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減します。

自立支援医療給付事業

- ・ 医療を給付することによりその障がいを除去又は軽減し、もって日常生活能力又は職業能力を回復し獲得させることを目的として行われる医療です。

小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業

- ・ 小児慢性特定疾患(国制度)の対象のお子さんに対し、便器や特殊マット等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的に実施します。

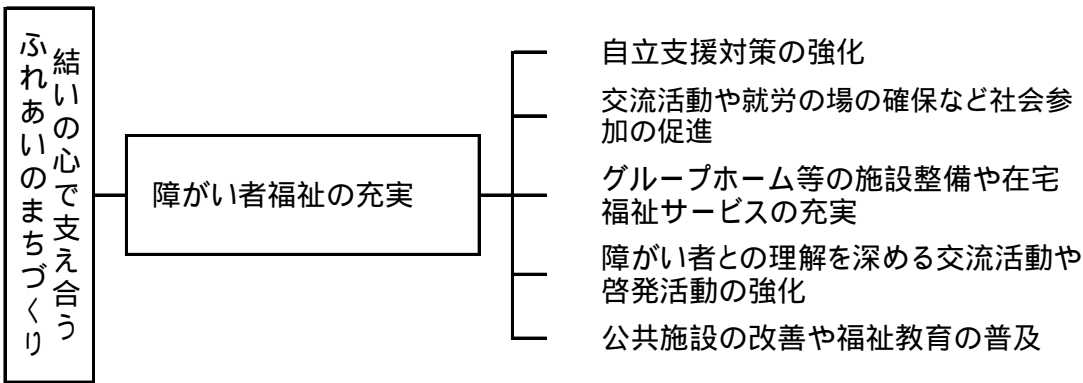
自立支援給付事業

- ・ 障がい者及び障がい児がその有する能力を活用し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付等に関して必要な事項を定め、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与します。

地域生活支援事業

- ・ 障がい者及び障がい児がその有する能力を活用し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付等に関して必要な事項を定め、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与します。

施策の体系



基本データ



結いの心で支え合うふれあいの
まちづくり

6 節：母子・父子、寡婦福祉の充実

基本構想/まちづくりの基本方向

児童扶養手当や医療費助成制度など、各種支援制度の活用を周知するとともに、関係機関の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

現況と課題

児童扶養手当や医療費助成制度、母子寡婦福祉資金等などの支援制度がある。
沖縄県は離婚率が高く、本町においても、母子・父子家庭が増加している。

母子・父子寡婦家庭に対する相談体制の強化が必要である。
関係機関との連携を強化し、児童扶養手当や医療費助成制度などの支援体制の充実を図るとともに、制度を周知するなど情報の提供が必要。

町民の声

母子家庭には手当てがあるが、父子家庭に手当てはないのか

施策の展開

関係機関との連携を強化し、児童扶養手当や医療費助成制度の充実を図ります。
母子・父子、寡婦家庭の実態把握に努め、相談、就業支援などの体制を強化し、社会参加を促進します。
児童扶養手当や医療費助成、母子寡婦福祉資金制度などの情報を幅広く提供し、制度の普及に努めます。

主要事業の推進

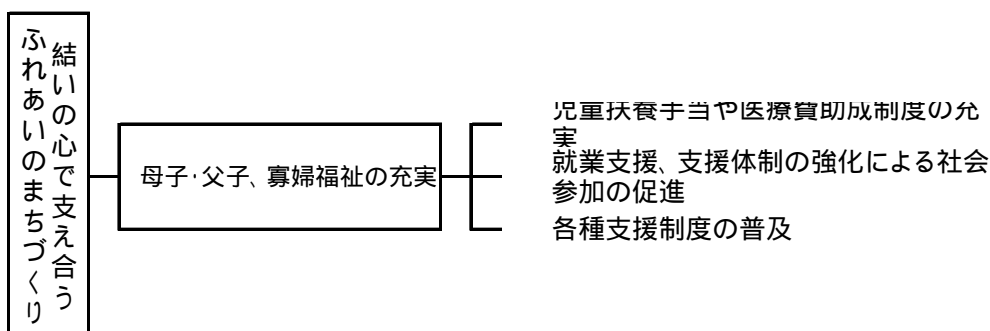
母子・父子福祉事業

- 母子家庭等ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を担う必要があり、子育て・生活支援策、経済的支援策、就労支援策等の総合的な対策を推進し自立の促進を図る。

母子父子家庭医療費助成事業

母子寡婦福祉資金の貸付事業

施策の体系



7 節：地域福祉の推進

基本構想/まちづくりの基本方向

地域住民がお互いに助け合い、安心して生活ができるまちにするという地域福祉の理念の下で、町民・地域・企業・役場等の連携による高齢者の見守りネットワークなど、協働による地域福祉を推進します。

現況と課題

平成 12 年の社会福祉法改正において、地域福祉推進に「住民の主体的参加」やその「中核的組織として社会福祉協議会」が明確に位置づけられており、本町においても町社会福祉協議会と協働し、町民参画の協力を得て地域福祉活動を進めている。

地域住民の問題を地域で解決していくため社会福祉協議会が主体となって、地区ワーカ一制を導入するなど、地域力の強化に努めている。

町民が積極的に地域福祉に参画できるための体制づくり、情報の共有が必要である。

保健・福祉・医療の中核を担う組織の強化、ネットワークの構築が必要である。

地域住民がお互いに助け合い、安心して生活ができるまちにするという地域福祉の理念を踏まえて、住民が多様な場面で社会参加ができるような事業の展開が必要である。

ボランティアの育成・充実を図るとともに、地域、住民、企業、行政が連携し、協働で取り組む地域福祉の推進が必要である。

高齢者や障がい者に配慮した公共事業の推進に努めるとともに、民間の施設や事業者に対する啓発・指導の強化が必要である。

施策の展開

高齢者、障がい者の社会参加を支援するボランティア等の人材や組織を育成・支援し住民活動等を促すことによって、住民参加による地域ぐるみの福祉機能の向上を図ります。

地域住民がお互いに助け合い、安心して生活ができるまちにするという地域福祉を推進するため、町民、福祉・保健施設、医療機関、地域、行政のネットワーク化を図ることによって、高齢者の見守りネットワーク事業の推進など、協働による 地域福祉 を推進し、福祉サービス提供体制の充実強化を図ります。

「地域福祉」・・・地域社会を基盤に住民参加により民と公が協働して福祉コミュニケーションを構築し、住民一人一人の生活保障を実現していく考え方。
一般に高齢者、障がい者、児童、母子および寡婦、低所得者など、対象者ごとに捉える福祉を社会福祉と言う。

母子・父子家庭などの生活の安定と自立のために、相談指導体制を強化し、子育て支援や生活援護等の自立支援策の拡充を図ります。

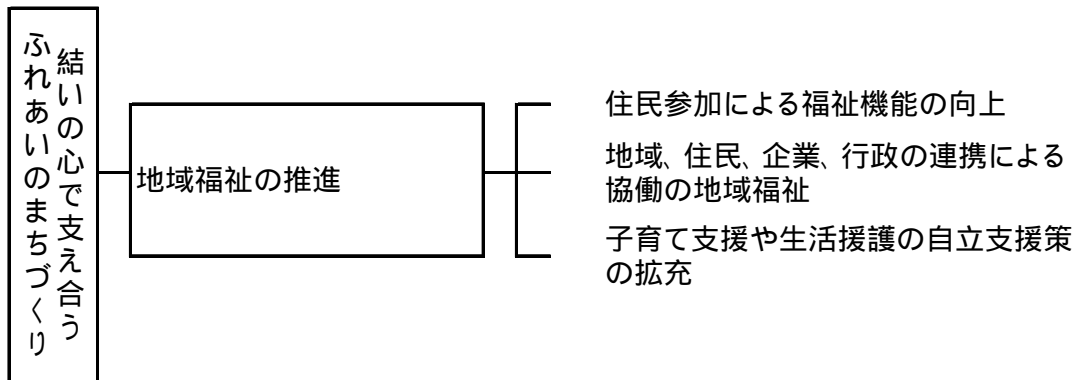
主要事業の推進

地域福祉推進事業

- ・ 地域におけるボランティア活動などの住民の福祉活動への支援や地域住民が相互に協力し、要援護者に対して支援を行うためのネットワークづくりなど、地域の創意工夫によって多様な福祉ニーズに対して、きめ細やかな支援を行う住民参加による地域づくりを支援する。

地域福祉計画策定事業

施策の体系



基本データ

原因別母子世帯の推移

単位:世帯

	合計	離婚	未婚	遺棄	死別	その他
平成10年	173	135	22	1	10	5
平成11年	182	138	29	1	9	5
平成12年	218	170	37	0	9	2
平成13年	218	146	39	0	17	16
平成14年	250	170	42	0	23	15
平成15年	297	222	41	0	17	17
平成16年	115	69	12	0	18	16
平成17年	290	230	41	0	10	9

資料:八重瀬町 児童家庭課

平成16年については、旧具志頭村のみのデータ

5 . 夢と未来を拓く心豊かなまちづくり

基本構想/施策の方針

八重瀬町は、沖縄の自由民権運動の父「謝花昇先生」や勤労の喜びを謡った汗水節を作詞した「仲本稔先生」を輩出しており、歴史的にも教育への関心が高いまちであることが伺えます。また、各地には「獅子舞・綱引き・棒術・エイサー・港川ハーレー」など多くの伝統文化が先人から受け継がれています。それらは町民の誇りであるとともに、教育の推進に資する重要な財産としてこれまでも活用されてきました。今後も、本町の独自性をもった教育を推進するため、家庭教育、幼児教育、学校教育、平和教育をはじめ、あらゆる面で活用を図ります。

なお、いのちを育む教育文化のまちを築くため、特に、次代を担う子どもたちの教育に重点を置いて人材の育成を図り、「夢と未来を拓く心豊かなまちづくり」を推進します。

1 節：家庭教育・幼児教育の充実	7 7
2 節：学校教育の充実	8 0
3 節：平和教育の推進	8 4
4 節：生涯学習の充実・人材の育成の推進	8 6
5 節：スポーツ・レクリエーションの振興	8 8
6 節：文化・芸術の振興と歴史・文化資源の継承	9 0
7 節：交流と連携の推進	9 3

5 . 夢と未来を拓く心豊かなまちづくり

1 節：家庭教育・幼児教育の充実

基本構想/まちづくりの基本方向

家庭教育を重視し、家庭生活における親と子のふれあいを通じた、基本的生活習慣の育成(躰)を推進する。

幼児期は人間形成の基礎が培われる重要な時期であることから、保育所、幼稚園、小学校、家庭、行政、地域などが連携を図り、創造性・個別性を重視した幼児教育を推進します。

現況と課題

町内の幼稚園4園があり、H20年4月現在333名の園児が在籍し、その内91名が預かり保育を利用している。

音楽や英語を通しての遊び、園文庫を最大限に活用した保護者等のボランティアによる「読み聞かせ」を実施している。

高齢者などとの交流、自然体験などを実施している。

保護者の子育て支援に寄与するため、預かり保育(4園)を実施している。

幼稚園や保育所等の関係機関や家庭・地域との連携による、子どもの創造性・個別性を重視した就学前教育の充実を図る必要がある。

国道整備に伴う東風平幼稚園の移転改築を推進するとともに、老朽化している具志頭幼稚園、東風平幼稚園、白川幼稚園の改築の検討が必要である。

少子化の進展等の中、集団生活の中で豊かな体験と生きる力を育むため、多様なニーズへの対応が求められている。

公民館や図書館、児童館などを利用した子どもの居場所づくりの充実を図るため、社会教育、児童福祉分野などの連携強化が必要。

地域の高齢者との交流や農業体験交流などの取り組みが求められている。

町民の声

子供達と老人の接する時があまりないので、集まりの場をもうけ色々教えてあげたりした方が良い経験ができると思う。

農業体験を行なう事により、働く喜びや大変さが分かります。

学校が休みのときや放課後の子どものいる場所作りを充実させてほしい。

施策の展開

幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることから、保育所、幼稚園、小学校、家庭、行政、地域などが連携を図り、十分な教育環境で豊かな感性を育む集団生活や体験学習の場を確保するとともに、幼児一人一人の創造性・個別性を重視した幼児教育を推進します。

国道整備に伴う東風平幼稚園の移転改築を推進するとともに、老朽化している幼稚園

の園舎の改修を検討します。

学校が休みのときや放課後の子どもたちの居場所作りのために、公民館や図書館、児童館等がいつでも利用できるよう検討します。

基本的な生活習慣は、人間のあらゆる態度や行動の基礎となるもので、それを身に付けさせるには、生まれたときからの家庭でのしつけが重要であり、親子・家庭のふれあいを通した、家庭教育を推進します。

主要事業の推進

子育て支援事業

- ・ 保護者の子育て支援に寄与するため、幼稚園において、預かり保育を実施する。

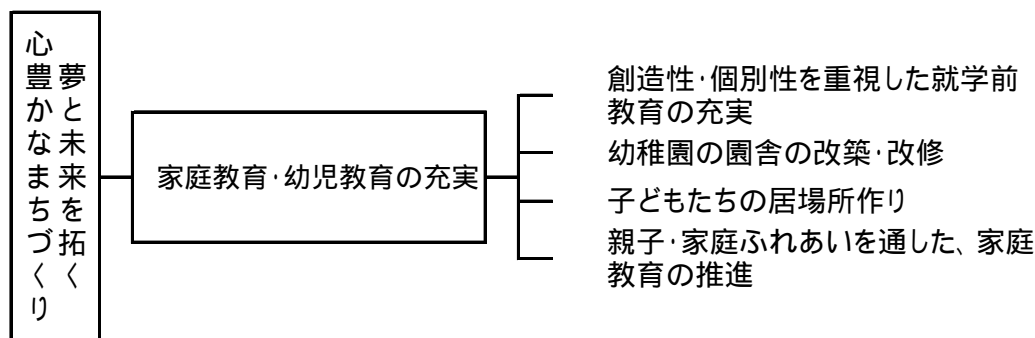
就学前教育の充実

- ・ 2年保育の充実を図る。

幼稚園施設整備事業

- ・ 幼稚園の園舎の改築、改修等、環境施設の整備を図る。

施策の体系

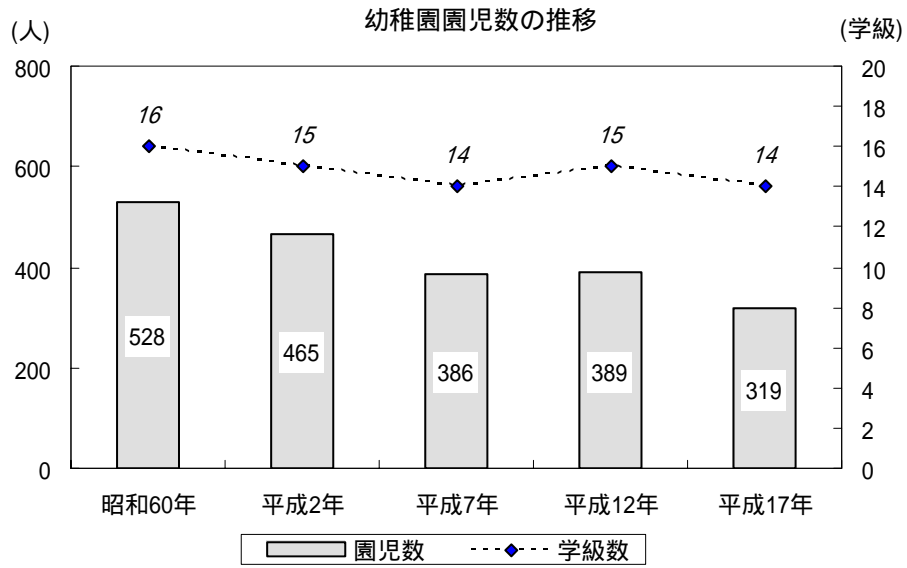


基本データ

公立幼稚園園児数及び学級数の推移

		旧東風平町	旧具志頭村	合計
昭和60年	学級数	12	4	16
	園児数	407	121	528
平成2年	学級数	12	3	15
	園児数	382	83	465
平成7年	学級数	10	4	14
	園児数	283	103	386
平成12年	学級数	10	5	15
	園児数	291	98	389
平成17年	学級数	9	5	14
	園児数	226	93	319

資料：公立学校施設一覧、学校基本調査



2 節：学校教育の充実

基本構想/まちづくりの基本方向

健やかな心と体、豊かな知性を備え、心身ともに調和のとれた児童生徒の育成をめざすとともに、教育的・文化的風土の醸成に努め、基礎・基本を重視した授業、学力向上に資する授業、さらには、生きる力を育む教育の推進を図ります。

地域社会に開かれた学校を目指すとともに、児童生徒が安全で楽しい学校生活を過ごせるよう学校施設の環境整備の充実に努めます。

現況と課題

いじめや不登校、非行、問題行動などが社会問題となっている。

時代に適応し「自ら学ぶ 心豊かな八重瀬っ子の育成」のため、小・中学校に学習ボランティアの先生を配置し、日常の授業改善により、基礎・基本の確実な定着に努めている。学校、地域、行政が連携、協力して地域人材等を活用し、開かれた学校づくりに努めている。

外国語に慣れ親しむと共にコミュニケーションの能力を高めるため、幼稚園、小学校、中学校に外国語(英語)指導員を派遣している。

情報化教育のより一層の推進を図るため、小・中学校にコンピュータ指導員を派遣し、児童生徒のコンピュータ操作、活用能力の向上に努めている。

具志頭小学校、白川小学校の校舎等の老朽化に伴う校舎建設整備を推進している。

基礎的な知識や技術の習得・向上とともに、豊かな心を育む心の教育をはじめ、児童・生徒の可能性や個性を伸ばすことができる教育やインターネットやパソコンの習熟などの情報化教育、さらには英語学習などを通じた国際理解教育の充実を図る必要がある。働く事の楽しさや厳しさを体験し、協調性を育成するため、本町の特性を活かした体験学習の推進する必要がある。

児童・生徒の学力向上のための少人数制学級の延長が必要である。

学校、家庭、地域、行政が一体となって教育を推進していくため、地域に開かれた学校づくりに取り組むとともに連携を強化する必要がある。

学校区の再編の検討とあわせた学校施設整備の検討を図る必要がある。

町民の声

小学校から各教科に対する専門教師の配置

自然を活かした自然観察や、体験学習ができるような施設の充実に力をいれてほしい。

白川小学校の早期改築

少人数制の取り組みを高学年まで持続してほしい

高等学校の再編成が必要

合併後の学校区域の見直しをしてほしい

施策の展開

自己の可能性を最大限に活かし、夢と未来を切り拓いていける児童生徒を育成するため、自ら学ぶ多様な教育、学習需要や複合的な機能の要請を踏まえた学校施設の計画的な整備・充実を図ります。

地域の人材を活用して、地域の文化、伝統を学ぶことのできる機会の充実や豊かな自然環境を活用した多様な体験学習、ボランティア活動を通じた福祉教育、情報通信基盤を活用した情報教育を推進します。また、ALT等(外国語指導助手)を活用した語学力、コミュニケーション能力の強化や国際理解教育など、総合的な学習の時間の充実を図ります。

「国際理解教育」・・・私たちの生活は国際貿易なくしては成り立たない状況にあります。しかしながら、戦争、貧困、開発、差別、人権、環境問題など地球規模で、様々な問題を抱え続けています。このような地球的規模の課題に対し、世界の現状を「知る」課題に「気づき考える」自分にできることを「実行する」というプロセスで学習に取り組む教育のことです。このような参加体験型・課題解決型の学習を通して、「多文化共生の理念」を育み、平和で公正な地球社会作りに「参加する態度」を養う事を目的としています。

幼児児童生徒が安全で楽しい学校生活を過ごせるよう地域社会に開かれた学校教育を目指すとともに、学校施設的环境整備の充実に努めます。

家庭、学校、地域が一体となった教育体制のもとで“まちの教育力”を高め、ゆとりと潤いのある教育環境づくりを進めます。

幼・小・中学校の通学区域の見直しや適正規模・適正配置を検討します。また、老朽化した学校の早期改築を検討します。

公共の精神、社会形成に参画する態度、人間関係を築く力を育成するため、本町の特色である盛んな農林水産業等を活かした体験学習を推進します。

主要事業の推進

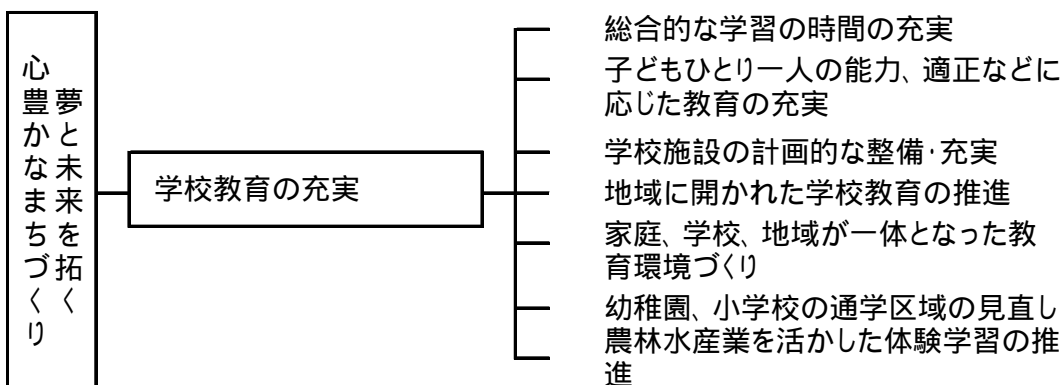
義務教育の充実

- ・ 集団生活の中で豊かな体験と生きる力を育むため子どもひとり一人の能力、適性などに応じた教育の充実を図ります。

学校教育施設整備事業

- ・ 具志頭小学校、白川小学校の校舎建設整備を推進します。
- ・ 多様な教育、学習需要や複合的な機能の要請を踏まえた学校施設の計画的な整備・充実を図ります。

施策の体系



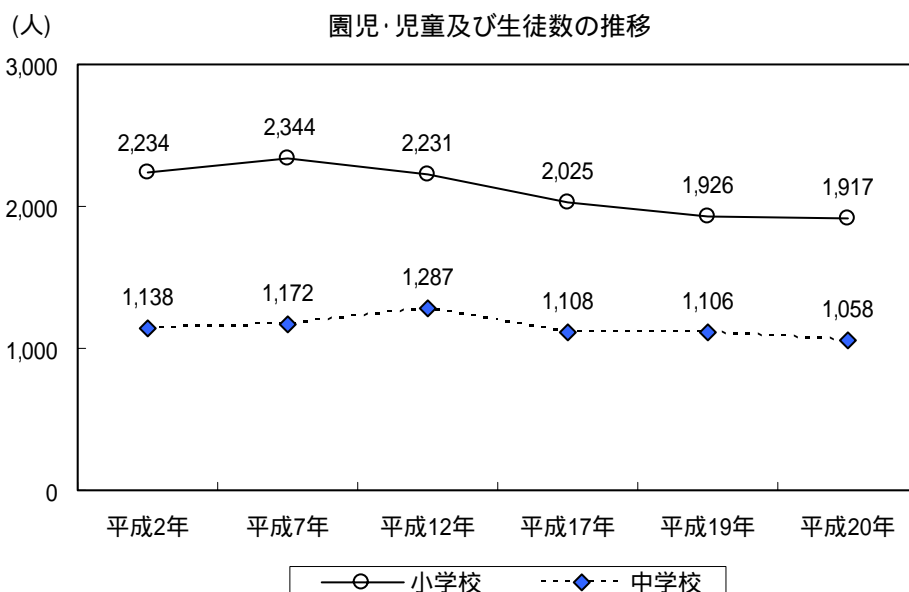
基本データ

学級数・児童生徒数の推移

単位:人

			合計				合計
平成2年	小学校	学級数	69	平成17年	小学校	学級数	68
		児童数	2,234			児童数	2,025
	中学校	学級数	31	中学校	学級数	35	
		生徒数	1,138			生徒数	1,108
平成7年	小学校	学級数	74	平成19年	小学校	学級数	66
		児童数	2,344			児童数	1,926
	中学校	学級数	34	中学校	学級数	34	
		生徒数	1,172			生徒数	1,106
平成12年	小学校	学級数	68	平成20年	小学校	学級数	72
		児童数	2,231			児童数	1,917
	中学校	学級数	38	中学校	学級数	33	
		生徒数	1,287			生徒数	1,058

資料: 公立学校施設一覧、学校基本調査



夢と未来を拓く心豊かなまちづくり

校舎等の必要面積と保有状況

単位: m²

幼稚園		旧東風平町 (2園)	旧具志頭村 (2園)	合計 (4園)
校舎	必要	2,197	1,241	3,438
	保有	1,519	626	2,145
屋内 運動場	必要	-	-	0
	保有	-	-	0
水泳 プール	保有	-	-	0
小学校		旧東風平町 (2校)	旧具志頭村 (2校)	合計 (4校)
校舎	必要	12,689	7,533	20,222
	保有	11,889	6,453	18,342
屋内 運動場	必要	2,430	1,813	4,243
	保有	2,441	2,661	5,102
水泳 プール	保有	800	550	1,350
中学校		旧東風平町 (1校)	旧具志頭村 (1校)	合計 (2校)
校舎	必要	7,632	5,676	13,308
	保有	7,174	6,023	13,197
屋内 運動場	必要	1,476	1,138	2,614
	保有	1,360	1,138	2,498
水泳 プール	保有	400	400	800

資料: 公立学校施設一覧

(平成17年5月現在)

学校敷地保有状況

単位: m²

	総面積	保有面積			借地面積	保有率 (%)	
		合計	建物敷地	運動場・他			
旧東風平町	幼稚園 (2園)	5,147	5,147	3,293	1,854	-	100.0
	小学校 (2校)	39,092	39,092	23,114	15,978	-	100.0
	中学校 (1校)	16,786	16,786	16,786	-	-	100.0
旧具志頭村	幼稚園 (2園)	5,730	5,730	4,762	968	-	100.0
	小学校 (2校)	36,703	36,703	15,898	20,805	-	100.0
	中学校 (1校)	28,405	28,405	12,471	15,934	-	100.0
合計	幼稚園 (4園)	10,877	10,877	8,055	2,822	0	100.0
	小学校 (4校)	75,795	75,795	39,012	36,783	0	100.0
	中学校 (2校)	45,191	45,191	29,257	15,934	0	100.0

資料: 公立学校施設一覧

(平成17年5月現在)

3節：平和教育の推進

基本構想/まちづくりの基本方向

平和を希求する心、生命の尊重、思いやりの心を育成するとともに、人権を尊重する意識を高めるための教育を推進します。

沖縄戦などの歴史を後世に語り継ぎ、平和を育む教育を推進します。

現況と課題

鉄の暴風と言われた沖縄戦が終結してから60年余が経過していますが、沖縄戦においては、本町も激戦の地となり、多くの人々が命を落としました。戦争経験者の多くの方々は、当時のことを率先して語ることはしないが、平和を希求する心が強い地域である。

戦後半世紀以上が経過し、戦争経験者の高齢化とともに、戦争の悲惨さを直接に継承する人が少なくなっている。

平和に関する学習と啓発を推進し、平和についての意識を高めるため、平和音楽祭や、舞台「命は語る平和の尊さを」、戦争資料展などを開催している。

本町には、戦争時に住民の避難場所や日本軍の陣地、野戦病院となった自然壕が数多く存在し、戦争の追体験学習の場として広く利用されている。

図書室では、終戦の日や夏休みに、平和を育むための映写会を開催している。

世界平和を希求していくため、歴史教育を推進する必要がある。

戦争経験者の高齢化とともに、戦争の悲惨さを直接に継承する人が少なくなっていることから、戦争経験者の証言を映像等で保存するなど、歴史や平和の継承する必要がある。

人権教育を推進する必要がある。

自然壕などの戦争遺跡を平和学習の場として活用の検討や保全が必要である。

町民の声

ガラビ壕を整備し平和学習の活用

施策の展開

平和を愛し、平和を希求する心、生命の尊重、思いやりの心を育成するとともに、人権を尊重する意識を高めるための教育を推進します。

歴史の進展とともに少なくなっていく、戦争経験者の証言等を映像等で保存するなど、歴史や平和の継承に努めます。

町内に点在する戦争遺跡の保全や整備などとあわせ、沖縄戦の体験談を今後も語り継いでいくため、平和ボランティアの育成に努めます。

主要事業の推進

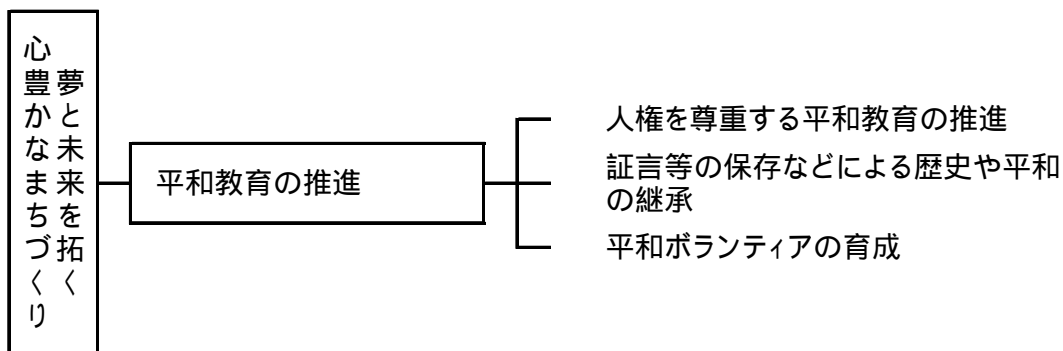
平和事業

- ・ 平和意識の普及と高揚を図るため啓発事業(平和音楽祭、戦争資料展等)

平和教育・人権教育推進事業

- ・ 戦争の悲惨さ、命の尊さ、いじめや差別、自殺の問題などをテーマした平和学習(各学校での映写会、講演会等)を推進し、平和な社会を築いていく担い手を育成します。

施策の体系



基本データ

データを挿入する。

4節：生涯学習の充実・人材の育成の推進

基本構想/まちづくりの基本方向

学習機会の充実や学習情報の積極的な提供に努め、すべての人が生きがいづくりを身近に感じるような学習環境の整備を推進します。

地域交流や世代間交流を推進し、家庭・学校・地域の連携で進めるこころ豊かな人づくりや青少年の健全育成に努めます。

現況と課題

中央公民館や各地域の公民館で、各種サークル活動や各種講座を行っている。サークルや講座の成果の発表の場として、「公民館まつり」を開催している。余暇の拡大や生涯学習の定着等により文化活動に対する住民のニーズが増大している。

人材育成を目的とした育英資金の貸付制度があるが、貸付金の滞納もある。

中央公民館・具志頭分館ともに施設の老朽化が進んでおり、対策を図る必要がある。文化の薫り高いまちづくりに向け、住民の主体的な文化・芸術活動や発表の場作りを支援するとともに、学習機会の充実や学習情報の積極的な提供が必要である。

地域活性化のための、青年会活動の強化を図る必要がある。

住民一人ひとりがゆとりと潤いのある生活を実感し、充実した生活が送れるような社会を築いていくために町民がいつでも自由に学習機会を選択して、学ぶことができる生涯学習社会づくりを推進する必要がある。

図書館の整備・本の増冊や学校施設の利用促進を図るとともに、ボランティアや各種サークルの活動の場、地域リーダー、指導者など人材の育成・確保、地域交流や世代間交流が必要である。

育英資金の滞納(返済の遅れ)対策の強化が必要である。

町民の声

町から指導者を派遣し、公民館のサークル講座を充実してほしい。

特色のあるイベントホールの設置が必要

生涯学習等のために図書館の設置が必要

本の増冊が必要

各種団体の活性化やリーダーの育成が必要

人材育成のために文化的な施設が必要

地域を活性化させるために青年会の結成に力をいれるべきなのでは。

施策の展開

高まる住民の学習ニーズに対応するため、生涯を通じていつでも、どこでも、だれでも楽しく学ぶことのできる生涯学習の活動拠点の整備充実及び施設のネットワーク化に努めます。

すべての人の生きがいづくりや生涯現役を推進するため、学習環境の充実を図ります。学習活動を効率的に展開するため、リーダーの育成と研修を進め、学習機会と学習情報提供の積極的な拡充を図ります。

次代を担う青少年が、地域間交流や研修活動、ボランティア活動により社会性を身につけ、心身ともに健全な成長を育む環境づくりを進めます。また、家庭や学校、地域、行政が一体となり、青少年の健全育成や活性化を図り、いのちを大切に作る心豊かな人づくりを推進します。

読書の重要性を再度認識し、読書活動の推進を図るとともに各図書室等の充実に努めます。

人材育成資金貸付事業の強化・充実に努めます。

主要事業の推進

各種公民館講座

- ・ 町民の学習ニーズに応えるためにいくつかの課題をとりあげ、継続的に学習機会を提供する。

成人式

- ・ 本町の将来の担い手である若人の成人を祝す。
- ・ 本町内の成人者を祝い成人としての自覚、責任、義務、等認識を促す。

公民館まつり

- ・ 各種サークルや講座等、公民館活動の成果発表の場として開催し、活動の充実発展を図る。

各種団体育成事業

- ・ 各支部子ども会の充実に努める。
- ・ 青少年健全育成協議会の組織の充実に努める。

文庫活動の支援

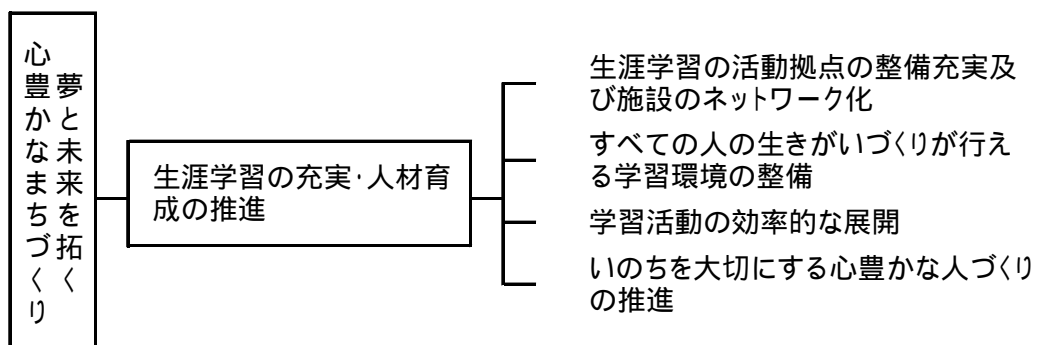
図書資料3ヵ年充実計画事業

読書活動推進計画の取り組み

少年少女人材交流事業の継続実施

人材育成英資金貸付事業

施策の体系



5 節：スポーツ・レクリエーションの振興

基本構想/まちづくりの基本方向

すべての人がそれぞれの体力や年齢に応じて気軽にスポーツに親しむことのできる魅力的なスポーツ環境づくりに努め、住民自らが率先した健康づくりを支えるため、豊かで活力のある生涯スポーツ社会を目指します。

現況と課題

八重瀬町総合型スポーツクラブを設置し、すべての人がそれぞれの体力や年齢に応じて気軽にスポーツに親しむことのできる魅力的なスポーツ環境づくりに努めている。

大会の継続実施をはじめ、各種スポーツ教室・健康づくり教室を実施し、より充実した健康体力づくり、生涯スポーツを展開し、またその体験を生かし、自主的に活動するサークル化へとつなげている。

町内の子ども会の活性化と交流を図るため、子ども会(小学生)を対象とした児童オリンピック大会や少年少女スポーツカーニバルを開催している。

平成 22 年開催の高校総体に向け、実行委員会が設置されている。

本町には、体育館、陸上競技場、野球場、ソフトボール場、テニスコート、多目的広場、プール、サッカー場など、様々なスポーツ施設があるが老朽化が目立つ施設も多い、計画的な改修や修繕の検討が必要。特に、高校総体の開催が予定されている東風平運動公園体育館・具志頭社会体育館の整備を図る必要がある。

維持運営方法も考慮した上で、全町的な視点に立ったスポーツ施設の改修や整備、統合などの検討が必要である。

多様なレクリエーションニーズへの対応が必要である。

運動公園、体育館等既存のスポーツ施設の有効利用や学校教育施設の開放や有効利用を図る必要がある。

スポーツ指導者の育成や組織体制の確立を必要がある。

町民の声

運動施設を利用しているのは、町外の人が多いので、地域の方になるべく開放するようにしてほしい。

学校等の施設を利用し、スポーツ教室等の開催や一般開放を行い使用させてほしい。

少年野球や少年サッカー等のスポーツ大会を定期的で開催してほしい。

施策の展開

住民のスポーツ活動を支援するため、既存施設の機能を強化し、住民自らが率先した健康づくりを目指し豊かで活力のある生涯スポーツ社会を目指します。

スポーツ団体の支援や指導者の育成、体育指導委員の活動の強化に努め、だれもが気軽にスポーツに親しむことのできる魅力的なスポーツ環境づくりを推進します。

町民のスポーツ活動の選択肢を拡大する各種教室や大会の開催を通じて、すべての人

がそれぞれの体力や年齢に応じた軽スポーツの普及に努めます。

平成 22 年開催される高校総体に向け、体制を強化するとともに、施設の整備を図ります。

主要事業の推進

児童オリンピック大会

- ・ 町内各地域の子ども会の活性化と交流、青少年の健全育成と児童の健康体力づくり及び陸上競技の技術力向上を目的に開催。

海邦国体記念・町長杯中学生ハンドボール大会

- ・ 沖縄海邦国体を記念してできた中学生大会(県内)で、ハンドボールの普及と技術の向上を目的に開催。

少年少女スポーツカーニバル

- ・ 町内各地域の子ども会の健康体力づくりと交流を目的に開催。

町民体力テスト

- ・ 日常生活の基本となる体力を確かめるもので、その結果に基づいて自分にあった運動を継続することにより体力を保持増進し、健康に自信を持って生活できるようにするために行うものである。

町長杯ゲートボール大会

- ・ 町民の健康体力づくりと親睦と融和をはかることを目的とし、日常生活の中でスポーツに親しむ心を養う。

壮年スローピッチソフトボール大会

- ・ 町内の壮年を対象にスローピッチソフトボール大会を開催し健康づくり、地域間の交流を図り親睦と融和を推進していくことを目的に開催。

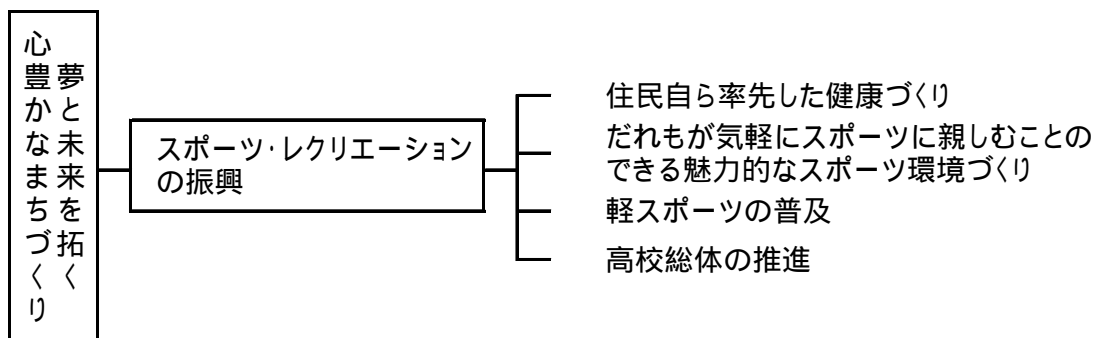
各種スポーツ教室

- ・ 各教室、自分自身にあった健康体力づくりを行う。

施設の改修や整備(体育館の改修、パークゴルフ場の整備等)

平成 22 年全国高等学校総合体育大会の開催(ハンドボール、ウェイトリフティング競技)

施策の体系



6 節：文化・芸術の振興と歴史・文化資源の継承

基本構想/まちづくりの基本方向(再掲)

住民参画による多様な文化・芸術の企画・実施に努め、質の高い文化・芸術にふれあう機会を創ります。

文化活動にかかわる団体や人材育成を支援し、地域文化の向上を目指します。

本町が育んできた伝統文化を次の世代へ大切に保存伝承するとともに、貴重な足跡である歴史遺産や文化財の保存・活用に努めます。

現況と課題

本町には、数多くの歴史・文化資源や伝統芸能があり、町民の誇りとして継承されているが、その調査・研究、保存が不十分な状況にある。

町文化協会と連携して琉球芸能祭、**棒術**フェスティバル、空手演武大会、美術工芸展などを実施している。

町内には、県指定文化財の富盛の石彫大獅子をはじめ 12 の町指定文化財(平成 19 年 4 月現在)があり、その他にも、各自治会で受け継がれている行事・祭祀・芸能等の民俗文化財や多くの史跡等がある。

旧石器時代の化石人骨「港川人」の出土地である港川フィッシャー遺跡の町指定に向けての積極的な取り組みを進めている。

地域で自発的に各伝統芸能の保存と継承に努めていくことをめざし、組織の育成・強化の支援を行っている。

歴史を適切に整理し、体系的に記録するため東風平町史・具志頭村史編さん事業を進めている。

町内各地で、発掘調査とその成果報告を行い、出土遺物の適切な管理と活用を図っている。

資料館では毎年企画展を実施し資料の展示公開を行うとともに、町内小中学校と連携を図り、教育普及に努めている。

町内各種団体が参加する文化財めぐりを開催し、地域の文化財に対する意識の向上に努めている。

地域に残る文化資源の保全活用と町民等が有効活用できるよう情報提供を図る必要がある。

歴史や伝統文化を保存・継承していくため、関係機関の連携強化が必要である。

町民の主体的な文化・芸術活動を支援し、地域特性あふれる文化・芸術鑑賞の機会や祭などの文化的イベントの支援が必要である。

町民が優れた芸術文化に広く親しみ、多様な文化創造活動を行なえる環境づくりが必要である。

町民の声

町が一体となる伝統芸能祭等を開催したほうがよい。
文化財を大切にできる環境づくり
各支部に伝わる伝統芸能を町のほうで力を入れて協力してほしい
伝統芸能と文化財の保存と発展
伝統を大切にし、子孫に継承することで世代間のコミュニケーションの場になり、相互理解が深まる。

施策の展開

文化芸術活動の拠点となる施設の整備・充実を図るとともに、活動の場や発表の機会を拡充し、文化活動にかかわる団体や人材育成の支援を推進します。特に、若い人達が地域の歴史・文化を学び継承していくための活動組織の育成を図ります。
地域特性あふれる芸術文化鑑賞や祭りなどの文化的イベントへの支援や協働による取り組みを推進するとともに、町民の一体感の醸成を図るため、町民の主体的な参画による新しい文化活動(町民劇等)やイベントの創出を促進します。
後継者の育成などを図り、地域に、人々に愛され守られてきた郷土芸能・伝統行事の保存継承・復活等の支援に努めます。
まちづくりへの歴史的資源の積極的な活用を図り、本町の歴史や文化についての理解を深めます。また、貴重な足跡である歴史資産や文化財の調査や修復、保存環境の整備を図るなど後世への継承に努めます。
歴史民俗資料館の整備・充実を図るとともに、謝花昇に代表される町出身偉人の遺徳の顕彰と資料収集の充実に努めます。
町村史・字誌編さんを推進し、本町の歴史を後世に継承します。

主要事業の推進

文化施設整備事業

- ・ **八重瀬町立**具志頭歴史民俗資料館の施設拡充と展示内容を含めた活用機能の充実。
- ・ 自由民権運動の父「謝花昇」の功績を讃えるとともに、沖縄近代史の研究の拠点としての「謝花昇資料館」の整備検討。
- ・ 町民が広く優れた芸術文化に親しみ多様な文化創造活動を行える町民ホールなどの文化施設の整備促進。

芸術・文化活動支援事業

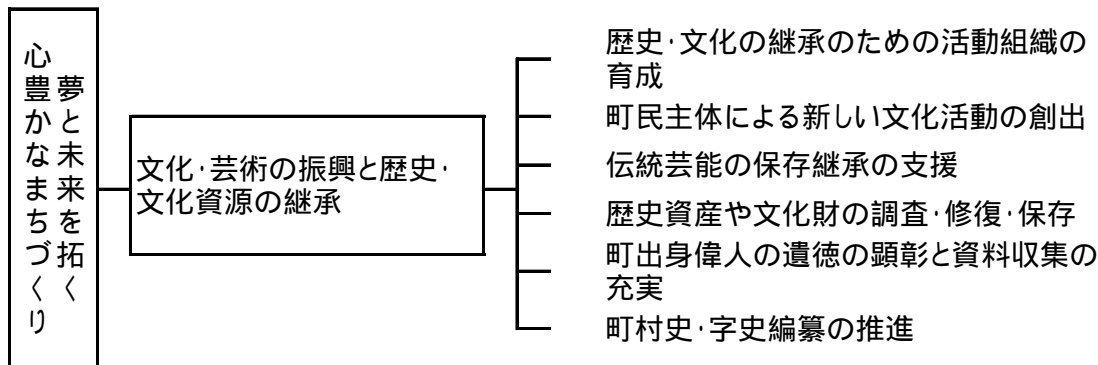
- ・ 琉球芸能祭、美術工芸展、空手演武大会、汗水節大会などの実施。
- ・ 青年エイサー大会など、町民主導による取り組みを支援するとともに、町民劇などの新たな取り組みの促進。

歴史・伝統文化・芸能保存事業

- ・ 「汗水節」の普及啓発と作詞者「仲本稔」の資料収集の充実。
- ・ 歴史文化資源の調査を推進し、史跡や伝統芸能等のかけがえのない文化財の保全や活用、継承を図る。

- ・ 各種開発に先立ち、遺跡分布の再調査と範囲確認を補助事業の実地。
- ・ 港川フィッシャー遺跡の文化財指定後の史跡活用に向けた取り組み。
- ・ 地域の伝統芸能保存会との連携強化並びに組織の育成。

施策の体系



基本データ

八重瀬町の文化財

種別	名称	指定年月日	所在地
有形民俗	当銘・小城の共有龕	H10.6.1	小城26
無形民俗	玻名城の獅子舞	H6.2.4	玻名城36
無形民俗	安里のウフデーク	H6.2.4	安里123
無形民俗	新城のシーヤーマー	H6.2.4	新城857 2-A
無形民俗	富盛の唐人行列、大和人行列	H10.2.1	富盛432
無形民俗	世名城の臼太鼓(ウスデーク)	H10.2.1	世名城205
史跡	ゆったちじょうの御嶽	H6.2.4	具志頭1745
史跡	慶座井	H6.2.4	安里1366
天然記念物(植物)	世名城のガジュマル	H4.4.2	世名城590
天然記念物(植物)	当銘のガジュマル	H4.4.2	当銘42

資料：沖縄県教育委員会文化課

種別	名称	所在地
県指定文化財		
1 有形民俗文化財	富盛の石彫大獅子	字富盛
町指定文化財		
2 天然記念物(植物)	世名城のガジュマル	字世名城
3 天然記念物(植物)	当銘のガジュマル	字当銘
4 無形民俗文化財	富盛の唐人行列・大和人行列	字富盛
5 無形民俗文化財	世名城のウスデーク	字世名城
6 有形民俗文化財	当銘・小城の共有龕	字当銘・小城
7 無形民俗文化財	玻名城の獅子舞	字玻名城
8 無形民俗文化財	新城のシーヤーマー	字新城
9 無形民俗文化財	安里のウフデーク	字安里
10 無形民俗文化財	富盛女行列(ヨンシー)	字富盛
11 史跡	ゆったちじょうの御嶽	字具志頭
12 史跡	慶座井	字仲座

資料：「八重瀬町の文化財」

7節：交流と連携の推進

基本構想/まちづくりの基本方向

家族の絆やコミュニティ活動、世代間交流、地域間交流、姉妹都市交流などの様々な交流や連携を強化・推進し、人と人が関わる人間関係力や生きる力を養うとともに、地域力を醸成していきます。

本格的な国際化時代において、町民の国際化意識の啓発、交流組織の構築、人材の育成・確保など、国際化に向けた対応を強化します。

現況と課題

八重瀬町青年エイサー祭、琉球芸能祭、舞踊フェスティバル、空手演武大会、美術工芸展、スポーツ大会等を実施している。

八重瀬町青年エイサー祭りの実施に当っては、地域の青年会が主体となって取組まれている。

青少年の喫煙や飲酒などの不良行為を見て見ぬふりをするような状況が社会全体に見受けられる。

沖縄県においては、科学技術大学院大学の設置、アジア・ゲートウェイ構想など、国際化に向け施策が展開されているが、本町独自の国際化に向けた取り組みは立ち遅れている状況にある。

本町の一体感の醸成のためのスポーツ大会や祭り等のイベントなどを実施する必要がある。

町民の国際化意識の啓発、交流組織の充実、人材の育成など、国際化に向けた対応の強化が必要である。

家族の絆やコミュニティ活動、世代間交流、地域間交流、姉妹都市交流などの様々な交流や連携を通じた、人間関係力や生きる力、地域力の醸成が必要である。

町民の声

地域別ではなく本町一体となったイベントが必要。

施策の展開

魅力あるイベントや祭りを開催し、住民相互の交流活動を活かしたまちづくりを推進します。また、内外に向け情報発信を行い、広域的な交流や連携を図ります。

姉妹都市、友好都市の交流を推進し、教育、文化、産業、経済等の各面において親密な交流を図り、地域の活性化を推進するとともに、福祉向上と両市町の発展に努めます。

広域的に平和・文化・教育交流を推進するとともに、移住地との交流などの様々な国際交流活動を通じて、住民の異文化理解を深め、国際化意識の醸成、国際性豊かな人材づくりを進めます。

家族の絆やコミュニティ活動、世代間交流、地域間交流、姉妹都市交流など、様々な交流するとともに連携を強化し、人と人が関わる人間関係力や生きる力、地域力の向上に

努めます。

主要事業の推進

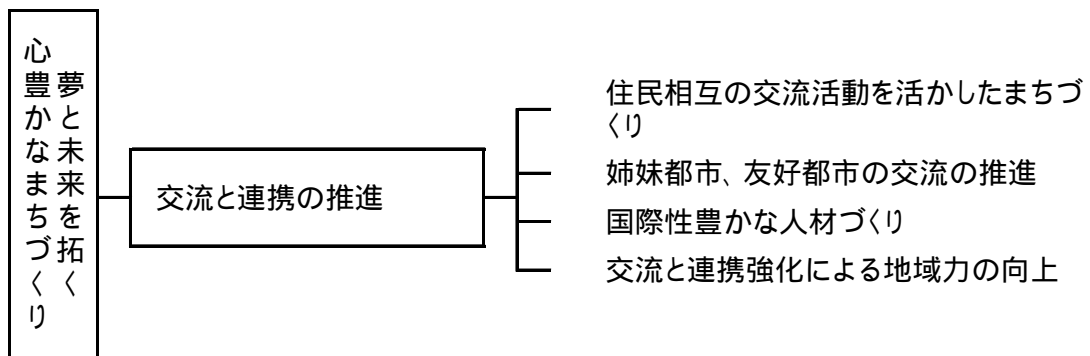
国内・国際交流事業

姉妹都市・友好都市交流事業

少年少女人材交流事業の継続実施

海外移住者子弟研修受入事業

施策の体系



6 . 協働の心でつくる町民が主役のまちづくり

基本構想/施策の方針

地方分権一括法により、地域のことは地域で考えていくことが、これまで以上に求められています。本町には33の行政区が存在し、それぞれの行政区においては良好なコミュニティが形成されていますが、まちづくりを推進するに当たっては、この行政区を基本としつつ、町民、議会、役場がそれぞれの役割を認識することによって、より良いまちづくりを展開していくことが可能となります。

八重瀬町を構成する「町民、議会、役場」が地域への愛着を持って、それぞれの役割を補完しあいながら「協働の心でつくる町民が主役のまちづくり」を推進します。

1 節：協働のまちづくりの推進	9 5
2 節：男女共同参画社会の形成	9 7
3 節：コミュニティ活動の強化	9 9

6 . 協働の心でつくる町民が主役のまちづくり

1 節：協働のまちづくりの推進

基本構想/まちづくりの基本方向

地方自治の主体は町民であることを再認識し、住民自治の原則に立った、町民が主役のまちづくりを推進します。

これからのまちづくりは、八重瀬町を構成する「町民、議会、役場」がそれぞれの役割を補完し合いながら取り組んでいかなければなりません。そのためには、町民、議会、役場の信頼関係を築いていくことが重要であり、町民への情報公開、積極的な意見の募集・反映、説明責任の実践のなどととも、町民一人ひとりが、まちづくりに主体的に参加できるよう体制の強化に努めます。

現況と課題

地方自治の基本である町民主体(参加・参画)による町づくりが弱い。

地域懇談会や地域 ワークショップ等の実施、 パブリックコメント等による町民意見の募集を行っている。

「ワークショップ」…まちづくりを考える場合などにおいて、行政や地域に人々が参加して、地域の課題を解決するための改善計画を立てたり、それを進めていくときの共同作業のこと。

「パブリックコメント」…公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続のこと。

ボランティア団体やNPOなどを育成するための施策が弱い。(役場に主管課が無い)
各種委員会への公募による委員の登用がなされていない状況にある。

「自分たちの地域のことは、自分たちで考え、主体的に取り組んでいく」地方自治の原点や地方自治の主体は町民であることを八重瀬町全体で改めて認識していく必要がある。協働の心でつくる町民主役のまちづくりを推進するには、まちづくりへの参加を促進するとともに、参加できる体制を整えなければならない。その手法の一つとして、 自治基本条例やまちづくり基本条例の制定などを検討する必要がある。

「自治基本条例・まちづくり基本条例」…自治の理念、行政運営の基本的事項、町民と行政(議会と首長・執行機関)の役割や責務、協働の具体的方針などをあらためて規定し、体系的にまとめ上げた条例を制定する動きが全国的に見られます。

自治体によって内容に差が見られ、名称も様々です。しかし、いずれも地方自治の基本的なあり方について規定し、明らかにしたものを、総じて「自治基本条例」と呼ばれ、自治体の憲法とも言われています。

ボランティア団体、NPO等の新たな公共を担う団体のまちづくりへの参画を促進するとともに、活動の支援とあわせ、育成を図る必要がある。

庁舎建設や土地利用の方向性など、行政だけでは決められない問題に対し、町民の意思や意向を把握するための体制づくりを図る必要がある。

協働のまちづくりを推進するには、情報公開・共有やワークショップ等の実施、町民意見

の募集などを積極的に行う必要がある。
協働のまちを築くには、本町を構成する町民と議会、役場の信頼関係を構築する必要がある。

町民の声

自治会の高齢化が進んでいるので、これまで通りの自治会運営が難しい。
字自治区単位、町単位でまちづくりに関するワークショップ等を行なって、町民自らのような町にしたいのか考え、町行政と共に取り組む。
地域間交流により良いまちづくりができるのでは。
花サークルで道路に花を植えている。

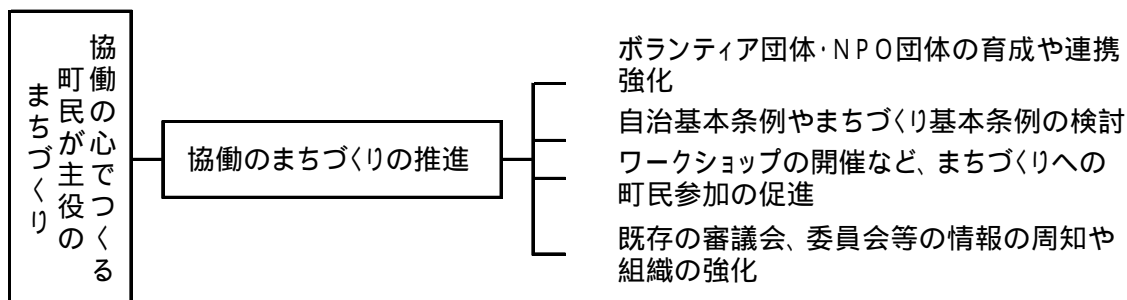
施策の展開

ボランティア団体や NPO 団体などとの連携を強化し、まちづくりへの参画を促進するとともに、公的な活動に対する支援とあわせ諸団体の育成に努めます。
町民が主体的にまちづくりに参加できる体制の構築に向け、自治基本条例やまちづくり基本条例などの制定を検討します。
協働によるまちづくりを推進するため、行政の政策形成や事業の計画段階などにおいて、情報の公開・共有を図るとともに、ワークショップや勉強会の実施、町民意見の募集を積極的に推進するなど、町民が幅広くまちづくりに参画できるよう体制を強化します。
各種審議会、委員会等の組織体制や審議の情報等を町民に広く周知するとともに、これらの組織の更なる充実・強化を、男女共同参画社会の形成も踏まえて推進します。

主要事業の推進

- 地域づくり活動支援事業
- ・ まちづくり協議会等の設置検討
 - ・ NPO・ボランティア団体等の育成
- 行政・教育懇談会、ワークショップ、町民意見の募集の実施
祭りや環境美化活動等の協働実施
地方自治や協働によるまちづくりなどをテーマとした講演会の開催

施策の体系



2 節：男女共同参画社会の形成

基本構想/まちづくりの基本方向

男女共同参画社会の形成は、少子高齢化や介護、子育てなどの問題と切り離すことのできない課題です。男女が性別にかかわらず、女(ひと)と男(ひと)として、お互いに理解し、尊重し合い、それぞれの個性と能力が活かされる男女共同参画社会を実現させなければなりません。その実現に向け、家庭、学校、地域や企業などのあらゆる分野において、八重瀬町が一体となって積極的に男女共同参画社会を形成するための施策を推進します。

現況と課題

本町における男女共同参画社会の形成については、町民性なのか、女性の参画が積極的でない状況である。

まちづくりを推進する上において、男女がともに活動する機会が少ない状況にある。

性別等にかかわらずすべての人が互いにその人権を尊重し、自分の意志であらゆる活動に参画できる機会の確保が必要。

男女共同参画社会の構築に向けた広報活動が必要。

介護や子育ての問題などに対する現在の社会体制は、女性への負担が大きい状況にあり、男女共同参画社会の形成の観点から、その対策が必要である。

施策の展開

介護や子育てなどの支援とあわせ、女性のまちづくりへの参画や就業を支援するなど、社会参加を促進するとともに、体制の強化や環境の整備に努めます。

男女共同参画の意識啓発を行ないます。

男女が共にまちづくりなどへ参画できる機会や場の創出に努めます。

各種委員会、計画等に参加する女性の割合を高めるために公募委員の数を増やします。

また、同一人物が多種の委員や役員を兼ねるのでなく、多くの女性が参加できるよう体制を強化します。

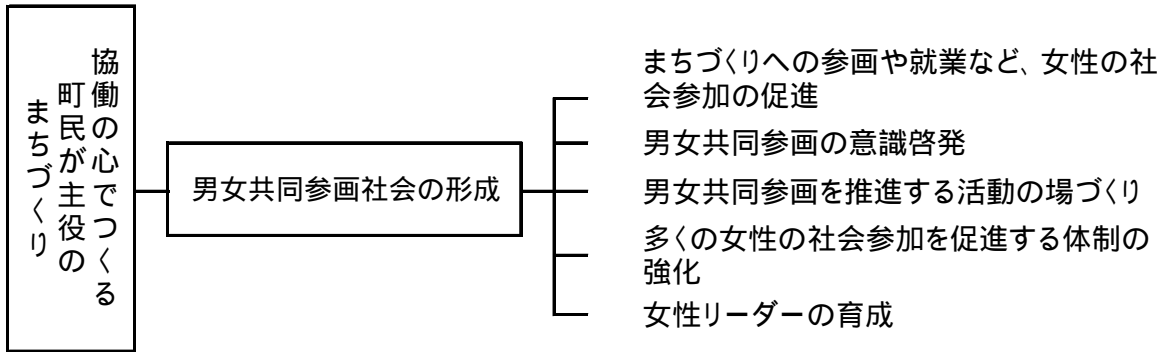
女性リーダーの育成に努めます。

主要事業の推進

男女共同参画推進事業

- ・ 男女共同参画計画の策定・推進
- ・ 各種委員会への女性登用
- ・ 講演会等の開催

施策の体系



3節：コミュニティ活動の強化

基本構想/まちづくりの基本方向

合併により誕生した本町においては、住民の地域社会への愛着と連帯意識に支えられたコミュニティの醸成がますます重要になります。住民が誇りを持ち自ら考え自ら行動し、町民一人一人が主役になれるまちづくりを推進します。

本町のまちづくりは、33の行政区の個々を単位とした地域コミュニティを基本に展開されていますが、従来の地域単位のコミュニティだけではなく地域間や、NPOやボランティア、サークルなど、多様なコミュニティの育成を推進します。

現況と課題

本町には33の行政区が形成されており、各自治会を中心に、子ども会、老人会、婦人会、青年会等がある。また、サークル団体やボランティア団体、スポーツを通じたクラブチームなどさまざまな団体があり活動を展開している。

地域におけるリーダーの高齢化が進んでいる。

町外からの転入してきた方は、自治会への未加入が多い。

地域の伝統行事がある地域、ない地域では、コミュニティ活動に違いがある。

若い地域リーダーの育成や女性リーダーの育成が求められている。

自治会加入率の向上を図るためにも、各自治会が積極的にイベントや祭り等を通して新居者がなじみやすい環境づくりが求められている。

公民館等の活動施設の充実及びコミュニティ形成の中心となる人材の育成や住民が主体的に参加できる活動体制づくりや青年会活動等の育成が必要。

町民の声

地域の交流を深めていける場を設けて欲しい。

汗水節行動デーを全校区で取り組めないか。奉仕作業と行動デーとのリンクはできないか。

各世代間の交流が必要。

核家族化対策として子育て支援センターを高齢者中心に作る。

青年会活動を活発にして欲しい。

移り住んできた住民が自治会(字)へ加入しない方が多い

施策の展開

自治会活動をはじめとする老人会、婦人会、青年会、子ども会の地域活動やボランティア団体、NPO 団体など、各種団体の活動を支援します。

各年代や女性など、幅広く、地域リーダーの育成に努めます。

地域の各団体の交流促進や民俗芸能、伝統行事等の継承活動の支援をします。

区・自治会への未加入者や転入者への加入を推進します。

協働のまちづくりに資するため、従来の地域単位のコミュニティだけではなく、地域間、N

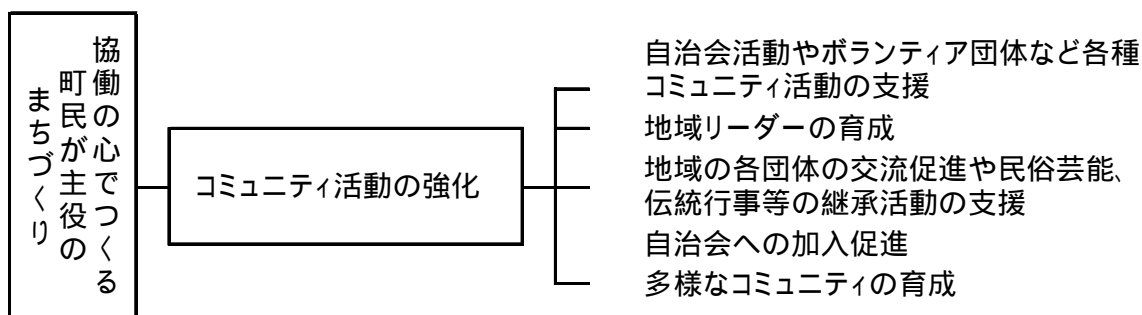
POやボランティア及びサークルなど、多様なコミュニティの育成を推進します。

主要事業の推進

コミュニティ活動支援事業

- ・ 自治会(公民館)活動充実事業の推進
- ・ 子供会・青年会・婦人会・老人会等の各種団体の支援
- ・ 自治会加入の促進
- ・ 地域コミュニティ活動を促進するための、道路清掃活動等の支援

施策の体系



7 . 情報の共有による開かれたまちづくり

基本構想/施策の方針

情報の共有による開かれたまちづくりを展開していくためには、行政が行う施策がどのようなものなのか、町民にその情報が伝わっていることが重要となります。現在、本町においては、ホームページ上において、議会情報や各課で取り組んでいる施策を掲載するなど情報公開に努めています。今後も様々な媒体を活用し「情報の共有による開かれたまちづくり」を推進します。

1 節：情報伝達・共有の仕組みづくり …… 1 0 1

2 節：対話によるまちづくりの推進 …… 1 0 3

7. 情報の共有による開かれたまちづくり

1 節：情報伝達・共有の仕組みづくり

基本構想/まちづくりの基本方向

情報の共有による開かれたまちづくりを推進するには、情報は全て町民のものであるという情報共有の考え方が重要です。例えば、ある事業を行う場合、その事業費や事業期間だけを知らしめる情報公開にとどまらず、必要性や町の財政状況等も含めて広くまちづくりの観点から情報を共有し、町民の合意形成を図っていく必要があります。広報誌やホームページなど様々なメディア(媒体)を活用して行政の情報を公開し、町民と情報を共有できる環境や体制づくりを推進していきます。

現況と課題

マスコミ等の活用など八重瀬町の情報を発信していく体制が弱い。

広報やえせは 8,300 部発行しており、そのうち約 7,300 部は区長会を通して一般の世帯に配布されている。残りは、公共施設、銀行、農協、郵便局、社協などにも配布されているが、自治会に加入していない世帯に対して直接配布はされていない。

町の広報媒体としては、広報やえせ、各課うまんちゅネット(ホームページ)、ポスター、電子掲示板、横断幕などがある。

町広報誌等の配布が各字あるいは各班でバラバラであり、配布が遅れた地域においては、行事等の日付がすぎていることがある。

町民、議会、役場とも多くの情報を保有しているが、その情報があまり共有されていない状況にある。

行政情報の伝達・共有を進めていくため、ホームページ、広報誌の充実を図るとともに、テレビ・新聞等マスコミの活用の促進とあわせ、情報共有の重要性を認識する意識付けが必要である。

自治会に加入していない世帯への、広報誌の配布対策を図る必要がある。

町民、議会、役場の情報共有の強化・公開を推進する体制づくりが必要である。

高度情報社会の構築に必要な、光ケーブルの敷設など、高次元な情報通信施設の整備が遅れており、その対策が必要である。

町民の声

ホームページのPRをする必要がある。

広報誌に公共施設一覧を記載してほしい。

パソコンを所有していない人や使用できない人もいるので、講習会等を開いてほしい。

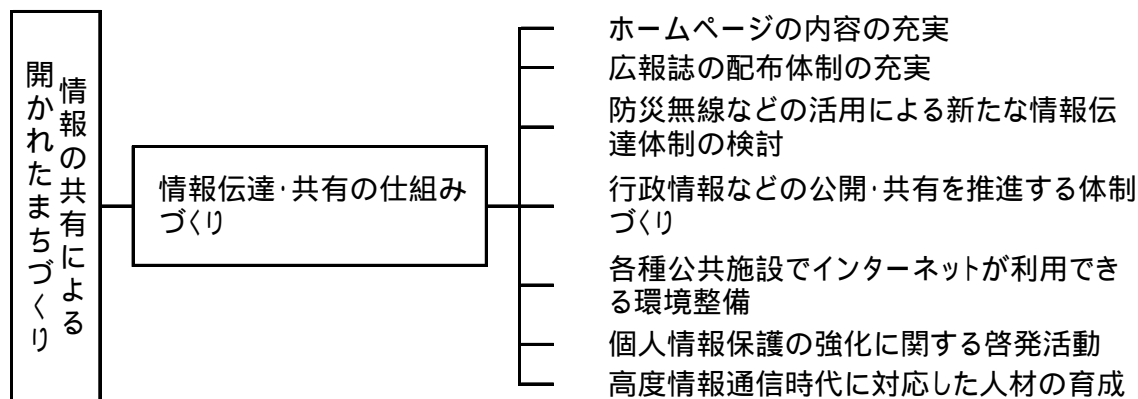
施策の展開

八重瀬町のホームページ(うまんちゅネット)の内容を充実します。
 自治会に加入していない世帯で広報誌が届いていない世帯についても広報誌を受け取れる体制を構築します。
 情報(災害などの緊急放送、税金等の徴収の放送、各種行事の放送等)を迅速かつ的確に伝えるため、町民の暮らしに直結した公民館と、役場と結ぶ防災無線など、放送施設の整備を検討します。
 町民や議会、行政の情報を広報誌やホームページ等を活用し、公開・共有できる環境や体制づくりを推進していきます。また、町民の付託を受けた議会の会議状況をインターネット等による公開を検討します。
 パソコンを持たない家庭やインターネットを接続していない家庭のために、公民館や各種公共施設でインターネットを利用できる環境の整備を促進するとともに、講習会等の実施とあわせ情報の提供に努めます。
 高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報等の流出が懸念されていることから、行政においても個人情報流出徹底防止の強化に努めます。あわせて、町民に対しては個人情報保護についての周知に努めます。
 地域イントラネット事業等によって整備した、情報通信機器の有効活用や利用を促進するとともに、高度情報通信時代に対応した人材の育成に努めます。

主要事業の推進

- 防災無線等の情報伝達施設整備の検討
- 広報誌の配布の充実
- 八重瀬町のホームページ(うまんちゅネット)の充実
- 情報通信ネットワークなど、情報通信基盤等の整備促進
- 地域ネットワークや体制の強化
- 高度情報通信時代に対応した人材の育成

施策の体系



情報の共有による開かれたまちづくり

2 節：対話によるまちづくりの推進

基本構想/まちづくりの基本方向

町民との信頼関係を築くため、行政懇談会や地域ワークショップ、出前講座の実施や広報誌やホームページ・情報ネットワークの強化など対話の機会を幅広く設けます。

アンケートやパブリックコメントなど、広く町民の意見や提言を求めて、行政運営に活かしていきます。

現況と課題

行政懇談会やワークショップ等を実施しているが、その重要性などが、八重瀬町全体で認識されていない。

町民との対話の手法として、ホームページや広報誌の充実、公民館の活用、まちづくりに関するワークショップの開催、各地域と連携した交流活動の強化を図る必要がある。広報誌やホームページを活用して、町民への意見募集を積極的に行う必要がある。

町民の声

行政懇談会やワークショップ等の継続的な開催

施策の展開

行政懇談会や地域ワークショップ、出前講座などを積極的に実施し、町民との対話を促進します。

住民の意見・要望等を幅広くまちづくりに反映するため、アンケートや意見募集などを実施するとともに意見箱の設置など環境づくりに努めます。

町民と行政や町民同士の対話を促進するため、ホームページへの町民掲示板の設置や、広報誌や情報ネットワーク充実を図るなど、情報共有とあわせた取り組みを推進します。

主要事業の推進

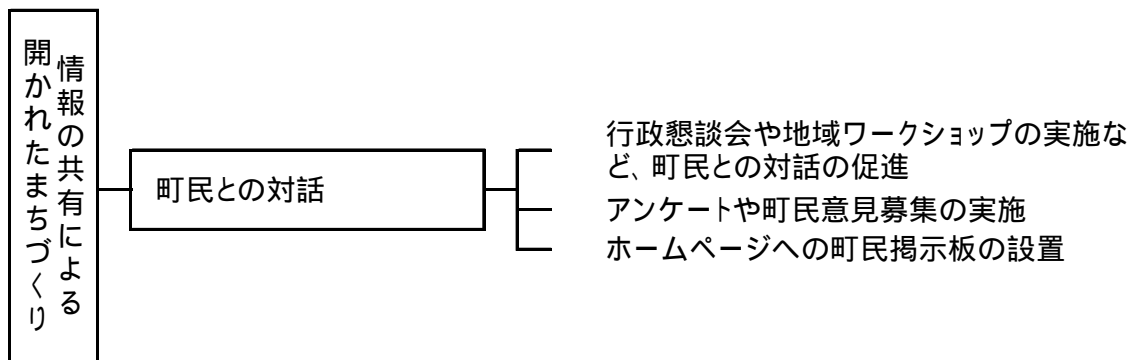
ホームページによる住民掲示板の実施

ワークショップ、出前講座の実施

行政懇談会、教育懇談会の実施

まちづくり講演会、まちづくりフォーラム等の実施

施策の体系



8 . 健全な行財政基盤を確立するまちづくり

基本構想/施策の方針

本町が合併した背景には厳しい行財政状況の打開という課題がありました。近年は地方自治体の財政破綻もみられるなど、全国的にも行財政は厳しい状況にあります。本町では、町民ができること、行政でなければ出来ないこと等、それぞれの役割を補完しあい、効率的な行財政運営を展開し「健全な行財政基盤を確立するまちづくり」を推進します。

1 節：効率的な行政運営	105
2 節：効率的な財政運営	108

8 . 健全な行財政基盤を確立するまちづくり

1 節：効率的な行政運営

基本構想/まちづくりの基本方向

多様化、高度化する町民ニーズに適切に対応するため、行政組織の見直しや情報化を推進するとともに、役場庁舎など、公共施設の有り方について検討を行い、効率的な行政運営を進めていきます。

質の高い行政サービスを効率的に提供するため、総合行政の観点に立って、組織の横断的な連携や協力体制を構築するとともに、役場職員の政策形成能力や資質の向上を目的とした研修を積極的に実施します。

現況と課題

行政改革の指針となる「第1次八重瀬町行政改革大綱」を策定し行政改革の着実かつ徹底した取り組みを進めています。また、行政改革大綱に掲げた重点事項を受け、行政改革を推進するための実施計画としての役割を持つ「八重瀬町集中改革プラン」を策定し集中的かつ着実に行政改革を実施している。

財務会計システムの見直し・戸籍電算化システムの導入・地域イントラネット基盤整備事業を導入し、事務事業の効率化を図っている。

「八重瀬町職員人材育成基本方針」は策定されているが、職員研修計画や推進体制が弱い。

平成18年の合併時248人の職員を平成21年度末までに225人に削減する事を目標に、八重瀬町職員定員適正化計画を策定し計画的な定員管理を行っている。

役場庁舎は、具志頭本庁舎と東風平分庁舎の2箇所分散しており、町民への行政サービスや行政運営などが効率的でない。

効率的な行政組織を築くためには、全庁的な議論や外部からの意見聴取が必要である。

多様化・高度化する町民ニーズに対応するため、情報化等による行政事務の合理化・効率化、職員の能力向上が必要である。

地方分権の推進、財政状況の悪化など、今後も厳しさが増していくことから、今後は、総合行政の観点に立って、組織の横断的な連携や協力体制を構築する必要がある。

「行政改革大綱」に基づく「集中改革プラン」の実行が必要である。

人材育成基本方針の研修計画に基づいた職員研修の実施が必要である。

直営で管理している公共施設について、指定管理者制度の導入を含め、管理のあり方を総合的に検討する必要がある。

効率的な行政サービス（ワンステップ行政サービス等）や行政運営を行うには、役場庁舎は一箇所の方が効率的であることから新庁舎整備の検討を行う必要がある。

「ワンストップ行政サービス」…住民票の写し、戸籍謄本等の請求や保健福祉教育分野の行政手続きは、同じ役場でも窓口が分かれていたりして、何かと面倒なことが多く。「もっと簡単に、もっと手早く」という住民サービスの向上とあわせて自治体の業務効率化も図ろうというもの。

町民の声

町職員の削減を図った方がよい。
町役場職員は、仕事に対する勉強をして町民の質問に分かり易く優しく教えてほしい。
行政情報を広く住民に周知する必要がある。
各庁舎で様々な手続きができるような対応が必要。
要請に対する取り組み状況の説明。
合併10年後までに役場庁舎を建設すべきである。

施策の展開

地方分権の進展、急速に変化する社会経済情勢や厳しい財政運営、行政サービスの高度化に対処するため、総合計画に沿って行財政計画を策定します。
最小の人数で最大の効果をあげることができるよう、計画的な定員管理と地域ニーズに対応した弾力的な人員配置を行うとともに、総合行政の観点に立って、組織の横断的な連携や協力体制を強化します。
行政運営能力の向上の観点から、役場職員の政策形成能力を高める研修制度を強化するとともに、専門職員の配置や育成を行なうなど、体制づくりに努めます。
総合的な行政評価システムの構築により計画的、効率的な事務事業の推進を図るとともに、システムを公開することにより透明性の向上を図ります。
既存電算システムの見直しや新規システムの導入を通して事務事業の効率化を推進します。
業務の民間委託や指定管理者制度の導入を推進するなど、行政コストの削減に努めます。
多様化、高度化する町民ニーズに適切に対応するため、行政組織の見直しや情報化の推進等により、合理的な行政運営を進めていきます。
業務の効率化や費用効果、町民サービスなどを考慮し、新庁舎の整備について検討を進めます。
町民向けの予算説明資料等の配布や公表を推進する。

主要事業の推進

行政改革の推進

- ・ 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため「八重瀬町行政改革推進委員会」を設置し、行政改革を推進する。
- ・ 行政改革の指針となる「行政改革大綱」の着実かつ徹底した取り組みを推進する。

- ・ 行政改革大綱に掲げた重点事項を受け、行政改革を推進するための実施計画としての役割を持つ「集中改革プラン」の実行。
- ・ 総合計画の策定及び実行性の確保
- ・ 行財政計画等の策定及び実行性の確保

職員育成支援事業

- ・ 分権型社会の対応した人材を育成するため、「人材育成基本方針」に沿って、計画的な職員研修等を実施する。

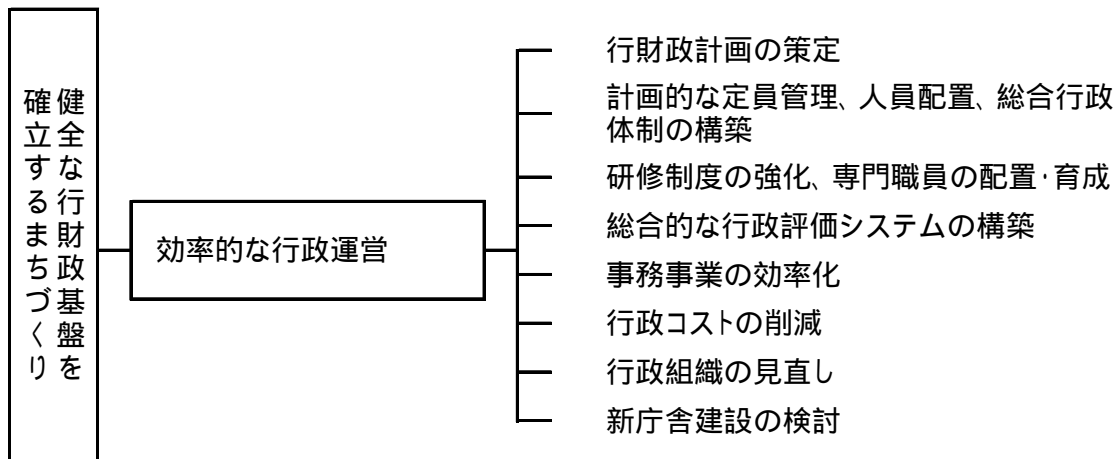
行政システム充実強化事業

- ・ 各種事務処理関連の効率化
- ・ 行政組織を目的志向型に転換し、行政活動の効率性や有効性を高めて、町民本位の行政経営を実現するため「行政評価システム」の確立を図る。
- ・ 「簡素で効率的な行政システムの確立」に向け、今後の行政課題や社会情勢の変化に弾力的かつ的確に対応するため、「八重瀬町職員定員適正化計画」に沿って、計画的に定員管理を行う。

補助金適正化

- ・ 団体補助金、奨励的補助金、扶助費的補助金等については、補助金適正化計画に基づき、活動実態、補助効果、妥当性(公益性)などを精査し見直しを行う。

施策の体系



2 節：効率的な財政運営

基本構想/まちづくりの基本方向

急速に変化する社会経済情勢に的確かつ迅速に対応するため行政評価システムを導入し、事務事業の有効性や効果の評価を通して効率的な行財政運営に努めます。

中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うために、自主財源の確保に努めるとともに、業務の民間委託などによる行政コストの削減などの施策を推進します。

現況と課題

国・地方とも財政は危機的な状況にあり、平成 19 年度末の国・地方を合わせた長期債務残高はおよそ 800 兆円に達し、そのうちの約 136 億円は本町の債務残高(借金)で、乳児から高齢者まで町民一人当たり 51 万円の借金を抱えている状況である。

地方分権改革の推進、新型交付税の導入、三位一体の改革による国庫補助金の削減や地方交付税の減額などにより本町の財政は非常に厳しい状況にある。

税収確保のため企業誘致を推進する必要がある。

課税、徴税、収納体制の一層の充実強化を図るなど自主財源の安定的な確保を図る必要がある。

依存財源については、国・県の補助制度等を効果的、計画的に活用を図る必要がある。

業務の民間委託などによる行政コストの削減を図る必要がある。

これまで以上に行財政基盤を強化し、より効率的な行財政の運営が行う必要がある。

町民の声

企業を誘致し税収の確保を行った方がいい。

財源を増やすことをしっかり考えるべき。

三位一体改革などで厳しい財政状況の中、どんどん改革を推進してほしい(職員の意識改革が必要)。

施策の展開

地方自治や地方税の原則である公平公正の考えに則り、課税、徴税、収納体制をより一層強化し、自主財源(地方税や分担金・負担金、使用料、手数料、ふるさと納税制度を含めた寄付金等)の確保に努めます。

効率的な行政運営とあわせて、人件費の抑制(職員定員適正化計画)や事業の優先度を明確にした投資的経費の抑制(財政計画・実施計画)を図るなど、中長期的な展望に立った健全な財政運営に努めます。

国・県の補助制度の効果的な活用を図るとともに、経常経費の節減、合理化を進め、財源の重点的かつ効率的な配分を行い、健全な行財政運営を推進します。また、行政評価システムを導入し、事務事業の有効性や効果の評価に努めます。

合併後の地域振興のための「地域振興基金」については、財政状況を勘案しながら基金

積立を検討します。

主要事業の推進

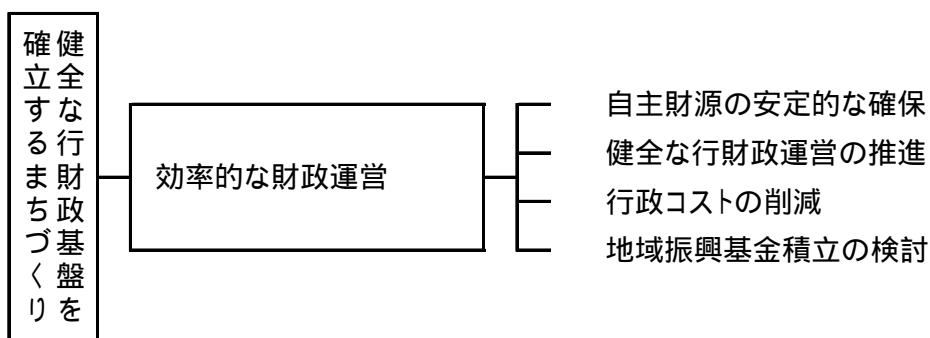
財政運営効率化事業

- ・ 町の財政運営の指針として、長期的展望にたちつつ健全な財政運営を行うことを基本とする「中長期財政計画」、「財政健全化計画」を策定する。
- ・ 入札や見積り等による公共事業の執行をこれまで以上に適正に行うとともに改善し、低減し経費の縮減を図る。(落札率や落札業者の公表)

自主財源確保推進事業

- ・ ふるさと納税制度の推進
- ・ 企業誘致の強化
- ・ 徴収体制の強化(県との連携)

施策の体系



基本データ

住民所得の推移

		一人当り 町村民所得 (千円)	町村民所得 (分配) (百万円)	純生産(百万円)				一人当り 町村民所得(%)	
				総額	第一次	第二次	第三次	対国	対県
平成12年	旧東風平町	1,974	33,327	20,862	1,082	2,683	17,935	66.1	93.2
	旧具志頭村	1,839	14,249	9,509	1,433	1,646	6,792	61.5	86.9
	合計	1,932	47,576	30,371	2,515	4,329	24,727	64.7	91.3
平成15年	旧東風平町	1,971	33,720	19,822	966	2,668	17,096	70.2	98.0
	旧具志頭村	1,840	14,507	9,226	1,305	1,426	6,897	65.6	91.5
	合計	1,930	48,227	29,048	2,271	4,094	23,993	68.7	95.9
平成16年	旧東風平町	2,016	34,345	20,614	1,067	2,193	17,354	71.4	101.1
	旧具志頭村	1,892	14,937	9,861	1,506	1,366	6,989	67.0	94.8
	合計	1,977	49,282	30,475	2,573	3,559	24,343	70.0	99.1
平成17年	八重瀬町	1,881	47,248	30,380	2,813	3,119	24,448	#DIV/0!	93.1

資料:「沖縄県市町村民所得」(沖縄県企画部統計課)

注意:純生産額の総額は帰属利子を含んでいるので各項目の和とは一致しない。

財政状況の推移

単位:千円

		歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年度 繰越額	実質収支	単年度 収支	積立金	実質単年度 収支
平成2年	旧東風平町	3,669,943	3,559,751	110,192	-	110,192	21,839	20,000	2,839
	旧具志頭村	2,439,822	2,384,135	55,687	-	55,687	1,889	66,373	70,903
	合計	6,109,765	5,943,886	165,879	-	165,879	23,728	86,373	73,742
平成7年	旧東風平町	6,005,100	5,883,996	121,104	18,886	102,218	-49,388	174,400	-32,988
	旧具志頭村	4,608,821	4,253,183	355,638	280,513	75,125	2,117	138,096	103,836
	合計	10,613,921	10,137,179	476,742	299,399	177,343	-47,271	312,496	70,848
平成12年	旧東風平町	6,525,526	6,390,705	134,821	33,379	101,442	-62,170	151,156	-21,014
	旧具志頭村	4,649,942	4,454,062	195,880	95,004	100,876	-107,993	124,874	-128,525
	合計	11,175,468	10,844,767	330,701	128,383	202,318	-170,163	276,030	-149,539
平成17年	八重瀬町	12,166,072	11,938,123	227,949	83,241	144,708	144,708	117,884	133,655
平成18年	八重瀬町	11,308,740	10,898,581	410,159	69,810	340,349	195,641	75,000	130,608
平成19年	八重瀬町	11,159,189	10,889,648	269,541	71,198	198,343	-142,006	151,001	-24,673

資料: 県市町村課「市町村行財政概況」

普通会計歳入決算の推移

単位:千円

		歳入総額	自主財源		依存財源				
			地方税	その他財源	地方交付税	国庫支出金	県支支出金	地方債	その他財源
平成2年	旧東風平町	3,669,943	577,685	362,053	1,699,136	604,798	173,106	65,500	187,665
	旧具志頭村	2,439,822	312,861	264,462	1,065,768	183,399	527,047	-	86,285
	合計	6,109,765	890,546	626,515	2,764,904	788,197	700,153	65,500	273,950
平成7年	旧東風平町	6,005,100	714,013	659,073	2,025,128	1,258,635	398,359	749,200	200,692
	旧具志頭村	4,608,821	302,634	586,881	1,675,303	425,310	477,136	1,008,900	132,657
	合計	10,613,921	1,016,647	1,245,954	3,700,431	1,683,945	875,495	1,758,100	333,349
平成12年	旧東風平町	6,525,526	880,078	740,280	2,222,537	1,497,268	389,735	524,400	271,228
	旧具志頭村	4,649,942	431,125	748,975	1,621,589	875,511	283,926	534,900	153,916
	合計	11,175,468	1,311,203	1,489,255	3,844,126	2,372,779	673,661	1,059,300	425,144
平成17年	八重瀬町	12,166,072	1,335,610	1,443,943	3,212,129	2,059,635	1,976,593	1,616,100	522,062
平成18年	八重瀬町	11,308,740	1,370,774	1,356,351	3,630,206	1,411,642	1,716,650	1,228,900	594,217
平成19年	八重瀬町	11,159,189	1,554,537	1,125,587	3,501,356	1,686,383	1,236,096	1,649,145	406,085

資料: 県市町村課「市町村行財政概況」

普通会計歳出決算の推移

単位:千円

		歳出総額	義務的経費			投資的経費		その他経費				歳出の内 消費的経費
			人件費	扶助費	公債費	普通建設 事業費	その他 事業費	物件費	補助費等	繰出金	その他	
平成2年	旧東風平町	3,559,751	893,022	245,390	289,343	782,593	115,408	371,978	267,225	92,994	501,798	1,803,170
	旧具志頭村	2,384,135	604,615	112,284	173,787	693,049	0	313,462	189,735	44,438	252,765	1,232,857
	合計	5,943,886	1,497,637	357,674	463,130	1,475,642	115,408	685,440	456,960	137,432	754,563	3,036,027
平成7年	旧東風平町	5,883,996	1,103,755	475,136	302,602	2,359,942	33,418	674,610	409,920	199,085	325,528	2,695,995
	旧具志頭村	4,253,183	746,363	297,384	227,358	1,852,408	1,359	375,098	295,478	130,152	327,583	1,737,059
	合計	10,137,179	1,850,118	772,520	529,960	4,212,350	34,777	1,049,708	705,398	329,237	653,111	4,433,054
平成12年	旧東風平町	6,390,705	1,248,091	470,187	451,286	2,420,873	0	684,753	523,274	390,911	201,330	2,955,700
	旧具志頭村	4,454,062	826,651	249,481	469,285	1,807,028	8,189	416,823	328,211	200,300	148,094	1,833,086
	合計	10,844,767	2,074,742	719,668	920,571	4,227,901	8,189	1,101,576	851,485	591,211	349,424	4,788,786
平成17年	八重瀬町	11,938,123	2,073,615	1,090,069	1,256,266	4,640,835	49,796	1,082,854	820,214	707,516	216,958	5,087,666
平成18年	八重瀬町	10,898,581	1,996,894	1,047,109	1,094,446	3,456,090	0	1,239,376	927,237	725,412	412,017	5,226,703
平成19年	八重瀬町	10,889,648	1,935,813	1,162,133	1,115,442	3,448,081	16,178	1,179,779	833,444	802,775	396,003	5,153,770

資料: 県市町村課「市町村行財政概況」

合併時の基金残高・地方債残高

単位:百万円

	基金残高	地方債残高
旧東風平町	1,240	9,772
旧具志頭村	1	3,297
合計	1,241	13,069

